

平成28年3月9日

◎坂本（孝）委員長 ただいまから産業振興土木委員会を開会いたします。

（10時00分開会）

本日からの委員会は「付託事件の審査等について」であります。

当委員会に付託された事件は、お手元にお配りしてある「付託事件一覧表」のとおりであります。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思います。

なお、委員長報告の取りまとめについては、16日水曜日の委員会で協議していただきたいと思います。

お諮りします。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

◎坂本（孝）委員長 御異議なしと認めます。

それでは日程に従い、付託事件の審査及び報告事項を一括議題とし、各部局の説明を受けることにします。

なお、部長及び理事に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

《産業振興推進部》

◎坂本（孝）委員長 それでは、産業振興推進部について行います。

最初に部長の総括説明を求めます。

◎中澤産業振興推進部長 それでは産業振興推進部の提出議案について、御説明をいたします。

最初に、28年度当初予算案でございます。お手元の資料、平成28年度産業振興推進部予算重点項目、カラー刷りの資料をごらんいただきたいと思います。こちらの表紙1ページ目でございます、平成28年度の当部の予算総括表でございます。

中山間対策・運輸担当理事所管を除きます、産業振興推進部の一般会計予算、中ほど、薄い色で小計の欄になりますが、総額で24億8,152万9,000円を計上いたしております。対前年度比114.6%、3億1,682万7,000円の増額となっております。

なお、国の交付金を活用しました2月補正の前倒し分を含めた形で比較しますと、対前年105.7%、1億5,800万円余りの増額ということになります。

そのほか、この下の表になりますけれども、産業振興センターに造成をしております、こうち農商工連携基金の財源となる、地方債の元利償還金として、昨年度と同額、154万6,000円を計上いたしております。

続きまして資料の2ページ3ページに、産業振興推進部の主なミッションを施策ごとに九つのポイントでまとめております。

まず、一つ目のポイント、「まち・ひと・しごと創生総合戦略の着実な推進」でございます。こちらでは、県版総合戦略を平成28年度版として、今月末に改定することとしております。また市町村版の総合戦略につきましても、全ての市町村で今月末までに策定をされる予定となっております。この県版と市町村版の総合戦略を両輪としまして、本県の地方創生に向けて、着実な推進を図ってまいります。

特に、各市町村の総合戦略につきましては、P D C Aサイクルによる点検、検証をしっかりと行いまして、目標の達成に向けて、まずは着実に成果を積み上げていただくことが重要でございますので、県としてもその実行をしっかりとサポートをしております。

そのほか国の地方創生関連の補正予算を活用しました、県内の高校生等を対象に、地域経済分析システム、いわゆるR E S A Sを活用したアイデアコンテストを実施することとしております。

次のポイントの2から8までは、産業振興計画の取り組みになります。生産年齢人口の減少に連動する形で、長年にわたって減少傾向にありました各分野の産出額などが、平成23年前後、こちらをターニングポイントとして上昇傾向に転じてまいりました。また本県の有効求人倍率は悲願でありました1.0倍を超えまして、本年1月には過去最高の1.05倍に達しており、経済全体としてもよい方向に向かっていると感じております。

しかしながら正社員の有効求人倍率、これはいまだ0.6にとどまっております、また県内地域間あるいは職種間の求人の格差も、まだまだ大きいといった状況がございます。このため、第3期の産業振興計画では、地産と外商をさらに強化する施策を盛り込みますとともに、その流れをより力強い拡大再生産の好循環へつなげていくための施策を抜本強化することとしております。

この第3期計画の全体像につきましては、後ほど報告事項として計画推進課長より御報告を申し上げますけれども、当部の役割であります計画全体のコーディネート、そして食品加工や移住促進の分野の取り組みを着実に当部として推進をしております。

個別の取り組みとしまして、二つ目のポイントでございます、「第3期産業振興計画の着実な推進」に向けまして、計画のフォローアップや広報等を実施いたしますとともに、地域アクションプランの取り組みを、引き続き産業振興推進地域本部を中心に総合的に支援をしております。

続きまして三つ目のポイント、『「地産」をさらに強化する』。こちらの取り組みにつきましては、外商に挑戦する事業者や商品の第1ステップとして、県内での認知度向上と商品の磨き上げを図りますため、県内量販店等でのテストマーケティングを実施して、市場が求める商品づくりに取り組んでまいります。

また、広がってきました外商の機会を、さらなる外商の成果につなげていくために、食品事業者における市場のニーズに合わせた商品開発でありますとか、大手の小売あるいは業務筋に対応できる、生産管理の高度化への支援を強化してまいります。

四つ目のポイントで、『「地産」で生み出されたさまざまなモノを生かして、「外商」をさらに強化する』ということでございます。まず「企業の一貫支援体制の強化」、こちらでは県内の事業者が外商活動に取り組む中で、明らかになりました課題を解決して、次のステージに踏み出せるよう、個々にサポートチームを設置しまして、関係機関や専門家と連携をして各事業者の成長を支援してまいります。

次の「外商活動の全国展開の一層の強化」では、地産外商公社が仲介あっせんをした成約件数が、昨年度は21年度の約25倍となりまして、成約額も大きく伸びてまいりました。この成果をさらに高めていくために、公社の外商職員を首都圏に1名、関西・中部地区に1名を増員しまして、規模が大きな量販店グループなど、これまで外商先としてはハードルが少し高かった事業者に対しましても、積極的に外商活動を展開してまいります。

次の「高知家プロモーションの強化」では、高知家の認知度の維持向上を図るとともに、マスメディアを通じて必要な告知を適切な時期に発信し、この発信効果を個別品目のセールスプロモーションと連動させますなど、外商や観光、移住に向けた具体的な行動の誘発につなげるための施策を実施してまいります。

次の「外商活動の海外への展開を本格化」では、本年度、ロンドンでの土佐酒の賞味会の開催などに取り組みました結果、現地での評価に一定の手応えを感じることができましたので、来年度は土佐酒をユズに続く輸出基幹品目として位置づけまして、生産者や関係団体とも連携しながら、輸出の拡大に取り組んでまいります。

続いて3ページをお願いいたします。ポイントの5、『「地産」「外商」の成果を「拡大再生産」へつなげる』という項目でございます。5から始まります。拡大再生産に向けた地域産業クラスターの形成、そして起業や新事業展開の促進、担い手の育成確保、この三つの取り組みを推進してまいります。

ポイントの5として、「地域産業クラスターの形成！」を上げてございます。生産から加工流通販売までの関係者の、地域ごとの関係者のネットワークを構築しまして、新たな商品開発や販路開拓を進めますとともに、地産地消・外商課に設置いたしますワンストップ窓口にコーディネーターを配置しまして、地域産業クラスターの仕組みづくりを支援してまいります。

また産業振興推進総合支援事業費補助金に、新たにクラスター加算を創設しまして、補助限度額の引き上げを行うこととしております。

その下六つ目のポイントでございます「起業や新事業展開の促進！」。こちらの取り組みは、計画推進課内に新たに起業推進室を設置しまして、各部局と連携して起業や新事業展

開の促進を図ってまいります。具体の事業としまして、新たに小規模な事務系職場等の起業や立地を支援するための補助事業を創設しますとともに、地方で起業を検討している都市部の人材に対する起業支援研修の拡充、さらには本県に移住された方などの起業を支援するための相談窓口の設置などを行ってまいります。

その下七つ目のポイント、「担い手の育成・確保！」の取り組みでは、産業振興や地域振興の取り組みを牽引する意欲のある担い手を育成するために、地域主体の人材育成の取り組みを支援してまいります。

八つ目のポイント、「移住者倍増を目指して、移住促進策をさらにバージョンアップ！」という点でございます。県版の総合戦略に掲げます、平成31年度に人口の社会増減の均衡を図るという目標を達成するためには、移住者数を現在の目標であります年間500組から、平成31年度に1,000組へと倍増させていく必要があります。このため、来年度は従来の高知ファン、いわゆる高知ファンだけではなくて、都市部の移住関心層への情報発信を大幅に強化しますなど、新たに都市部の人材と地域が求める人材ニーズをつなぐ仕掛けとなりますツアーの実施、また、移住者の地域での起業やなりわい、いわゆるなりわいづくりを支援する取り組みなどを展開してまいります。そのほか、移住・交流コンシェルジュや市町村の専門相談員などの相談対応の、質のさらなる向上を図るための取り組み、また、移住者向けの住宅確保策の強化などを行ってまいります。

最後九つ目の、「地域づくり支援」の取り組みにつきましては、地域づくり活動のさらなる活性化に向けまして、新たに地域おこしネットワーク会議を立ち上げ、地域で活動する方々による情報交流会の開催などを行ってまいります。また、地域での支え合いの仕組みづくりなど、地域の自立に向けた取り組みを支援してまいります。

平成28年度予算については以上でございます。なお、詳細につきましては各担当課長から御説明をいたします。

続きまして、4ページをお願いいたします。平成28年度の組織の改正でございます。表の下に記載をしておりますが、1点目は、先ほど説明いたしましたとおり、起業・新事業展開の推進に向けた体制強化のために、計画推進課内に起業推進室を設置いたします。また、これにあわせまして、中山間地域等シェアオフィス推進業務を商工労働部の新産業推進課から移管をいたします。

2点目は、地域地域に第一次産業等を核としました、地域産業クラスターを関係部局が連携して生み出していくために、地産地消・外商課の食品加工推進室を廃止して、専任の企画監を配置するとともに、食品分野の企業支援業務を商工労働部工業振興課から地産地消・外商課に移管をいたします。

3点目として、地域支援業務と中山間地域対策業務とを一体的に進め、取り組みの相乗効果をより高めるために、計画推進課から中山間地域対策課に地域支援業務を移管いたし

ます。以上が組織の改正内容でございます。

続きまして5ページをお願いいたします。計画推進課の中山間地域等シェアオフィス利用推進事業費補助金と小規模起業促進事業費補助金につきまして、債務負担行為をお願いするものでございます。

続いて27年度の2月補正予算について、御説明をさせていただきます。その下にございますが、中山間対策・運輸担当理事所管を除きます産業振興推進部では、これも中ほど、小計のところがございますが、2億9,258万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

内訳としましては、給与条例の改正などに伴う人件費や、国の地方創生加速化交付金を活用して実施をいたします事業予算の前倒しによる増額、さらに、産業振興推進総合支援事業費補助金及び、地域づくり支援事業費補助金の本年度の執行見込みが当初見込みを下回ったことなどによる減額、これらとの差し引きによるものでございます。詳細につきましては、各課長から御説明を申し上げます。

続いて6ページをお願いいたします。繰越明許費でございます。国の補正予算及び事業実施主体の工事の遅延等によりまして、繰り越しをお願いするものでございます。こちらも詳細は、後ほど各課長から御説明を申し上げます。

続きまして、別の資料、赤い見出しの審議会等と見出しが入っている資料をごらんいただきたいと思います。各種審議会と審議経過等がございますけれども、1月に高知県産業振興計画フォローアップ委員会、そして裏面になりますけれども、高知県移住推進協議会を開催いたしましたので、お手元に資料をお配りしております。

最後に報告事項が1件ございます。第3期高知県産業振興計画の全体像の案につきまして、計画全体の概要、あるいは戦略、各分野の目標などを、後ほど計画推進課長より御報告をさせていただきます。

私からは以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

〈計画推進課〉

◎坂本（孝）委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

まず、計画推進課の説明を求めます。

◎土居内計画推進課長 それでは計画推進課の平成28年度当初予算について御説明をさせていただきます。

資料②の議案説明書、245ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。左側下段に合計が記載されておりますが、当課の歳入予算額は1億1,032万8,000円で、前年度と比較しまして約1億1,000万の増となっております。

主な要因としましては、左端の科目の欄の一番下でございます6、産業振興推進債が1億1,000万の増となっております。これは、産業振興推進総合支援事業費補助金の財源とし

て、起債を充当することとしたものでございます。

そのほか、科目の欄の上から4番目、14、諸収入、32万7,000円につきましては、一般財団法人自治総合センターのコミュニティー助成事業に係る事務分、事務費の事業分として、25万2,000円。また、計画推進課及び地域本部で雇用する、臨時的任用職員の雇用保険料の被保険者負担分7万4,000円などがございます。

次に歳出予算について御説明をいたします。先に248ページをお願いいたします。計画推進課の歳出予算の合計額は13億6万5,000円で、前年度と比較をいたしますと、2,139万5,000円の減額となっております。

主な要因といたしましては、産業振興推進総合支援事業費補助金と、地域づくり補助金、この要望額の減少に伴う予算の減額。それから、来年度から新たに計画推進課で推進してまいります、起業促進の関連事業予算の増額による差し引きによるものでございます。

次に、個別の項目について、御説明をさせていただきます。246ページにお戻りをいただきますでしょうか。右側の説明欄の項目に沿って御説明をさせていただきます。

まず、説明欄の1、人件費でございます。部長や副部長、各地域産業振興監及び、地域支援企画員を含む職員の給与費90名分、6億4,725万8,000円を計上いたしております。

次に2の産業振興推進調整費は、部内の調整及び課の運営に要する事務費を計上いたしております。

3の産業振興計画推進費は、産業振興計画に係るフォローアップ委員会や、地域のフォローアップ会議の開催や、県内4カ所でのシンポジウムの開催の経費のほか、計画のPRパンフレットなどの印刷や、産業振興推進地域本部の運営経費、各地域に駐在をしております地域支援企画員の活動経費などがございます。

次の247ページをお願いいたします。4の産業振興推進事業費につきましては、主に、地域アクションプランなどの取り組みを人的資金的にサポートしていくための経費でございます。

一つ目の、産業振興推進総合支援事業費補助金は、後ほど別の資料で詳しく御説明をさせていただきますが、地域アクションプランなどに位置づけた取り組みを支援するための経費でございます。

二つ目の、地域の頑張る人づくり事業費補助金は、産業振興や地域振興の取り組みを牽引をする意欲ある担い手を育成するため、地域が主体となって実施する研修会の開催などを支援する経費でございます。

次の事務費は、地域アクションプランなどの取り組みを支援するための産業振興アドバイザーの派遣や、総合補助金の事業審査に係る謝金などの経費でございます。

次に5の、地域の元気応援事業費でございます。これは地域での支え合いの仕組みづくりなど、地域の活性化や自立に向けた取り組みを支援するための経費でございます。

一つ目の、地域おこし人材連携推進事業委託料は、来年度の新規事業でございます。後ほど参考資料で詳しく御説明をさせていただきますが、地域づくり活動のさらなる活性化に向けまして、地域おこしネットワーク会議を立ち上げ、地域で活動する方々による情報交流などを行うための経費でございます。

次の、地域活性化センター等負担金でございますが、地域活性化センターは、全国の地方公共団体や民間企業などが出資をし、地域づくりに関する情報の収集や提供、各種助成事業を行っている団体ございまして、このセンターに対する負担金を計上いたしております。

次の、地域づくり支援事業費補助金は、地域のにぎわいづくりや支え合いの仕組みづくり、地域活動の拠点の整備など、地域の住民の方々の自主的主体的な地域づくり活動を支援するために、市町村に助成する経費でございます。

次に6の、まち・ひと・しごと創生総合戦略推進費でございます。事務費につきましては、平成28年度版の県の総合戦略及び、市町村の総合戦略を着実に推進いたしますため、市町村職員を対象としたセミナーの開催や、国や他の都道府県などの情報収集などを行う経費でございます。

次の248ページをお願いいたします。7の起業促進事業費でございます。第3期計画の拡大再生産に向けた強化策の一つであります、起業や新事業展開の促進を図りますため、新たに計画推進課内に起業推進室を設置いたしまして、他の部局と連携をして取り組みを進めてまいります。

このため、今年度、新産業推進課で実施しております、中山間地域等シェアオフィス利用推進事業に係る予算を、計画推進課のほうで計上いたしますとともに、新たに小規模な事務系職場などの起業や立地を促進するための補助金を創設することといたしております。

一つ目のインターネットホームページ修正等委託料から、四つ目のシェアオフィスプロモーション事業委託料までは、本県のシェアオフィスへの企業の入居を促進するための情報発信や、シェアオフィスで働くIT系の技術者の誘致などに要する経費でございます。

次の中山間地域等シェアオフィス利用推進事業費補助金では、シェアオフィスの入居企業に対しまして、オフィスの賃貸料や通信回線使用料などの経費を助成するものでございます。

次の事務費は、新たに設置をいたします起業推進室の活動経費のほか、シェアオフィスの入居企業と県内学生との交流事業の開催や、小規模起業促進事業費補助金の審査員の謝金などの経費でございます。

次に8の、中小企業近代化資金助成事業特別会計繰出金でございます。平成20年度から産業振興センターに造成運営をしております、こうち農商工連携基金について、造成する

際の財源の一部に充てた地方債の利払い金として、前年度と同額の154万6,000円を計上いたしております。

次の249ページをお願いいたします。債務負担行為でございます。先ほど御説明をいたしました、中山間地域等シェアオフィス利用推進事業費補助金と、小規模起業促進事業費補助金に関する、当該年度以降の支出予定額に係る債務負担行為でございます。この二つの補助金につきましては、最大で3年間補助する制度としておりますので、債務負担行為をお願いするものでございます。

続きまして、資料飛びまして784ページをお願いいたします。特別会計の中小企業近代化資金助成事業の収入でございます。先ほど御説明をいたしました、こうち農商工連携基金に係る利払金を、一般会計から繰入金として計上いたしております。

785ページをお願いいたします。特別会計の歳出でございますが、同じくこうち農商工連携基金に係る地方債の利払金、154万6,000円を計上いたしております。

786ページをお願いいたします。こちらも、こうち農商工連携基金に関するもので、その財源となりました地方債の現在高でございます。20億9,000万円の内訳でございますが、20億円が独立行政法人中小企業基盤整備機構からの無利子借入、9,000万円が金融機関からの借入となっております。期日一括償還のため、現在高は借入額と同額となっております。

次に個別事業の詳細につきまして、参考資料のほうで御説明をさせていただきます。お手元にお配りをさせていただいております、参考資料の赤色のインデックス、計画推進課の1ページをお願いいたします。

産業振興推進総合支援事業費補助金につきましては、一番上の①、年度別の表にございますように、平成21年度からの7年間で219件、約33億900万円を補助しております。

右端にお示しをいたしております執行率につきましては、平成25年度、26年度と市町村からの要望内容の精査や、新たな事業者の掘り起こしなどに努めました結果、一旦改善をいたしておりましたが、平成27年度は予算額4億5,000万に対しまして、執行額は約3億300万円、率にいたしまして67.5%の執行見込みとなっております。

平成27年度の状況につきましては、下の③、平成27年度執行見込の内訳に記載をいたしておりますが、当初の予算要求時に要望のありました17件のうち、本年度に施行するものが9件にとどまっております。また、年度の途中の新たな案件の掘り起こしもできなかったことから、多額の不用額を結果として生じたものでございます。

次のページをお願いいたします。一番上に要望分で未執行となりました、8件の内訳を記載いたしております。他制度を活用したものが2件。事業内容を精査し28年度に実施を延期したものが3件。事業実施主体の計画の見直しなどにより、事業の再検討をするものとなったものが3件となっております。今後はさらなる市町村からの要望内容の精査や、意欲ある新たな事業者の掘り起こしに努めまして、補助金の適正な執行に努めてまいります。

す。

次の2の、平成27年度に補助金を活用した主な事業につきましては、新たな加工施設を整備し、養殖業や、四万十町産の豚の加工を行う事業や、新たな直販所を整備し地域の農産物を販売する事業、三つの事業を記載をいたしております。

成果欄に記載しています地元雇用予定、こちらにつきましては事業計画上の数字でございますが、今後事業が軌道に乗ればこうした雇用が見込まれるというふうなことでございます。

その下の3、補助金による雇用の創出効果といたしましては、平成21年度から27年度までの7年間の累計見込で643人の雇用が創出をされ、昨年度末までの累計と比較をしますと41人増加をいたしております。

その下の4でございます。経済波及効果の「経」の文字が抜かっております。補助金による経済波及効果としまして、現時点で決算を把握できる平成26年度までの状況でございますが、一番下の平成26年度につきましては、平成21年度から25年度までの5年間に補助をいたしました135件の事業によりまして、事業実施前と比較をいたしまして、約38.4億円の売上げの増加効果が図られているところでございます。

次のページをお願いいたします。来年度はこの補助金にクラスター加算を創設いたしまして、事業規模が大きく、かつクラスター化を計画する事業への支援を強化してまいりたいと考えております。

クラスター加算の内容といたしましては、右の改定案に記載をいたしておりますとおり、現行の補助限度額5,000万円を、クラスター加算の要件、具体にはここに記載をいたしておりますとおり、市町村等が策定するクラスタープランに位置づけられた事業であること、また、事業実施主体が市町村以外の場合には、市町村が継ぎ足し補助を行うもの、この二つの要件を満たす事業について、5,000万円を上限に加算をいたしまして、最大1億円の補助をできるようにするものでございます。

次のページをお願いいたします。来年度の新規事業として予算を計上させていただいております、地域おこし人材連携推進事業の資料でございます。地域を活性化するためには、何よりも地域を元気にしたいという思いを持って、地域おこしの活動をされる方々が地域地域にいらっしゃることが重要と考えております。

しかしながら、背景・課題の欄でございますように、従来型の団体を中心とした地域おこし活動については衰退傾向にあり、後継者も不足をいたしていること、また、地域で活動する方々同士のネットワークの場が不足をしているといった課題がございます。

一方で地域アクションプランや土佐まるごとビジネスアカデミーなどに参画をされる方々が地域おこし活動にも参画をされ、地域おこしのリーダーとなって地域を牽引する事例も出てきつつあるところでございます。そのため、地域おこし活動を活発にしていくた

めの新たなアプローチといたしまして、今回地域おこし人材ネットワーク会議を立ち上げ、地域を元気にしたいという思いで活動されている方などの志や、活動をつなげる地域おこしの人材ネットワークを構築するものでございます。

事業の内容につきましては、下の緑色の箱にございます地域アクションプランの実践者や、土佐まるごとビジネスアカデミーの参加者などの方々に参加をいただき、会議を立ち上げ、赤枠の実施内容にございます、1)のネットワーク会議の開催、2)の情報の発信により、人と人との交流や情報の共用を活発にしていまいります。さらに、3)の地域おこしプランコンテストの実施によりまして、新たな実践者の掘り起こしや会員同士の連携を深めてまいります。さらに4)でございますが、地域おこしプランなどの実施に向けたサポートもしてまいります。

この事業を通しまして、地域おこしに取り組まれる方々のネットワークが築かれまして、右下のオレンジの箱にございますが、活動に相互に協力をする、新しいことに一緒に取り組む、地域の仲間と新しい活動を展開するといった形で、地域おこし活動をさらに活発になるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次のページをお願いいたします。来年度の新規事業として予算を計上させていただいております、小規模起業促進事業費補助金でございます。上の背景にございますように、第3期の産業振興計画では、起業や新たな事業展開を促していく施策を抜本強化することといたしております。

起業や第二創業などの新たな取り組みの立ち上がりの段階では、比較的小規模な事業展開からスタートするケースが多くなりがちであります。現行の制度ではこの小規模な創業などをカバーしているものが少ないことから、今回、そうした取り組みを後押しするための新たな支援制度といたしまして、この補助金を創設するものでございます。

事業内容につきましては、(1)の「対象とする分野」につきましては、小規模な事務系職場を考えております。その理由としましては、本県ではこうした事務系職場が不足をいたしており、若者の雇用の場の創出が期待できること。また、企業の共通業務のアウトソーシングの流れが加速をしており、今後もこうした分野の成長が期待できること。さらには、人材確保や受け入れ体制を整えば、比較的容易に県外からの立地も可能であることなどから、ターゲットといたすものでございます。

(2)の「対象とする事業所の規模」といたしましては、操業開始後1年以内に3人以上9人以下の正規の職員の県内新規雇用を行う法人事業者といたし、また、補助の内容といたしましては、右の表に記載をいたしておりますように、家賃や事務所の開設費、設備のリース費、施設の改修費、通信費などを対象とすることにいたしたいと考えております。

なお、補助金の採択に当たりましては、(4)「その他」に記載をいたしておりますが、採択審査会を開催いたしまして、専門家により事業内容を総合的に評価し、決定いたして

まいりたいと考えております。来年度につきましては、3件分の予算を計上させていただいております。

以上で、平成28年度当初予算についての説明を終わります。

続きまして、平成27年度の2月補正予算について御説明させていただきます。資料④の議案説明書、134ページをお願いいたします。

計画推進課の2月補正歳入予算額は、1,792万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

まず、左端の科目の欄にございます7、分担金及び負担金、925万3,000円は、大川村に派遣をいたしました職員の人件費に係る負担金でございます。

四つ目の9、国庫支出金、867万4,000円は、国の地方創生加速化交付金を活用しまして、2月補正で前倒しして実施いたします、地域経済システムを活用した事業に係る交付金でございます。

続きまして、2月補正の歳出予算を御説明させていただきます。135ページをお願いいたします。

まず、左側の科目欄の一番下でございます1、計画推進費の右端の説明欄をごらんいただきますでしょうか。上から三つ目の市町村派遣職員費負担金は、市町村からの派遣職員3名の人件費負担金を計上させていただいております。

その下の2、産業振興計画推進費の地域経済分析システム活用促進事業委託料につきましては、国の地方創生加速化交付金を活用しまして、若者の県内定着に向けた意識醸成を図ることを目的に実施いたします、地域経済分析システムを活用したアイデアコンテストに係る経費でございます。

3、産業振興推進事業費につきましては、次の136ページをお願いいたします。産業振興推進総合支援事業費補助金につきましては、先ほど御説明させていただきましたとおり、執行見込額が当初予算額を下回ったため、減額補正をお願いするものでございます。

次の、地域の頑張る人づくり事業費補助金につきましては、産業振興や地域振興の取り組みを牽引する、意欲ある担い手を育成するため、地域が主体となって実施する研修会の開催などの経費を助成する事業で、昨年9月補正でお認めをいただいた事業でございますが、事業実施主体において研修計画の立案に時間を要し、本年度の事業を見送った事例が生じたことなどから、減額補正をお願いするものでございます。

その下の事務費につきましては、産業振興アドバイザーの謝金などの執行見込額が予算額を下回ったことや、総合補助金の審査会の回数の減などにより減額補正をお願いするものでございます。

4の、地域の元気応援事業費の地域づくり支援事業費補助金につきましては事前の要望調査を踏まえまして、必要な予算を計上いたしましたところでございますが、その後、地元と

の調整の中で、翌年度に検討を継続することになり、取り下げとなった物件などがございましたことから減額補正をお願いするものでございます。

以上、合計で2月補正歳出予算額は、1億5,979万円の減額補正をお願いするものでございます。

137ページをお願いいたします。繰越明許費でございます。事業名の欄の産業振興計画推進費につきましては、国の地方創生加速化交付金を活用して実施をする、地域経済分析システム活用促進事業委託料の2月補正の前倒しによるものでございます。

次の産業振興推進事業費は、産業振興推進総合支援事業費補助金について、事業実施主体の工事に係る調整等に時間を要したため二つの事業予算を、また、その下の地域の元気応援事業費は、地域づくり支援事業費補助金につきまして、市町村の工事に係る調整等に時間を要したため、二つの事業予算をそれぞれ繰り越しをお願いするものでございます。

長くなりましたが、以上で計画推進課の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

◎坂本（孝）委員長 はい。質疑を行います。

◎中内委員 この246ページです。産業振興推進調整費。それぞれ市町村には地域の重要課題がいっぱいあるわけよ。そうした市町村との連携はどうなっちゃうかね。

◎土居内計画推進課長 この産業振興推進調整費ということではございませんが、計画推進課のさまざまな事業を実施する中で、例えば地域アクションプラン推進につきましては、産業振興推進地域本部を中心にサポートをさせていただいているところでございます。もちろん、アクションプランのサポートに当たりましては、市町村の皆さんと一緒に連携をして、取り組まさせていただいているところでございます。市町村版の総合戦略の策定実行に当たりましては、まさしく市町村の皆様が主体となって取り組んでいく、それを県としてサポートをさせていただく、そういった市町村と県との連携を図っているところでございます。

◎中内委員 1ページめくって起業促進事業費です。この起業誘致をするのにも、取り組みの実績。それと市町村との連携。それでまた企業が市町村をどう評価しておるか、そのことについて。

◎土居内計画推進課長 実績につきましては、来年度、計画推進課でどちらかという小規模な起業を中心にしながら実施をするということで、計画推進課としての起業誘致については実績がないということです。商工労働部のほうで実施しているところについては、例えばコールセンターであるとか、あと文化推進部のほうでも、コンテンツ企業の誘致、そういった事業について成果が出ているところでございます。

あと市町村との連携につきましては、当然その起業を進めていくためには、市町村の皆さんと連携をしていくことになろうかと思っております。例えば、シェアオフィスにつきまして

は、市町村の方々がシェアオフィスを整備しております。今後もこういったシェアオフィスを整備したいといった市町村のニーズもございます。そういった整備を支援いたしますとともに、そこに入居する企業につきましては、市町村の皆さんと連携して、入居企業に対してアプローチをしていきたいと思っています。

◎前田委員 786ページの上のほう、先ほどの御説明の中に、期日一括償還という表現があったんですけど、これは一体どういう意味でしょうか。

◎土居内計画推進課長 この基金に関して、こうち農商工連携基金に関するものでございまして、現在、20億9,000万円の借入れをしています。内訳としては、先ほど御説明をいたしましたように20億円については、独立行政法人中小企業基盤整備機構からの無利子借入、それから9,000万円は金融機関からの借入になってございます。借り入れてから10年間、その基金の果実で事業を実施するというので、大体年間今3,600万円ぐらいの果実がございまして、それを活用しながら事業を実施する。農商工の連携に係る事業のほうを、産業振興センターで実施しているところでございます。10年間終わりましたら、借り入れしているお金を一括で戻すということで、そういった表現を使っているところでございます。

◎前田委員 戻した後はまたいただいて、また同じような感じで回していくということですか。

◎土居内計画推進課長 この制度につきましては、国の制度でございまして、現行の制度で言いますと、10年間で終わりになっておりますが、非常にその全国的にも、引き続き実施をしてほしいといった要望がございまして、政策提言などで引き続きこうした事業の継続を要望しているところでございます。

◎久保委員 大変多岐にわたって、一番のホットコーナーで御苦労さまでございます。本当に敬意を表します。

この参考資料の赤い計画推進課のインデックスの5ページですけども。この、新規で小規模起業促進事業費補助金、まさにこれ、インキュベーションの機能を発揮するということで大変大事だと思います。一義的には多分その起業する方というのは、民間の金融機関とも話をして、それプラスこういうふうなこと。それは、前後は違うかもわかりませんが、そういう場合に、こちらのほうもその金融機関でどういう、例えば融資とか、いろんなものがあると思いますけども。それを相談に来たときにお示しをしていただくようなどころまで来たほうが一番いいんでしょうけども。事前に向こう、その起業の方が勉強して、そこまでやった後にこちらのほうに来られるケースもあろうかと思っております。そういう意味では、民間の金融機関と行政が常に連携をしておく必要があると思っておりますし、今、金融機関等ともふだんから連携をし、協定なんかも結んでやられていると思っております。それは小規模、この事業の新規にも限らないかもわかりませんが、その金融機関との連携のところは、今どうなっているのか、課長にお伺いします。

◎土居内計画推進課長 お話がありましたように、今現在四つの県内の金融機関と協定を結ばせていただいているところでございます。協定の内容としましては、単にいろんな県の観光のPRとかといったのを金融機関にお願いをするといったことだけではなしに、やはりその各事業者の皆さんが新しいことに挑戦をしたい、そういった場合に、例えば県の支援策を御紹介いただけるとか。あるいは逆に県のほうから、いろんな事業者の案件について、金融機関に御相談させていただくといったことがございます。今回起業それから新事業展開の促進ということで、取り組みを抜本強化する。計画推進課の中に起業推進室を設置しますので、そういった起業あるいは新事業展開の促進が、さらに加速をしていくと考えています。そうした取り組みを進めていくためには、金融機関の皆さんと連携をさらに密にしていく必要があると思いますので、具体的に日々のコミュニケーションをとりながら、取り組んでいきたいと考えています。

◎久保委員 まさに今課長がおっしゃったように、起業家の方がこちらに来たときも、民間のメニューをお示しできるようにするのがいいです。民間の金融機関に行ったときにも、いや、これについては県のこういうメニューがありますよと相互に言えるような関係になっておくことがすごく大事だと思います。ぜひ、そのところ協定に基づいて、よろしくお願いをいたします。

◎塚地委員 先ほど計画推進課の赤いインデックスで御説明していただいた、産業振興推進総合支援事業費の1ページのところなんですけれども。随分とこれで見ると、2ページでは補助金による経済波及効果は、随分と大きくなっているという数字が出されていると思うんですけど。翻ってこの1ページに戻ると、補助件数すごく、例えば物部川流域あたり、高知市とかは、ほかの流域と比べるとすごく差が出てきていて、その要因というのがどういうことなのか一つ教えてください。

◎土居内計画推進課長 地域アクションプランの数自体が、この物部川地域それから高知市地域が、ほかの地域に比べて比較的少ないものでございます。それから、どちらかというと一次産業比率が多い地域でございます。実際に高知市ですと、食品加工メーカー、たくさんいらっしゃいますが、たくさんあるがゆえに、地域アクションプランに結果としてなかなか乗ってないといったことがあろうと思っています。若干その物部川地域それから高知市地域については、例えば食品加工といった取り組みが、アクションプランとしてはちょっと弱いところがございますので、引き続き掘り起こしをしてみたいと考えています。

◎塚地委員 それで、2ページ目の要望の執行ができなかったところの、事業の再検討というのがありますよね。それで、一旦載せました、その後再検討となる、課題はどういうことですか。

◎土居内計画推進課長 予算要望については、アクションプランの中で市町村に照会をい

たしまして、実際に来年度やる意向があるのかどうかというところをお聞きして、一定内容を精査して予算に上げさせていただいているとごさいます。ただ、実際に詳細な事業計画を年度に入ってやっていく中で、どうしても事業規模の問題とか、そういった部分で見直しをするとか。例えば外商するために、さらなる衛生管理をしっかりとしていくというところで、事業計画をもう一度見つめ直ししたりとか。あるいは事業規模の問題についても、どれぐらいの規模にしていくのかを考えたりとか。あるいは採算性の問題で、収支をずっと見ていく中でなかなか採算が厳しいので、少し事業自体を再度検討するといったものもごさいます。そういった意味で翌年に先送りするものもごさいますが、さらにその先、もう1回立ち戻って検討するケースも出てきております。そういったケースにつきましては、適宜、地域アクションプランのほうには、アドバイザーの派遣もいたしておりますので、専門家のお知恵も借りながら、もう1回事業計画の練り直しをやっていくとごさいます。

◎塚地委員 前向いて進めることも大事ですけれども、やっぱり再検討はすごく大事で。そこは丁寧にやっぱりやっていくというのは、税金もつぎ込んでやっていただく事業おこななので。その部分はある意味冷静で大事なことじゃないかと思うんですけれども。それで来年度の予算の中では、大体当初予算が4億円で14件という数字が出ていますが、それは地域別に見ると大体どんな状況か教えていただける段階でしょうか。

◎土居内計画推進課長 来年度につきまして、ちょっと全体の数を数えてみないとわからないところですけど。比較的、安芸の地域が多いようになっています。例えば室戸、東洋で備長炭の生産も手が挙がってきておりますし、東洋町ではその地元の特産品の開発、加工していく。あるいは東洋町では、ペットフードの製造をしたいとかいった部分があります。安芸で比較的多いといった状況です。それから高知市でも2件、上がってきております。こちらは、ユズの加工残渣を活用した事業とか、あるいはユズとショウガを使ったスイーツの製造、そういったものが上がってきております。あとは高幡地域では、ブルーベリーを活用した商品開発といった取り組みがあります。地域、大体満遍なくあるんですけど、どちらかというとな芸のほうが来年度は比較的多い状況になっております。

これは予算の段階での要望でございますので、先ほど申しましたように、年度に入っているいろいろ精査する中で、若干先送りする、見直すといったケースも出てくるものと思います。また、新たな新規案件についても予算の範囲の中で、予算が足りなければ補正予算もお願いいたしまして、積極的に支援したいと思っていますので。年度終わって、また地域別というのは変わってくるのかなと思っています。

◎土森委員 非常によくやってね、随分実績も上がってきたと思います。今塚地委員が言われたように、総合支援事業には非常に我々も期待をしています。しかし年々、予算減額になっています。それで執行率が悪い。これはどういうことかなと疑問に思わざるを得ん

わけよね。市町村が要望してきたもののハードルが高く県が採用しないのか。これね、本会議でも質問に出ましたけどね。やっぱり県と市町村の連携というのが、地域おこし、産業振興、これをやっていくのに最も重要なところでね。その辺、その執行率が低いということと、予算が減額、ずっと傾向にあるというのは。

◎土居内計画推進課長 執行率が悪い原因といたしましては、先ほど御説明しましたように精査が十分でなかった結果として、事業計画の年度に入っただけの見直しといったことが考えられるのかなと思っています。あと産振計画、産振補助金のハードルが高いといったお声も、事業者の中からはお聞きをしますが。まずはビジネスの事業でございますので、やはりそのハード整備だけではなく、それが継続して成長していただくということが、非常に重要だと考えています。そのために審査会につきましても、それぞれの各種の専門家に見ていただくといったことをしております。1回目審査会に臨んで、審査に通らずに保留になった案件が、2回目に出てくるときには、さまざまなことを考えて出てきて、結果としては事業計画、すごくいいものになってきています。今後も事業計画のブラッシュアップという意味も、審査会の中で持っておりますので、ハードルが高いという声に対しましては、いろんなサポートを逆にしていくといったことで、対応してまいりたいと考えています。

それから市町村との連携につきましては、産業振興のこの補助金につきましても、市町村の皆さんと連携させていただいているところでございますが、ただ専門的な部分につきましては、やはり専門家の皆さんのお知恵を事業計画に込めていくということが、非常に重要になってまいりますので。市町村の連携も図りつつ、専門家の知恵も入れていきたいと考えています。

◎土森委員 再提出して採択になるケースというのも非常に中身が濃くなっていると思いますよ。しかし最終的には利益を上げる、利益が上がらないと、これはだめなわけです。そこで専門家が指導もするということですが、これはちょっと、どういう形で専門家が指導しているの。

◎土居内計画推進課長 審査会の中では、流通、商品開発、マーケティング、財務、そういった専門家の方に審査に携わっていただいております。そういった総合的な目線で事業計画の中身を見させていただいて、例えば、中には全く加工事業をやったことがないような事業が、新たに出てくるといったこともございます。それをだめだということではなしに、加工事業を初めてやるのであれば、どういった準備をしておく必要があるのかといったことを、審査会の中で指摘もさせていただいて。そこで十分なお答えがないのであれば、もう一度考えていただきたいということで、再度審査に臨んでいただくことにしています。当然その審査会でたくさん宿題が出た場合については、県のほうも一緒に考えていきます。それから、専門家のアドバイザーの制度も構えておりますので、そこで専門家のお知恵も

借りながら、事業計画のブラッシュアップをしていくといった対応をしているところがございます。

◎土森委員 提出する際、1回目のときにね、やっぱりしっかりした指導をしておくということが必要だと思いますよ。そこで、それでもまだ、その審査に通らないということになって再提出する。もっと濃いものが出てきますよね。やっぱり指導だとか専門員、これちょっと数が少ない、そんなことはない。十分。

◎土居内計画推進課長 審査会につきましては、限られた人数で審査をするということでございますが。その前、あるいはその後については、こういった事業計画を策定、ブラッシュアップしていくところもそうですし、それから実際に事業がスタートした後も、商品の磨き上げ、例えば店舗の場合には接客といったさまざまな取り組みをしていく中で課題が出てまいりますので。専門家については特に、先ほど申し上げましたアドバイザー派遣については、人数を限っているわけではございません。予算の制約はありますが。今回、減額の補正をお願いしたところでございます。予算につきましては、その事業者の皆様のニーズに応えるだけの予算を確保しているところでございます。また専門家については、いろんな形でさまざまな専門家を御活用いただけるようにしております。それからまた来年度少し、今までその専門家に入っていたいただいた方について、どういった方々がどういった分野でその助言ができるのかリストも作成をいたしまして、そういったリストも見ていただきながら、アドバイザーをさらに活用していく、そういったことにも取り組んでいきたいと考えています。

◎土森委員 確かにそういうことも必要だと思いますがね。そのアドバイザーの派遣件数が減っていますよね。今の話と逆行するみたいな話で。どういうことで、このアドバイザーの派遣件数が減ってきたのか。やっぱりその辺、せっかくそういうシステムになっているのに、何か。例えば、そういう件数が減ってきたのか。提案、指導するところが減ってきたのか。減ってくるというのはおかしい。

◎土居内計画推進課長 アクションプランが平成21年度に始まったときには、ほとんどの事業がこれから取り組みを始めていくということでございましたので、そういった意味では、専門家の知恵を各所に入れていくことが必要だったと思っております。実際に多くのアクションプランが動き出して、一定軌道に乗ってきている。ただ、アクションプランの中では、次々と新しいアクションプランも入ってきておりますので、新たに取り組むを始めるときには、特に専門家の知恵が必要だと考えています。ただ、軌道に乗ったアクションプランがあるといっても、いろいろ専門家の目から見ると、さらなる改善が必要といったこともあろうかと思っておりますので。事業者の皆さんと地域本部でしっかりと、どういうふうに事業を進めていくのか、課題はどこにあるのかといったこととお話しもさせていただきながら、そこに適切、適当なアドバイザーを積極的に活用いただけるように、進めてい

きたいと思っています。

◎土森委員 総合支援事業というのも貴重な事業で、そのためにわざわざアドバイザーの事業があつてね。それをしっかりやっていていただきたいということと。これも、ことしの見込みが120回ですよね。前年度と比べて、50回ぐらい減っているわけで。その辺ちょっと検証してみて、どういう対応が必要なのか、その辺は整理しておいたほうがいいと思うね。

◎野町委員 本当に産業振興部につきましてはもう、産業振興計画を含めて県行政の中枢の中枢だと思います。食品加工について、何点か御質問させていただきたいと思いますが。重点項目のこの資料。資料の4ページ。組織改正があるということで、食品加工推進室が課に統合される、移管ということですかね、統合されるということで、スクラップアンドビルドかと思えますけれども。私は現職時代、ブタンとか加工とか含めて随分お世話になりましたし、また産振につきましても、ここの部分が随分御活躍をされていろんな実績を上げられているんだろうと思っておりますが。なぜというところと、その役割がある程度終わったということなのか。推進室の総括も含めて、今後どういった形になっていくのかを、もう少し詳しく教えていただければありがたい。

◎中澤産業振興推進部長 地産地消・外商課の食品加工室、これを廃止して、スクラップアンドビルドする。その要因として、食品加工に関しましては産振計画のスタート時から、食品、一次産品に付加価値をつける、そのための加工をする。加工する際に、やはり技術的な生産設備のところ、食品の衛生管理、全体の生産工程、スタートのころはまだまだであったということがあつて。そういう基礎的なところを、しっかりやっていく必要があるということで、最初からずっとやってまいりました。その結果、県内の食品加工メーカー、300社程度ございますけれども、一定その食品衛生管理への認識、理解が広まったと思っております。それで県立大学のほうでも御協力をいただいて、そういった食品加工のレベルを上げていく機運、土壌というのも一定でき上がったと思っております。ただ、さらにこれから海外を含めて国内大手、そういったところ取引を広げていくために、さらに高度なレベルが必要となりますので。これは食品衛生部門のほうの御協力も来年度からいただけることになっておりますので、一定その基礎的なその食品衛生管理の普及といったところは、一定役割が終わったのかなと。それよりは次のステップ、一定の加工レベルが上がったものを、いかに、これまでその外商先としてなかなか行きづらかったところに売り込んでいくかということに、一段前進をするという意味合いでもって、組織の改編をさせていただいたということでございます。

◎野町委員 ちょっと聞き間違いかもしれませんが、食品専門員を配置されるというお話があつたかと思えます。これはどういう役割になるんですかね。

◎中澤産業振興推進部長 コーディネーターのことかと思えますけど。今度、各地域で食

品加工も含めて、一次産業、原材料をそのエリアで加工して外へ販売していこうという、クラスターをつくっていく動きを進めていこうと思っておりますけれども。その際に、1次、2次、3次、それをトータルでコーディネートできるような専門の人材を、外部から求める予定にしております。その点は、外商課のほうでまた御説明させていただきます。

◎野町委員 2ページに、関連ですけど、起業の一貫支援体制の強化ということで、食品企業総合支援事業というのがあって。先ほど御説明の中で、そのマッチングとか、いろんなことの中で課題解決に向けていろいろ課題が出てきて、サポートチームを組んでやるといってお話だったんですけど。先ほどの専門員も含めて、何か絡んでいるのかなと思ったりもしたんですけど。それぞれの課題にサポートチームをつくるということで、なかなか数も余計要るかなと感じますんですけど。そこら辺どんな課題があって、具体的にサポートチームというのはどういう、何といいますか、チームで組んで、どういう回数でやっていかれるのか。ちょっと具体的にイメージがいま一つできなくて。そこをちょっと御説明いただきたい。

◎中澤産業振興推進部長 後ほど地産地消・外商課のところで、御説明申し上げますけれども。

◎横山委員 地域おこし人材連携推進事業についてですが。これは、商工会の青年部とかいろんな団体が、地域おこしとか一生懸命やりゆう中で、差別化というものはどう考えますか。

◎土居内計画推進課長 地域おこしという概念は、相当広いと思います。ビジネスをやりながらも、地域の元気のために何かしたいというのも地域おこしになると思いますし。地域づくり的な、本当に集落でやるのも、地域おこしの範囲に入ってくると思います。いろんな活動をされている方が、やはりその県内各地にいらっしゃいますので、そういった方を結びつけるのが、今回のこのネットワーク会議の役割なのかなと考えています。それぞれのエリアで、活動されている方もいらっしゃるとは思いますけど、より広域でそういった方と知り合う、あるいは取り組みをお互い知る、さらに一緒に連携をしていくといったところに一歩踏み出していくということができれば、本県における地域おこしの活動がさらに広がってくるという狙いで、今回の事業を実施させていただくものでございます。

◎横山委員 大変期待するところです。それと同時にMBAも遠隔地と、中心部以外のところで始めますよね。まずその地域にブロック、地域本部がありますよね。その地域ごとに、まずは結束を強めていく、人材の連携を加速化していくみたいなのをまずやって、最終的にこうというようなことのほうが、力強いまとまりになるんじゃないかなと。それは並行的にやるのかわかりませんが。そこら辺はいかがですか。

◎土居内計画推進課長 市町村の中では既に、例えば四万十町のほうでは人材育成にかなり力を入れてやっておりますし、梶原町でも人材育成をしっかりとやっているところでご

ざいます。そういった人材育成と連動する形で、地域おこしの活動がさらに活発になってくるのかなと思っています。ただ、県下全域で見渡していくと、なかなかそういった人材はいない、地域おこしのそういった人材の必要性はあるけど、なかなかできていない市町村も、実際にはあるのかなと思っています。なかなか県が全ての市町村に出向いて行って、全ての市町村でそういった組織をつくるとか、なかなか現状、少し難しいのかなというところもございます。県としましては、先ほどお話のありました土佐まるごとビジネスアカデミーのほうで、例えば地域で学ぶ場をつくるとか、あるいは計画推進課のほうでも、頑張る人づくり応援事業で、地域の皆さんが一緒になって学ぶ機会をつくる場に支援をさせていただき取り組みをさせていただいていますので。地域地域で人材が育っていく、その人材が地域おこし活動を行っていく、そういった取り組みを支援させていただき。そうした中で、人材を県下でつないでいくという役割を、このネットワーク会議でしていきたいと思っています。

◎横山委員 はい、わかりました。

◎久保委員 最後に。これはお願いでございます。クラスターという言葉ですけども。多分これ、いろいろ御議論もしたと思います。どうしようかと。すごくわかります。今ここにいます池記者も、新聞にそのことをきちんと書いていただいて。読まれた方は、随分とおわかりになったんじゃないかなと思いますし。ここに来てそのクラスターという言葉を使って、一定、行政関係者ですとか、少し大き目の企業の方なんかは、もともと御存じの方もおったりして、スムーズに頭に入ってくると思いますけども。このクラスターを県下各ブロックで広げていこうということを、これからどんどん進めていく。そのときに、ずっと我々使っていたら、自分たちの仲間内でわかった気になっても、地元のそれこそ余り大きくない事業者の方なんかは、何となくクラスターと聞いた途端に何か、いや自分のこととは関係ないんだ、みたいなことを思われる方もおいでになるんじゃないかなと思います。現にそういうお声も聞きました。これからいろんなクラスターを展開をされていくと思いますので、ぜひ、口頭では多分いろんな説明はされると思いますけども。それをやっばし、きっちり紙に。もう、これでもか、これでもかくらいに紙に書かれて、説明をしていただきたいと思いますので。これはお願いでございます。はい。

◎中内委員 ちょっと横文字が多いがよ。はっきり言うて。これ、もう何年か前かに指摘したことがあるがです。どの委員会か忘れましたが。ちょっと横文字が多過ぎる。それは東京の言葉をそのまま持って来ようろうと思うき。そうじゃなしに、やっぱり地下の言葉を使わんと、身に入らないということがあるき。それは気をつけちゃってください。お願いします。

◎坂本（孝）委員長 はい。質疑を終わります。

以上で計画推進課を終わります。

〈地産地消・外商課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、地産地消・外商課の説明を求めます。

◎山地地産地消・外商課長 地産地消・外商課でございます。よろしくお願ひいたします。当課の平成28年度当初予算、平成27年度の2月補正予算及び繰越明許費につきまして御説明をさせていただきます。

まず、平成28年度当初予算でございますが、資料番号②の議案説明書（当初予算）の250ページをお願いいたします。

歳入でございますが、9、国庫支出金、2、国庫補助金につきましては、国の経済対策に対応しまして、地方創生推進交付金を活用するものでございます。12、繰入金、2、基金繰入金は、こうちふるさと寄附金基金からの繰入金でございます。14、諸収入、8、雑入につきましては、地産外商公社が運営いたしますアンテナショップの収益事業の経常利益を、県へ返還するものなどでございます。一番下の15、県債、1、県債は、当課の出先機関であります、大阪事務所の職員宿舎を改修するものでございます。

次のページ251ページをお願いいたします。当課の歳出予算の総額は、一番上の左から二つ目、本年度の欄にございますように10億7,200万円余りで、対前年度比159%、3億9,813万6,000円の増額となっております。これは平成27年度当初予算が、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用するため、平成26年度補正予算に前倒して計上したため減となり、本年度予算が増となっているものでございます。国の交付金を活用しました2月補正の前倒し分を含めました形で比較をいたしますと、109.1%、1億316万8,000円の増額となっております。

右端の説明欄で、主な事業につきまして御説明をさせていただきます。まず、2、企画推進費は、課の活動費や県人会の交流などに係る経費と、大阪事務所の職員宿舎につきまして、現在、屋内の浴室台所で給湯器がございまして、安全面の確保から給湯器を屋外に設置する等の工事などに係る経費を計上しております。

次のページ、252ページをお願いいたします。次の3、地産外商推進事業費でございます。その下、関西地区地産外商戦略推進事業委託料につきましては、関西の消費者の方々に県産品をPRするためのフェアの開催など、県産品の認知度の向上を図るものでございます。

昨年4月から、地産外商公社の活動拠点を新たに大阪に設置をしたことに伴いまして、平成27年度の予算から商談会などの事業を、公社の運営費補助金で計上しております。

その下、中部地区地産外商戦略推進事業委託料は、商談会への出展や、高知フェアの開催など、本県及び本県産品のさらなる認知度の向上を図るものでございます。また、中部地区は独自の市場性があり、参入しづらいとの御意見もございまして、名古屋における消費者の購買動向でありますとか、商圈などの調査を行うものでございます。

次の北海道地区外商活動等推進事業委託料につきましては、平成22年11月から北海道高

知県人会連合会に委託をいたしまして、実施をしているものでございます。昨年4月に、新たに北海道に営業拠点を置かれました、高知県内の卸事業者との連携もより一層強化をいたしながら、ホテルや量販店での高知フェアなどの外商活動を展開していくものでございます。

一つ飛ばしまして、商品発掘コンクール実施委託料は、今年度実施をいたしました、高知家土産物コンクール2015の取り組みを発展、拡大させまして、高知県を代表する商品をコンクール形式で選ぶ、高知家食のグランプリを実施いたしまして、高知家プロモーションとも連動して全国に発信することで、県産品のブランド化の一層の強化を図るものでございます。

次の、高知県地産外商公社運営費補助金は、地産外商公社が実施をいたします県産品の仲介あっせん業務や展示商談会への出展に係る経費、アンテナショップを通じました商品の磨き上げの支援など、収益のない事業に対しまして補助するものでございます。

外商の成果をさらに高めていくため、公社の外商職員を首都圏に1名、関西・中部地区に1名増員するとともに、本県の情報発信を強化するため、高知家プロモーションとも連動いたしまして、メディアによる露出費用の一部を負担する経費でありますとか、アンテナショップまるごと高知へのより一層の集客を図るための、店頭へのモニターの設置などを実施いたします。

一つ飛ばしまして、4、高知家プロモーション推進事業費につきましては、後ほど別紙により説明をさせていただきます。

次の5、海外経済活動拠点事業費でございます。高知貿易情報センター負担金につきましては、本県の貿易産業振興のため、海外の情報提供やセミナー等の事業を展開しております、ジェトロ高知貿易情報センターの運営費の一部を負担するものでございます。

次のページをお願いいたします。一番上、四国4県・東アジア輸出振興協議会負担金につきましては、四国が一体となって東アジアへの輸出を促進するために、平成22年度に設立いたしました協議会への負担金でございます。上海のバイヤーを招聘した商談会などを開催してまいります。

その下の6、食品加工推進事業費でございます。その下の食品表示適正化支援事業委託料は、食品表示の適正化に向けたワンストップ相談窓口を、高知県食品産業協議会に設置するものでございます。

その下の食品生産管理高度化支援事業委託料につきましては、小売店などが製造元に求めます生産管理基準が、より高度になっていることを踏まえまして、国際的な衛生管理基準でありますHACCP手法の導入を促進するなど、生産管理高度化への支援を強化するものでございます。研修の充実やワンストップ相談窓口の設置、専門コーディネーターの新たな配置など、一貫した支援を充実してまいります。委託先としましては、約450名の食

品衛生指導員の活動を所管し、衛生管理の向上に取り組んでおります、高知県食品衛生協会を予定しております。

次の、地域産業クラスター形成事業委託料につきましては、生産から流通販売までの関係者のネットワークを構築しまして、新たな商品開発や販路開拓を進める地域産業クラスターの形成の仕組みづくりを支援するため、いわゆる出口であります市場ニーズにも精通いたしました方を専門のコーディネーターとして、高知県食品産業協議会に配置をするものでございます。

次の、セミナー開催等委託料につきましては、第一次産業から第三次産業までの事業者の皆様が参加をいたします、異業種交流のプラットフォームを設置をいたしまして、商品開発や地域産業クラスターの推進などに関するセミナーの開催や異業種交流、県のさまざまな支援策に関する情報提供を通じまして、事業者間のネットワークの構築や新たな事業の創出を支援していくものでございます。

次の、市場対応商品開発等事業費補助金につきましては、県内の事業者、食品事業者の皆様が外商に取り組む中で明らかになりました、商品の磨き上げや生産管理の高度化などの課題を解決する仕組みを支援していくものでございます。今年度は、商工労働部、工業振興課におきましても商品開発や販路開拓を支援するための補助金を実施してはりましたが、当課に一元化をいたしまして実施をしていくものでございます。

次の左端の欄、4、県外事務費につきましては、大阪事務所と名古屋事務所の活動費でございます。

以上が平成28年度当初予算でございます。

続きまして、平成27年度2月補正予算につきましては、御説明をさせていただきます。資料番号④の議案説明書（補正予算）の138ページをお願いいたします。

歳入でございますが、9、国庫支出金、2、国庫補助金は、国の地方創生加速化交付金を活用するものでございます。

次のページ、139ページをお願いいたします。左から3列目、補正の欄にございますように、当課は総額で1億6,962万3,000円の増額補正をお願いしております。右端の説明欄で、主な事業につきまして御説明をさせていただきます。

2、海外経済活動拠点事業費でございます。括弧書きで地方創生とありますのは、国の交付金を活用したものでございます。

その下、海外経済活動支援事業委託料は、海外におけます支援拠点の運営を高知県貿易協会に委託するものでございます。シンガポール事務所は、企業ごとの個別支援業務に加えまして、現地量販店や飲食店でのフェアの開催やテストマーケティングを引き続き行い、現地の情報収集を行うことで、県外の販路開拓を目指して取り組んでまいります。

台湾の支援拠点につきましては、平成27年度から現地法人に食品や工業製品、インバウ

ンド誘致の商品、商談会のサポートなどの支援業務を委託しており、引き続きお願いするものでございます。また、上海の拠点につきましても、平成26年度から現地のビジネスコンサルタントに委託をしており、中国への販路開拓進出を目指す県内事業者を支援していくものでございます。

次の、輸出促進企業支援事業委託料は、引き続き県内企業の貿易活動を支援いたします、貿易促進コーディネーターを配置をいたしまして、欧米やアジアでの展示商談会出展やフェアの開催などの事業を行ってまいります。

以上が、地産地消・外商課の2月補正予算の説明でございます。

続きまして、繰越明許費につきまして、御説明をさせていただきます。次のページ、140ページをお願いいたします。

当課の繰越額、1億6,216万8,000円は、国の補正予算による経済対策に係る交付金対応のため、繰り越しをするものでございます。

続きまして参考資料の赤いインデックス、地産地消・外商課の資料をお願いいたします。参考資料A3の資料になってございます。地産地消・外商課をお願いいたします。6ページでございます。

食品分野におきます地産地消・地産外商戦略を、整理をさせていただいております。一番上に記載をしておりますように、素材を生かしました加工立県と、県産品が全国ブランドを目指す姿として、柱1から柱5までの五つを、戦略の柱として取り組んでまいります。

その下の、食品分野を代表する目標につきましては、食料品製造業出荷額等を直近値であります平成26年度の892億から、平成31年度に1,000億円、平成33年度に1,035億円、平成37年度に1,085億円にすることを掲げております。それぞれの数値目標にプラスアルファと記載をしておりますのは、地域産業クラスターの形成に関する加算額が見込まれますので、プラスアルファと表示をしておるものでございます。

左上、上段左側は、地産の強化、柱1といたしまして、定番化に向けた商品づくりを掲げております。左側、市場が求める商品づくりにつきましては、バイヤーやシェフ等から、定番化に向けました商品アドバイスをいただきまして、県内事業者にフィードバックをするとともに、外商を支援する関係者がこのアドバイスを共有いたしまして、商品力や企業の力のアップに向けて個別に支援してまいります。

その右の、食品加工のさらなる生産管理高度化支援につきましては、先ほど御説明いたしました、大手小売業者などの衛生基準に適合しないため、商談機会を逃すといったことがないように、生産管理体制のさらなる高度化に向けました支援を強化してまいります。

次に、右側のオレンジで記載をしております、外商の強化、柱2といたしまして、「外商支援の全国展開でより大きな商流へ」を掲げております。地産外商公社を中心といたしました外商機会の拡大では、地産外商公社の外商職員を2名増員するなど、体制をさらに強

化いたしまして、大手卸事業者や高質系の量販店のネットワークを生かしました支援など、外商活動を一層強化してまいります。

その下の、高知家プロモーションの強化と、右側の柱3、輸出戦略に基づく輸出振興の本格化につきましては、別紙で御説明をさせていただきたいと思っております。この資料の1枚飛ばしまして8ページ、高知家プロモーションの4年目の展開の資料をお願いいたします。

平成25年6月に開始をいたしました高知家プロモーションは、左の下、3年目を迎えました本年度は、高知家ALL STARSをスローガンといたしまして、本県の一番の強みであります人の魅力を、さらに大きく打ち出しました活動を展開してまいりました。その結果、黒丸の二つ目に記載しておりますが、スターの登録は目標の1,000名を超えます、1,500名以上の方に参加いただき、高知家ピンバッジの配布も累計で24万個を超えるなど、県民の皆様の力強い参加と後押しをいただいております。

先月26日には、高知家ALL STARSの新たな企画といたしまして、高知家の家族の前向きな力を日本中に発信し日本を元気にしていこうという、NIPPON POSITIVE PROJECTをスタートいたしまして、そのプロジェクトの第1弾に当たります動画の公表と、それにあわせて高知家の皆様がこの高知の魅力をPRいただける動画を現在募集して、ホームページで公開しているところでございます。

右側でございますが、これまでの取り組みによりまして、高知家の認知度は年々高まってきておりまして、昨年9月に実施いたしました、首都圏や関西圏在住の方を対象とした調査では、30%を超える方に高知家を知っていただいております。

また、その下、高知家を知っている方、高知観光の経験のある方を比較しておりますが、高知観光の経験がなく、かつ、高知家知らない方に比べまして、高知観光の経験があり、かつ、高知家を知っておる方は、本県に対する好感度が44ポイントアップするなど、高知家の認知度が各意向度の向上にもつながっております。

来年度は高知家と高知家ALL STARSのコンセプトを生かし、外商、観光振興、移住のさらなる成果につなげていくため、その下に記載しております4点の主な柱に取り組んでまいります。

一つ目は、これまで獲得をいたしました認知度を維持向上するとともに、情報発信の内容やその時期を戦略的にコントロールをいたしまして、セールスに向けて効果的な内容としていくため、メディアによる露出の費用を一定負担をいたします、ペイドパブリシティという手法も取り入れまして、テレビ露出を中心としてプロモーション活動の展開を行うこととしております。

その下二つ目は、各種の企画時点やメディア露出など、各段階での関係者との情報共有を密にいたしまして、プロモーション活動をセールスに生かし切る展開を行ってまいりたいと考えております。実行に当たりましては、重点的に取り組む項目と、その訴求ポイ

ントやターゲットなどを設定いたしまして、戦略的にセールス活動への連動を図ってまいりたいと考えております。

三つ目は、セールスに向けました情報発信につなげていくため、プロモーションサイトからの外商、観光、移住、それぞれのサイトへの誘導の強化などを行ってまいります。

四つ目は、スターとしての情報発信など、コンセプトに基づき、高知家の皆様による独自の魅力的な情報発信がさらに広がるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

以上のように、平成28年度はこれまでの成果を十分に活用しながら、さらなる成果の実現に向けたステップアップを意識いたしまして、取り組んでまいりたいと考えております。

次の9ページをお願いいたします。今後の輸出拡大に向けました輸出戦略でございます。食料品の輸出の取り組みにつきましては、平成21年度にはおよそ5,000万円でありました輸出額が、平成27年に3億円を達成することを目標に掲げまして、全国1の生産量を誇りますユズを中心に、ヨーロッパやアジアへの売り込みを進めてまいりました。その結果、平成26年の実績は3億3,800万となり、1年前倒しで目標を達成することができたところでございます。

また、平成27年度は食料品の輸出に加えまして、これまでの取り組みで培ってきましたネットワークやノウハウを生かしまして、機械の海外販路の開拓支援や、国際観光の誘客振興に取り組むスタートの年でございます。その結果ユズに続く海外支援品目として、日本酒の英国での賞味会の開催や、台湾での防災関連製品を中心としました商談会の開催、台湾の海外支援拠点等を活用いたしましたインバウンドの推進などによりまして、成果と手応えを感じることができました。

平成28年度から始まります次期産業振興計画では、あらわれ始めました成果を足がかりにいたしまして、4年後の食料品の輸出目標額を9億円に掲げまして、資料左上にございます三つの戦略を立てておりますが、これまで一定輸出の実績が出ている国を有望市場と位置づけまして、築きあげてきました商流やプロモーションのノウハウを生かして、展示会への出展などにより、さらなる販路拡大の支援に取り組んでまいります。

また、富裕層や日本食市場が拡大傾向にあります、タイやインドネシアなどの国を新興市場として位置づけ、市場ニーズや動向を注視しながら販路開拓の支援に取り組んでまいります。

次に、左下の品目別戦略でございますが、輸出を牽引している品目であります、ユズ、日本酒をさらに強化をしていくとともに、新たに水産物の輸出支援に水産振興部と連携をして取り組んでまいります。

資料右の、企業別の支援でございますが、高知県貿易協会に配置をしております、貿易促進コーディネーターを本年度から5名に増強し、支援体制を強化してございまして、引き続き企業の掘り起こしや、企業の各ステージに応じましたきめ細かなサポートに取り組ん

でまいります。

また、資料右下の各分野や関係機関との連携でございますが、工業製品や木材などの輸出支援の取り組みや、国際観光の取り組みにおきましても相乗効果を出していけるように、関係部局や四国4県、国やジェトロなどの関係機関との連携を強化しまして、さらなる輸出の促進の取り組み、目標とする輸出額の達成に向けて取り組んでまいります。

6ページにお戻りをいただきたいと思っております。A3の資料でございます。先ほど申し上げました外商の強化とともに、好循環を生み出し拡大再生産を実現していくため、下段の右側に柱4といたしまして、「拡大再生産に向けた企業の成長を後押し」を掲げております。

先ほどお話がございました、食品ビジネスまるごと応援事業でございますけれども、県内の食品加工にかかわる事業者の個別課題に対応したサポートチームを設置いたしまして、アドバイザーの助言を受けつつ、経営戦略等の策定から新商品の開発や設備の増強に至るまでの支援をすることを強化いたしまして、各企業の成長を後押ししてまいりたいと考えております。

具体的には左上にございますように、商品づくりのアドバイスでありますとか、生産管理の高度化、衛生管理の高度化、こういった取り組みを事業者の方々ができる中で、やはり商品開発への課題でありますとか、衛生管理への課題ということが明らかになっておりますので、その相談窓口として設置をいたしまして、事業者の方々から申し出いただきましたその課題に個別に対応するそれぞれのチームを、専門家の方々また専門の機関と一緒に作りまして。そういった商品開発などを通じて、その企業の事業計画でありますとか、経営方針でありますとか、そういったことも含めたアドバイスにつなげてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

最後に左側の柱5、地域に根差した産業クラスターの形成につきましては、本県の強みであります第一次産業を核といたしまして、地域地域に関連する産業群を集積させていくことで、継続的な雇用と、より大きな経済波及効果の創出を目指して取り組んでまいります。

以上で地産地消・外商課の説明を終わります。よろしく願いいたします。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎野町委員 先ほどの質問、サポートチームに関しましてはよくわかりました。私、去年の7月、8月に、フランスに行かせていただきまして、ユズの流通事情調査をさせていただきました。きのうは、高知県のユズ交流会ということで、生産者が県下各地から70、80名集まって会がありまして、その報告を実はさせていただいたところです。ユズに続いて日本酒をとということで大変期待しております。8月にCLAIRという、市町村の海外進出手助けする団体のところへ行かせていただきまして、いろいろ聞きました。他県の優良な農産物にかかわる輸出の事例がないか問いましたら、高知県のユズ、もう最高ですと

いうことで、おべんちゃらも含めてだろうと思いますけれども、大変評価をしていただいていたのが印象的でして。きのうもそういう話をさせていただいたところです。ただ、ユズの輸出も、今後ともやっていただけるということで、予算委員会でも御回答いただきましたけれども。御承知のとおり、やっぱりその1回やって、何回かやっていただいて、日本酒もこれからそうだろうと思いますけれども、県が支援をして輸出も伸びてますし、すごくいいことだと思いますけれども。フランスとか、あるいはそのスペインなんかでも、ユズの生産を始めまして。フランス国内もどんどんユズの果汁なんかが、現地生産されたものが出回ってたりとか。それから、ほかの外国から安いものが入ってきたりとかということがありまして。やっぱり次々と第1弾、第2弾、それから第3、第4と、やっぱり一定手を打っていかないと、なかなか定着しないのかなというのも、実は感じて帰ってきたところでもあります。ユズについては商社との目標を共有して云々ということでもありますけれども、第2弾、第3弾あたりの、具体的な次年度以降の取り組みがもしわかっておれば、ちょっと教えていただけたらと思います。

◎山本企画監 ユズにつきましては、来年度はさらにそのトップ産地としまして、ブランド化できるような質の高いPRをしていきたいと思っております。具体的には、平成29年の1月にフランスのリヨンで開催されます、世界最大の見本市の一つ、外食用の見本市の一つといわれております、シラのほうに出展するようにしております。それにつきましても、先ほど委員からも御紹介がありましたけれども、高知県の強みであります日本側の輸出商社、それからフランス側の輸入商社との強いきずなを生かしまして、なかなか単県では、私たちだけの発想ではできないような仕掛けを今一緒に考えているところでして。これまでもユズに関しては、トップシェフのお力を借りてブランド化など図っておりますので、そういった方向で、またその展示会の場でも、世界の皆様にあつとだけ言えるような、力強い企画をつくっていきたく思っておりますので、またいろいろ御意見がありましたら、お聞かせいただけたらと思っております。

◎野町委員 大変、楽しみにしております。ただ、こちらの資料にも書いているように、農業振興部との連携といいますか、やっぱり国内市場も実は逼迫をしております。全然足りん状況に今なっているのは、もう御承知のとおりであります。ですから、きのうも生産者の方々にお話しましたがけれども、やっぱり輸出も国内で余ったから出していくという話では、もう到底商売にはなりませんよと。ですから、ユズ協なんかを含めまして、県内の譲り合いも含めて、輸出量は一定、やっぱり枠を確保する、量を確保することが非常に大事ですよという話をさせていただいたところです。ぜひ、ユズ協には限りませんが、ぜひ農業振興部と連携もしていただいて、やっぱり一定の量を確保する取り組みも、ぜひ産業振興推進部からも働きかけをお願いしたい。

◎前田委員 まるごと高知の件について。まるごと高知のすぐ近くに、現状既に沖縄のア

ンテナショップがあると思いますけれども。茨城がすぐ近くに出したと思うんですけど、その影響がどれぐらいかという分析をされているのか。もう1点、オリンピックの2020年をまたいで家賃契約されていますけど、オリンピックへの外国人観光客も含めて、どういう取り組み、対策等を考えられているのか教えていただきたい。

◎**山地地産地消・外商課長** もともとは沖縄がございましたけれども、本県のアンテナショップを設置した後も、周辺にアンテナショップが立地しまして、かなり、自分たちとしましては相乗効果が出ておると思っております。特に、今の茨城のアンテナショップの通りになりますと、東京駅の北口になりますので。今後もあちらにつきましても再開発等もございまして、かなりポテンシャルが上がると聞いておりますので。今後もそうやって、連携をしながらやっていきたいと考えております。

あと、お話のようにオリンピックに向けてということで。家賃のお話も、今現在、家賃相場を見ますと、やはりまだ上昇傾向にあると思っております。オリンピックに向けまして、そういった周辺の再開発もかなり計画されておりますので、それに合わせて人の流れなんかも変わってくると思っておりますので、それに合わせて対策をとってきたいと。特にアンテナショップ、やっぱり前を通る方を誘客するのが効果的だというのが、アンケートでわかってまいりましたので。お話ししましたように、店頭のモニター設置も含めまして、やはりその前の方に入ってもらえるよう、より工夫していきたいと思っております。

◎**中内委員** はい。この名古屋事務所ですけど、3名じゃいうたら少ないことはないかえ。これはどういう市場調査して3名にしちゅう。

◎**山地地産地消・外商課長** 事務所としては3名でございます。新たに、外商の面から言いますと、地産外商公社の事務所を大阪に、ことしから2名。今回プラス1名でお願いしております。来年度は3名で体制を組もうと思っております。エリアとしましては、近畿とあと中部も含めた外商活動をしていこうと思っております。

◎**中内委員** 僕は名古屋のことを問いゆうき。ほかのことは言うことないき。どう分析して3名にしちゅうかを問いゆうがです。

◎**中澤産業振興推進部長** 名古屋事務所、当初から3名でございますけれども。その中で県の事務所が実施する業務が、幾つか分かれるかと思えます。県産品、観光のPRであったりと。これは東京も大阪も同じかと思えますけれども。就職の関係で、名古屋というのは結構高校生が出ていく。就職の関係もあって別の専門のコーディネーター、機械の外商のコーディネーター、そういう人材は別におりまして。正職員としては3名でございますが、先ほど課長が申し上げましたけれども、大阪に配置している地産外商公社の3名のうち、3名というカバー範囲は名古屋もカバーをしておりますので。ですから正職員以外の人員としては、近年、少し増強はしておるつもりでございます。

◎**中内委員** これ余談な話になるかもわかりませんが、徳島県が名古屋に事務所があっ

たのを引き上げるという時期があったがです。そのときにその知事が、一括して蹴っただけです。ほんで新たに17名を配置したという事例もあるがね。やっぱり名古屋は有数な都市やから、もっとこれは力を入れるべきやと思うが。どうですか。

◎中澤産業振興推進部長 お話のその市場調査という意味から言いますと、やはり大阪と例えば比べまして、企業間のやりとり、取引の額ですよ。それからその県内に立地していただいている企業の数とか、そこから比較すると、やはり10数名を超える、大阪事務所並みというのは、関係性の多さという意味では、比べるとそれほど多くはないのかなというのは正直に思います。ただ、これからのF D Aの2便化、それから企業との関係というのは随分ございます。高知県出身者が、中京地区へ就職するケースも実際これはございますので。そういったのを基盤に、今名古屋事務所、一生懸命その経済交流、観光交流を太らそうとしておりますので。その成果を見ながら考えていきたいと思っております。

◎中内委員 妙にもったいないように思うがですが。名古屋という商業圏を挟んで3名というのは。大阪からも行くからということじゃなしに、本当に名古屋の地を知って、やっぱり3名じゃなきゃいかんと。費用対効果も持たないというのだったら、それはもうしょうがないけど。やっぱりこれはもう一遍足を入れかえてやね、もうちょっと検討してから、また来年度のときに聞きますので。よろしゅうお願いいたしたいと思っております。

◎横山委員 高知家プロモーションの展開について。平成27年で30%、これ県外の人の認知度ですよ。すごい数やと本当に素晴らしいことと思って、見させていただきました。これは県もこんなにアイコン化というか、高知家というふうにやっている、他県で何かそういうのはあるんですか。またその認知度はどんなものですか。

◎山地地産地消・外商課長 それぞれ、香川県とか、熊本県とか、それぞれやられております。これ、見ていただきましたアンケートをするときに、一応ほかの県との比較を一緒に聞いておまして。その対象の県は香川県と熊本県と広島県と長野県、この4県を一つのメルクマールにしまして、そちらの認知度とかがどうかということと同じ方に聞きまして。本県の位置がどこにあるのか定期的に、定期的に見ていこうと思っております。

◎横山委員 ほかに比べて、やっぱり高知家の3割いうたら、高いってことですよ。当然。

◎山地地産地消・外商課長 高知家自体の認知度じゃなくて、県に対する好感度とか、そういった品目に対する好感度、そういったことを聞いておまして。数字的には大小ありますけれども、例えばその伸び幅とか、1年間の伸び幅とかというときに、本県の伸びがいい数字であるとか、そういった分析はさしていただいております。それをいかに生かしていくかということに取り組んでおります。

◎横山委員 本当に素晴らしい。すごいなと思って。ほんでお金に換算したら、これ、6億円ですか。もっと本当にあるんだらうなとも思って。本当に感服したところでございま

す。また3年目に人を出して、もう一気に出し尽くした感にならないように。何かまた次の手をお願いします。ぜひとも推進をよろしくをお願いします。

◎野町委員 もう、単純な話ですが、プロモーションの関係で爺POP、大変すばらしいと思います。非常に話題になってますし。この山田さんという方は、実は北川村のユズ農家で、大変親しくさせていただいている方ですけども。カラオケはないんですかね。というのは、やっぱりそのみんなが歌う、踊ることによって、随分また盛り上がりも違ってくるんじゃないかと。例えばですけども、三山ひろしさんの四万十川も、四万十市の市長は、もう出た途端に2回歌ったという話をされてましたけども。やっぱりそういうことも、すごくいいことじゃないかなと思ひまして。フェイスブックで、思わず「カラオケはないですか」とやりましたけども。ぜひそんなことも、企画していただいたらいいかなと思います。

◎山地地産地消・外商課長 この企画自体を全国的にも評価をいただいております。一つは、露出につきましては、今後もいろんなメディアの方にも、取材の申し込みなんかもいただいておりますので、この部分をもっと広げていきたいと思っております。委員お話しのように、そういった広がりなんですけれども。今この動画につきましては、ほかの県民の方々がみずから踊った動画を投稿してくださいということを今やっております。今現在は21本ぐらいですね。その中で、その歌詞も、自分で変えていただいて構いませんということで。そういう企画でやっておりますので。少し今そういったことをやまして、その次の展開につなげていきたいと思っております。

◎久保委員 爺POPが出ましたんで、ちょっと対抗意識を持ちまして。実は、爺POPの平均年齢が67歳くらいでしたっけ。私も、あの動画も見させていただきました。先週の土曜日に観光特使の大会があって。実はそこで、こちらの爺POPはまさに爺で、男性ですけども、おかみさん会を中心にして、ぎりぎりダンサーズというのがあります。やっぱりそこは、女性が大体7名ぐらい、男性も6、7名ぐらいですか。平均年齢で言いましたら少し、ある意味負けますけども、62歳ぐらいですけども。その後で我々観光特使の会で、私も実はこのダンサーの一員ですけども、踊らせていただいて。打ち上げをやっています。ぜひ、爺POPが今回世に出てきたんで、何か機会がありましたらコラボをさせていただきたいという話が、おかみさん会の皆さんから出ましたんで、また機会がありましたらよろしくをお願いします。それが要望です。

それと、この本編の139ページですけども。海外経済活動拠点事業費の最初の6,553万4,000円。これにつきまして、先ほど課長から主にシンガポール、台湾、上海ということでお話をいただいて。今は御承知のとおり上海事務所がなくなって、シンガポール事務所だけになって。このシンガポール事務所の実際やられていることと、台湾と上海は、先ほどのお話でしたら、民間に委託をされているんですかね。そこを少しお話いただいたんですけど

ども。そこをもう少し詳しく教えていただきたいんですけども。

◎**山本企画監** シンガポール事務所につきましては、まさに県の代表事務所としまして、所長1名、それから県から派遣しております副所長1名、そして現地雇用の職員1名ということで、3人体制で、まさに高知県の出先事務所のような形で、県の総合的な海外支援の拠点という位置づけでございます。一方、具体的には、いろんな高知県の企業が、シンガポールにおいて、出張等しましたときのアテンドですとか。それから最近、我々の貿易振興促進コーディネーターと一緒に、各現地の百貨店でありますとかいろんなところで、県内企業が高知県フェアをやる支援、そういったことに取り組んでおります。一方その上海と、それから台湾につきましては、民間の現地法人にそれぞれ委託をしております。台湾につきましては、最近の台湾と高知県の関係の深まりを背景に、食品だけではなくて機械系でありますとか、それから観光の支援ということで、幅広く本当にもう我々県庁職員がそこに行ってやるようなことを、かわりに実施をしてくださっております。昨年の9月に、現地で防災の展示商談会を行いましたけれども、その成功などもやっぱり現地法人のきめ細かいサポートがなければ、あそこまではできなかったのではないかと考えております。

上海につきましては、事務所を一旦閉じておりますので、そのビジネスサポートということで、ちょっと企業のニーズに応じまして個別支援に特化した形で、企業から要望がありましたらそれに対して、情報提供とか現地の調査をする位置づけにしております。あと基本の契約の部分では、メルマガで現地情報を配信していただくとか、ちょっと、やや限定したような、ビジネスの支援に特化したような性格を持っております。

◎**久保委員** そこは単年度、その法人とは単年度契約なんですか。

◎**山本企画監** はいそうです。単年度契約でございます。

◎**久保委員** いろんな現地の法人が、そういうふうな受託をして、やられているところあると思います。もちろん去年の9月ですとか、上海もでしょうけども、いろんなプロポをやって、いい法人と契約されていると思いますけども。意欲のあるところが物すごく数多くありますんで。ぜひ少し、そこにこだわることなく、目を広げて新たな契約等についても、やられたらいいんじゃないかなと思います。そして、この今言ったシンガポール、台湾、上海以外は、大体当初予算で1,000万円ぐらい、ジェットロがあるみたいですけども。この3国以外はもう、ジェットロというイメージですか。

◎**山本企画監** 現地法人という形でということでしょうか。

◎**久保委員** このシンガポール、台湾、上海以外の、多分国、先ほど少し出ました、インドネシアだとかタイとかいうお話が出てましたけども。そういうとこのプロモーションは、ジェットロに委託する中で対応していくというイメージでしょうか。

◎**山本企画監** その他の国につきましても、貿易協会のほうに委託している事業の中で、

先ほどユズの御質問がありましてお答えしました、フランスでの展示商談会ですとか、そのほかに日本酒につきましては、ロンドンで商談、セミナー型の試飲会を計画しておりますが、そういったものはジェットロではなく、貿易協会のほうの委託料の中で積んでおりまして、我々と一緒にやっていきます。現地情報につきましてはジェットロとか、先ほどCLAIRの御紹介もありましたけれども、そういった関係機関とも連携しながら、それぞれ各地の情報を得て効率的な実施を行っていきたいと思っております。

◎久保委員 ぜび、この参考資料の2番の全国への展開、そして3番目に輸出、国際的な、これは本当にもう全国が競争になっていると思います。本当にその効果的な展開を期待していますので。頑張ってください。

◎坂本（孝）委員長 はい、質疑を終わります。

以上で、地産地消・外商課を終わります。

暫時の間、休憩とします。

再開は午後1時10分とします。

（昼食のため休憩 12時02分～13時09分）

◎坂本（孝）委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

〈移住促進課〉

◎坂本（孝）委員長 移住促進課の説明を求めます。

◎辻移住促進課長 移住促進課でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

予算の説明に入る前に、第3期産業振興計画におけます移住促進策のバージョンアップ全体像について御説明させていただきます。お手元の資料の赤のインデックス、移住促進課のところをお開きいただきたいと思います。参考資料の赤のインデックス、10ページになります。

移住促進の取り組みにつきましては、この資料の左側のほうに記載してありますとおり、移住に至るプロセスを5段階に分けて、それぞれに応じた対策を官民協働、市町村との連携協調のもとで実施するとともに、その成果について検証しながら改善を加えてまいりました。

その結果、移住定住に向けた一連の官民協働による仕組みが一定整い、県外からの本県への移住者は、本年1月末現在で398組、642人、本年度目標の500組の達成に向けて順調に推移をしてきております。また、移住者が地域や経済の担い手として、活躍するといった成果もあらわれてきております。

一方で、今後も地域間競争が激しくなってくることが予想されること。また、第3期産業振興計画で掲げる、人口の社会増減の均衡を図るという目標達成を見据えますと、移住促進

策もさらなる強化を図る必要がありますので、次の視点により、もう1段のレベルアップに取り組んでまいりたいと考えております。

まず1点目ですけれども、従来の高知ファンに加えまして、いわゆる移住関心層へのアプローチを大幅に拡大して、移住相談件数そのものをふやしていこうということでありませぬ。

この図の右上のほうに、青の点線で囲んでいるところがございませぬ。新たに潜在的な移住関心層をターゲットとしたステップを設定するとともに、インターネットや雑誌への広告の拡大、さらには雑誌記者を県内に招致して、本県の移住先としての魅力を広くPRする記事を掲載してもらおうというようなことによつて、移住関心層の取り込みを図りたいと考えてませぬ。

二つ目は、その今ごらんいただいたところの下のほう、濃いピンクの枠にありますように、各分野の担い手確保策と連携した、移住につながるプロジェクトを展開するということございませぬ。

都市部からの人材が地域で起業する、または地域の中核的な産業の担い手となることによつて、地域に働く場を生み出して、そこに新たな人材が呼び込まれてくるといったように、人が人を呼ぶ好循環を生み出す仕掛けを展開してまいりませぬ。

具体的には、来年度民間のノウハウも活用しまして、各産業分野の研修事業と移住施策を連携させた、移住につながるツアーを実施するほか、既に高知に移住した皆様に、地方での起業や就業を志す方々を呼び込んでいただけるような取り組みも進めてまいりたいと考えております。

三つ目は、市町村と県の相談対応の質をさらに向上させるとともに、民間の活力による移住促進を拡大させるということございませぬ。移住者数の増加を図るためには、相談件数そのものをふやすことに加えて、相談者からのお問い合わせに適切に対応し、スムーズに移住につなげることも重要なポイントになってまいりませぬ。そのため、この図で言いますと真ん中の少し左のほうにオレンジの枠でありますように、県の移住交流コンシェルジュ及び市町村の移住専門相談員が、継続的に相談対応の質の向上を図っていくための取り組みを進めていきますほか、同じくこの資料の今度は右の下の方に緑の枠で書いてございませぬ、移住者向け住宅の確保のための支援策の強化や、市町村における無料職業紹介事業の実施拡大に取り組んでまいりませぬ。加えて民間の移住支援団体である、高知家移住促進プロジェクト、KIPの参加団体の拡大を図るなど、全県的な支援ネットワークの構築を目指してまいりませぬ。

以上のような取り組みを、さらに検証、改善しながら展開していくことによつて、第3期産振計画における移住促進分野の目標案としまして、移住者数年間1,000組を目指してまいりたいと考えているところでございませぬ。

同じ資料の12ページになります。当課の、平成28年度当初予算及び平成27年度2月補正予算について御説明をさせていただく前に、予算の全体像について御説明をさせていただきます。

平成27年度、今回の国の補正予算に対応するために、当初予算の事業のうち、下の表で黄色で着色した事業を2月補正予算に前倒しをしております。その分を含めた28年度相当分の予算が、この資料の上の枠外に数字を書いておりますけれども、人件費を除いて3億2,449万6,000円となっております。これを27年度と比較しますと、7,000万円余りの増となっております。主な増加要因としましては、移住希望者の住宅確保に向けた移住促進事業補助金の拡充、あるいは移住交流コンシェルジュの相談体制の強化、新たなツアーの実施、といったことなどによるものでございます。

各事業の詳細につきましては、それぞれの議案説明書によって御説明をさせていただきます。

それではまず、28年度の当初予算から御説明をさせていただきます。お手元の青のインデックス、②議案説明書（当初予算）の255ページをお開きください。

歳入でございます。国庫支出金は、移住促進費補助金1,609万7,000円を計上しております。内容は、雇用開発支援事業費等補助金でございます。次に諸収入は、こちらは非常勤及び臨時職員の労働保険料の自己負担分ということでございます。

次のページをお願いいたします。256ページ。こちらから歳出となります。産業振興推進費の移住促進費、1億809万9,000円を計上しております。先ほど御説明いたしましたとおり、一部の事業を2月補正予算に前倒ししたことによりまして、27年度と比較しまして、差し引き5,991万円余りの減となっております。

右の説明欄の順に沿って、主な内容を説明させていただきます。まず、人件費でございます。移住促進課職員9名分の給与費でございます。

その次、2、移住促進事業費でございます。こちら一つ目が、健康診断委託料となっております。こちらは臨時職員の健康診断の経費でございます。

次に、移住・就業支援システム保守等委託料でございます。こちらは移住希望者からの相談内容等の情報を登録いたしますデータベースと、仕事、住む場所、レジャーなどの情報を組み合わせて検索することができる、幸せ移住パッケージシステムの運用や保守改修に係る経費でございます。

次に、パンフレット作成委託料です。こちらは各産業分野の人材確保のため、それぞれの分野で実施してございます。インターンシップ情報を取りまとめまして、一つの情報として県外に広く発信するためのガイドブックの作成費でございます。

次に、起業・就業支援研修事業委託料でございます。本県での起業や就業を考えている都市部の人材を対象に、都市部でその実現に向けた研修や、県内企業との合同就職相談会

を行いまして、本県での現地研修の機会を提供する事業でございます。

次に、小規模起業促進事業委託料でございます。この事業は、移住者が起業する場合、兼業などで小さなビジネスからチャレンジすることが多いことを踏まえて、県内の移住支援団体と連携して、本県の中山間地域に移住して、小さな起業を始める方を支援する仕組みを構築することを目的に、来年度新たに設けるものでございます。支援対象となる起業のイメージは、カフェや飲食業、地域資源を活用した商品づくり、インターネットを活用した販売といった、個人経営や兼業での小さなビジネスを想定してまして、そうした起業を志す方にしっかり寄り添いながら、先輩移住者で起業している方や、地域のキーパーソン、仕入れ先などを御紹介するとともに、ビジネスプランづくりのアドバイスをいただける地元の商工会や、金融機関におつなぎをするというようなサポートをすることを想定しております。

次に、全国協議会等負担金でございます。これは都市から地方への移住交流の促進を目的に、全国の自治体や民間企業で設立した移住・交流推進機構、一般的にJOINと呼んでおりますけれども、このJOINへの負担金と、四国4県が連携する四国移住・交流推進会議への負担金、さらに、中国四国9県で連携する中国四国共同移住・交流フェア実行委員会への負担金を計上したものでございます。

次に、人財誘致促進事業費補助金です。こちらは市町村や公共団体等が、地域の課題解決など、公益性の高い事業に従事する人材を受け入れる際に要する経費を支援する補助制度でございます。

次の、事務費ですけれども、非常勤臨時職員の配置に要する経費のほか、高知県移住推進協議会の運営経費を計上しております。

続きまして、27年度補正予算について御説明をいたします。青のインデックス④の議案説明書（補正予算）141ページをお願いいたします。

まず、歳入の国庫支出金は、移住促進費補助金6,731万5,000円を計上しております。これは雇用開発支援事業費等補助金200万円の減額と、新たに国の経済対策による地方創生加速化交付金が6,931万5,000円の増額となっております。

次のページ、142ページをお開きください。こちらから歳出でございます。産業振興推進費の計画推進費で301万3,000円の減額、移住促進費で2億8,576万4,000円の増額を、お願いするものでございます。

右の説明欄をごらんいただきますと、まず人件費でございます。計画推進費と移住促進費それぞれに計上されております。これは機構改革及び異動等による人員の増減によるものでございます。

それから真ん中ほどを見ていただきますと、2、移住促進事業費でございます。こちらの一つ目、移住・交流総合案内業務委託料でございます。これは県の移住相談窓口、移住・

交流コンシェルジュによる、本県に移住を希望される方々への、きめ細かな相談対応や情報提供、また大都市圏で行う移住相談会やセミナー、メールマガジンやフェイスブック等による情報発信を行うための委託経費でございます。

この委託業務につきましては、これまで、平成25年度から3年間、民間人材ビジネス事業者に委託を行ってまいりましたが、本県の総合戦略に掲げる、2060年の高知県人口の将来展望、55万7,000人という高い目標を達成するためには、長期的な視野に立った移住相談体制の構築が必要であると考えております。

このため、第3期産振計画において、移住相談に関するノウハウや経験の継続的な蓄積を図ること、県とベクトルを合わせながら、より機動的に施策を展開すること、各産業分野の担い手確保策と、より一体的な連携を図ること、などといった視点を基本に、新たな相談体制への移行を検討してまいります。

ただ、体制の検討には一定の時間を要しますことから、28年度については、検討及び移行準備期間と位置づけまして、移住相談業務とも一定親和性のある、事業承継・人材確保センターの受託先である、高知商工会議所に業務を委託したいと考えております。

なお、商工会議所に県職員1名を派遣しまして、相談業務全体のマネジメントの向上と、県とのより綿密な連携を図る体制を整えるとともに、県のコンシェルジュと市町村の移住相談員と一緒に研修を受けることによる相談対応全体のレベルアップ、また東京に非常勤の相談員を1名配置しておりますけれども、こちらをフルタイムに変更するなど、首都圏の移住関心層をしっかりと本県への移住につなげるための体制強化も図ってまいります。

次に、移住体験ツアー実施事業委託料でございます。これまで移住希望者に本県の人、食、文化等の魅力を実感していただくことを目的に、地域の皆様や先輩移住者との交流会への参加、あと農業などの一次産業体験、また、移住者向け住宅や町並み見学などを内容とする、短期間の体験ツアーを実施してまいりましたが、来年度はこうした従来のツアーに加えて、新たにより手前の段階である、いわば地方への移住関心層というところまでターゲットを広げて、実際に本県に来て、現地を見て知ってもらうことで、高知で活躍したいという志を呼び起こして、何とか移住に結びつけたいというような形で、ツアーを数多く実施したいと考えております。

具体的には、まずツアー開催の1月から2月ぐらい手前をめどに、都市部において、高知で働くことの魅力や、あとその仕事につくにあたっての支援策などをお伝えするセミナーを、就職、起業、地域おこし、農林漁業などといった分野別に開催しますとともに、セミナー参加者へのヒアリングを通じまして、御本人の意志、目標などを把握しまして、それぞれに合ったツアーに誘導をしてまいりたいと思っております。

そしてツアーでは、実際にこのセミナーで関心を持ったお仕事の現場を直接見ていただいたり、現場で働いている方、あるいは受け入れサポート機関のスタッフなどと出会って、

交流していただくことで、本県への移住に向けた具体的な行動を誘発していきたいと考えております。

そのためツアーの最後には、次の行動に向けたガイダンスを実施して、具体的な求人や人材ニーズの紹介、あるいは就業に向けたそれぞれの研修メニューなんかを御案内するなど、各分野のマッチング支援の取り組みと、しっかりつなげるように取り組んでまいります。

また、こうしたツアーの様子を雑誌記者等に取材をいただいて、記事広告として発信することなどで、より多くの移住関心層に情報を届けて、次回のセミナーやツアーへの参加に結びつけてまいりたいと考えております。

次に、移住フェア開催委託料でございます。これは例年、6月と12月に東京と大阪でそれぞれ開催をしております高知暮らしフェア、こちら本県が主催する最大規模の移住相談会になりますけれども、この高知暮らしフェアについての開催業務について、外部委託を行うものでございます。

次に、移住フェア開催負担金でございます。これは本県を含む12県の知事による、日本創生のための将来世代応援知事同盟が合同で移住フェアを開催し、特に首都圏の若い世代に地方暮らしの魅力をアピールするとともに、各県への移住につなげようというものでございます。

この事業については、今年度の9月補正予算においてお認めをいただきまして、先月2月14日に今年度の事業を、東京の池袋サンシャインシティで「いいね！地方の暮らしフェア」という形で開催をいたしました。フェア全体としましては、来場者が2,717人、また会場からインターネットを通じて配信されるニコニコ生放送、こちらを4万人近くの方に御視聴いただくなど、多くの方に地方への移住をPRする機会となっております。

また、本県にとりまして、このニコニコ生放送に、本県に移住してきたブロガーのイケダハヤトさんが御出演されて、本県の魅力について語っていただいたことや、また、この会場内に設置しました本県の移住相談ブースにも、35組の方に御相談いただくなど、一定の成果がございましたので、来年度についても引き続き他県と連携をして開催をしていきたいと考えております。

事業費につきましては、引き続き各県負担金として400万円を見込んでおりまして、その内容としましては、本年度と同様にこの会場費のほか、各ブースの設営、イベントの実施、広報等に係る経費となっております。

次に、人財誘致促進事業費補助金でございます。こちらは、先ほど当初予算で御説明をいたしました、起業・就業支援研修事業などを通じて、県内で就職された後の研修等の支援、及び市町村や公共団体が、地域の課題解決など公共性の高い事業に従事する人材を受け入れる際に要する経費を支援するもので、今年度の実績見込みに合わせて減額の補正をお願い

いするものでございます。

次に、移住促進事業費補助金でございます。こちらは移住者向け住宅の改修や、市町村の移住専門相談員の配置、あるいは市町村が実施します移住体験ツアーのほか、NPOなどの民間支援団体の取り組みを支援する経費でございます。

来年度は、移住者の住宅確保の取り組みを強化するために、移住者向け住宅の改修費について、県の補助限度額を1件当たり現在の25万円から倍額の50万円に拡充するほか、移住者の生活圏を意識して、近隣市町村が連携して行う取り組みを新たに支援するメニューを設けるなど、受け入れ体制のさらなる充実に向けて市町村をバックアップしてまいります。

次の、事務費につきましては、移住相談会や担当者会などへの旅費や、それぞれの会場使用料のほか、雑誌等への広告掲載費となっております。

続きまして144ページをお願いいたします。こちら繰越明許費となっております。移住促進事業費で、2億7,745万4,000円を計上させていただいております。先ほど申し上げました、国の経済対策による補正予算の対応に、2月補正計上分をそのまま繰越明許費に計上しているものでございます。

以上で、移住促進課の説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎中内委員 この1番から5番まであるろ。これ、どれが一番難しいですか。

◎辻移住促進課長 それぞれに難しさはありますが。高知を知って好きになっただけという、この最初のところから、移住に関心を持ってもらうというのが、やっぱり結構この階段の高さというのはあると思います。結構ここが高い。そのために、特にその高知家プロモーションとの連動とかで、特設サイト、高知家サイトから、うちのポータルサイトへ、いかにスムーズに流し込んでくるかとかいったようなことであるとか。あとそのインターネット等で広告を出して、うちの移住のポータルサイトへ、いかにアクセスしてもらうかというようなことをやっていますけど。住むということに関心を持ってもらうというのが一つ、難しいかなと思います。それから、あともう一つでいくと、やっぱりステップ4の、いよいよ決断をしてもらう、決めてもらうというあたりも大きな覚悟を迫ることになると思います。ここも非常にハードルは高いと思います。

◎中内委員 その平均年齢はどれぐらいなる。

◎辻移住促進課長 県に移住してきた方の属性を見ますと、20代、30代、40代の、この三つの世代の方で、大体8割以上を占めています。比較的若い人が多いです。

◎中内委員 これはほいたら、その若い人がやね、仕事持って来ゆうがかね。新しい職業も紹介するように書いちゅうけど、なかなかないろがね。職業というのは。

◎辻移住促進課長 移住してきた方で一番多いのは、いわゆるその一般企業等での就職。

会社にお勤めになるという方が一番多くて。4割近くがそういった形でお仕事につかれます。次に多いのが地域おこし協力隊、本県非常に、数自体も多いので。協力隊員につかれる方がかなり多いです。このことは多分、全体の年齢層が低めというところと、協力隊員が多いというのは、割と相関関係があるのかなという気がしています。

◎中内委員 それでその、家は確保ができますか。

◎辻住促進課長 高知市内なんかはもちろん、民間の物件が数多くありますので余り心配ないと思いますけど、特に郡部のほうでは、今市町村も相当力を入れて、その空き家対策に乗り出していただいています。ほぼほぼの方が空き家に入っているというわけじゃないとは思いますが、かなりその市町村の空き家バンクも、空き家を見つけてきてアップしたら、割とすぐに問い合わせがあるというような状況で、家のほうもむしろ、例えば嶺北とかでは、足りないぐらいになってきているというお声も聞いています。

◎中内委員 空き家じゃけど。言われんけど、同和対策で建てた家、いっぱいある。土佐市らも。そういう空き家がぽんぽんあるがですわ。えい家が、どういてじゃろうと思うけど。そういうところの力の入れようはどうかね。

◎辻住促進課長 そういった観点で、市町村から特にお話とか聞いたことないので。特性的にどうなのかなというのは、ちょっとわかりかねるんですけど。基本的に本当に貸していただける空き家があれば、なんとか市町村も交渉して、家主さんの御了解をもらって、新たな方に住んでいただくという方向で、今どんどん対策は進めていると思います。

◎中内委員 土佐市へ行って、一遍話を聞いてみちゃってください。お願いします。

◎前田委員 先ほどお話しさせていただいた、642人の市町村別、特に目立ったところを教えてくださいました。後で構いませんので、一覧表をいただきたいというのがまず1点。

あと関連して、移住コンシェルジュを含め相談員がいて、そしてサポーターもいるということでございますけど。この三つのそれぞれの役割も、分担もあると思いますけど、この一定連携はとれているのかというところが2点目。

そして3点目は、この推進協議会、先般、第3回僕も参加させてもらったんですけど。その時に出ておりました、相談員というかコンシェルジュですかね、何か実際その現場に立たれている、相談を受けている方を、その推進協議会に呼んで話を聞いてみたいという意見が出ていたと思いますけど。その後、そういう動きになっていくのかという点と。

最後に1点だけ、地域おこし協力隊ですけれども。3年でしたっけ、何年間かたった後、その協力隊の皆さんは一体どうなっているのか教えていただきたいんですか。

◎辻住促進課長 1点目の、市町村ですけど。ちょっと重立った特徴的なことを、今こちらで、口頭でお話しさせていただいて、後ほど資料をお配りさせていただきます。1月末時点、先ほど県全体で言うと642人という合計値に対応する市町村の明細としては、やっぱり一番多いのは高知市で、161人ございます。次が四万十市で36人。それから土佐清水で3

5人。それから黒潮町で29人。四万十町が26人です。特徴的というか、この次に多いのがどこかとなると、実は梶原町で24人。さらには土佐町の23人というふうに、中山間地域でもかなり力を入れてやっているところは、実績としてもかなり上位に上がってきてございます。また詳しい資料はお返しさせていただきます。

2点目として、コンシェルジュと市町村の相談員と地域移住サポーターの連携ですけれども。こちらは、まず県の移住コンシェルジュが、いわゆるその総合案内的な役割として、最前線のフロントに立っています。やっぱり、最初から市町村までイメージして御相談に来る方って、ほぼゼロと言ってもかまんような状況です。ですから、高知ってどんな所というところから始めて、地域のある程度の実情、お仕事のこと、その環境というところを一定御案内して。そこで相談者の方がある程度のイメージを持っていただいたら、それこそ御希望をお聞きしながら、その御希望に見合うような地域の、今度は市町村の相談員さんにバトンタッチをしていきます。コンシェルジュからバトンを受けた、今度は市町村の相談員が、相談者とより具体的なお家の御希望、より詳細な御希望であったりとか、小中学校の教育環境であったりとか、いろんなことをお伝えしながら、移住を決定していくというような形になって。今度はその、実際地域に移り住んできてもらったら、後はその地域移住サポーターが、地域のコミュニティーの一員として、その移住者の方が1日も早く溶け込めるように、いわゆるそのつなぎ役として、移住間もない方に対する、一定目配りをしていただくというような、こういうその三者の連携プレーでお客様対応をしております。

それから3点目の、コンシェルジュを、推進協議会でぜひそういう現場の声をというお話が、確かに前回ありました。次の推進協議会で、ちょっとどんな形になるか、これから中で検討はしますけれども、せっかくああいったお声もいただいていますんで、ぜひ、何とか実現したいと思っています。

4点目の協力隊員ですけど。この後、中山間のほうが主に所管していますので。お構いなければ、中山間地域のほうで御確認いただければ、より詳細なお答えができると思います。

◎前田委員 1点だけ。その推進協議会のときに、その民間の方から農地法のお話も出ていたと思います。そして黒笹さんからも釣りのベースのお話とか出ておりましたけど。ああいういただいたお話し合いの中のもので、どういうことは協議していくのかとか、どういう事に対して調査していくのか、そういうのは、今どういう状況になっていますか。

◎辻移住促進課長 貴重な御意見は、一定関係する部署部署で共有さしてもらって、基本的に次回の推進協議会なりで、対応状況なりをお返しさせていただくという形をとってございますので。先般いただいた御意見も、基本的に御提案とかこちらが対応を要するようなものについては、お返しを次回させていただきます。

◎横山委員 このステップ3のところ、10ページの、コンシェルジュ及び市町村移住専門相談員のさらなるレベルアップとありますが。これ、どういうレベルアップを図っていくのかということ。求められる能力というのは、どういうもんなんでしょう。

◎辻住促進課長 市町村の相談員で言わしていただくと、これまでは、まず相談員を置いてくださいというお願いを、ずっと市町村にしてきたというのが、これまでのステージだったと思います。県の補助金なんかも使って経費を御支援させていただく中で、今、26市町村まで相談員の配置が整ってきました。今の見通しでは、来年度は全ての市町村で、移住相談のスタッフが置かれるめどが立ってきましたので。今度はいよいよその質の部分で。どう言いますか、その市町村の相談員も、毎日毎日こうひっきりなしに相談がありゆうというよりは、やっぱり相談自体はぼつりぼつりというケースが多いと思います。ふだんはむしろ市町村内を回って空き家調査とか、そういった業務をやってくださっているケースが多いと思うんですけども。そういう意味でいうと、県のコンシェルジュは、それこそ日に1人当たり何件も御相談を受けたりとかということで、一定そのノウハウといえますか、蓄積してきている部分もありますので。県のコンシェルジュと、OJTもちろん含めてなんですけれども、一体的に市町村の相談員を研修していけるような形で、質を高めていけないか、今ちょっと具体を検討しているところです。

◎横山委員 やっぱり市町村が主体となって、予算委員会でもちょっと話してもろうたんですけど。やっぱりこう、自分らの田舎のよさって、一番知っちゃうのは実際は市町村なんで。そこをやっぱり強化していくのが大事。それを県がサポートしていくというのが、本当の移住の、本当というのはおかしいけど、一つの姿なんじゃないかなと思うんで、ぜひお願いいたします。

◎辻住促進課長 はい、わかりました。

◎野町委員 私も4月に、東京事務所を通じてコンシェルジュの方に、東京でお会いしに行こうと思っております。楽しみにしております。先ほど御説明の中で、他県と連携してそのフェアを大々的にやられた、あるいはやるという話をされていましたが。特に島根県なんかはかなり力を入れているお話は、先般もお聞きをしましたけども。他県のその状況、高知県の600数十人に対して、他県はどんなになっているのかと。先進的なところでいうと。ちょっと教えていただけたら。

◎辻住促進課長 他県では岡山、鳥取、長野、島根、岐阜あたりが上位5県です。特に岡山なんかはやっぱり、関西からも非常に近いという立地もあって、人気かなり高いようです。

◎野町委員 そこにもし数字があるのであれば、ちょっと御紹介いただいたらいいんですが。最高のところだけで構いません。

◎辻住促進課長 岡山県が、1,737人になっています。本県が652人という、去年度の65

2人に対して、岡山はその年度1,737人という状況です。

◎野町委員 そういうことも含めて、先日、「ガイアの夜明け」という番組で、高知県の中土佐町の移住の事例と、あわせてその島根県の町村名忘れましたが、シングルマザーをターゲットに絞って、介護施設なんかで雇うということで、非常に独特な取り組みをされておる事例もありましたけども。こういう例えば、あの事例は市町村の運営している施設だったと思うんですけど。私、前にもこの場で発言させてもらったかもしれませんが、企業との連携といいますか。例えばその介護施設なんかで、特にその介護の人材が非常に不足してて、首都圏から実は呼んで、数年間研修をしてもらってという企業も、実はいらっしやるんですけども。そういうところとの連携とか、あるいは先ほど言ったような、島根での先進的な事例を含めた取り組みがあるわけですけども。そういう高知県で特徴的にこれやっついこうみたいなところが、来年度あたりはないのか、ちょっと教えていただきたい。

◎辻移住促進課長 まず福祉、介護人材でいうと、県の県社協の中に福祉人材センターというセクションがあって。そこで一括して、県内の福祉現場での求人と、それから実際そういうお仕事を探してらっしゃる求職者のマッチングをしていくということで、それこそ何百件とかという求人求職情報を持って、マッチングに取り組んでいるようにお聞きをしています。県内の特徴的な部分でいいますと、ちょっと私どももまだ新聞報道等で見た程度の情報で恐縮ですけども、例えば若い、子育て世代に入ってきてもらうということ意識して、その住宅の家賃について、一定の市町村から支援をして、何とかそれをインセンティブとして若い世代に入ってきてもらいたいという動きを、考えている市町村が幾つかあるように拝見したところです。

◎野町委員 最後に、先ほど前田委員の言われた市町村の一覧と、それからあと他県のやつ、ひょっともし何かありましたら、また資料いただきたいということと。それから、ユズの交流会の話を、午前中もしましたけれども、その会場で実は三原村にアグリスクールを通じて、ユズをつくられるようになって関西から移住をしてきた御夫婦に実は再会しまして、大変感激をしました。それから御夫婦も大変その高知県、また三原村を気に入っております。お礼でございます。ありがとうございます。

◎土森委員 随分ね、移住に力入れて、頑張ってくださいましてね、ありがとうございます。説明にもありましたように、どうしても他県と競争していくという時代に入ってきました。そうなりますと高知県の特徴、強み、そういうものを磨き上げていくということも必要になってくると思います。そういういろんな施策を出しながら、多くの都会に住む人たちに情報提供していく、こういうこともやっていると思いますが。そのC C R Cとの関係よね。これはどういうふうに位置づけていますか。

◎辻移住促進課長 今C C R Cの高知県版の構想を、コプラで取りまとめる作業を進め

ております。一定こちらができましたら、私ども移住のほうがメインになって、いわゆる都市部からのアクティブなシニアを、つまりその仕事、中核人材としての求人の部分の魅力づけと、あわせて住む環境として、10年後の安心とかも含めた住環境にも魅力を感じていただいて。高知に何とかその元気なシニア層を呼んできて、産業振興にも一役買ってもらうというような形で、展開をしていきたいと思っています。

◎土森委員 これ非常に今からね、国も力を入れてやってくれるということですから。魅力があるのか、一方でまた心配事があるのかね。非常にこれは今後検討していく中で、いい状況をつくり上げていくということが一つ。エリアをつくることも必要になってくると思うし。それと、僕前から言っていますけど、実はC C R Cじゃないんですけども、北海道の伊達市で、それこそ介護福祉事業、これを取り入れてね、随分もう15、16年前からかな、やって。伊達市は、全国地方の都市で人口はふえている。そういう所ですってね。最近どうなっているか、よくわからんけども。私も1度そこへ調査に行ったんですけどね。障害者だとか福祉事業にかかわる、高齢者マンション的なものもやったりね。いろんな方法を取り入れてましてね。こういう移住の方法がいいのかどうなのか、そのときには判断が鈍ったんですけどね。このC C R Cというのが出てきてね、ああそうかと、やっぱりこういう方法もあるのかなと思っています。今ね。

そんなことも検討しながら、もう一つね。やっぱり移住ということになると、元気で地域に貢献できるような、そういう人材誘致というのが必要になってくると思うね。となってくるとね、都市の企業で働いている人たちが、もうあの都市の中でね、本当に人間らしい生活しているか。これ考えたときに、まさに人間的な生活してないと思う。ならされてね。通勤時間に1時間半も2時間もかけて来る。ビルの中で仕事する。睡眠時間なんて3時間か4時間ぐらいしかない。そういう企業戦士みたいな人たちもいる。そういう人材を地方に移り住ます、地方で仕事をさす。企業誘致も必要ですけどね、人材誘致というのがね、今から生まれて、これ競争なりますよ。必ず。そういうことをね、先駆けて、先にその対策を打っておくことも必要でしょう。今どこでも仕事ができる。在宅勤務ができるわけですからね。そういう方向等に、力を入れてやっていくということもね、最も重要な移住政策の一つになってくる。そういう人が地方に来るということで、必ず地域もよくなるし、そういう一つの例ができたらいろんな企業が注目をしてくると思いますよ。その移住村まではできんでもいいけども、そのくらい大きなことも考えながら、きめ細かい対策ね。そういう人材誘致ということ、ぜひ取り組んでやっていければと思いますかね。部長いかがでしょう。

◎中澤産業振興推進部長 これからは、冒頭課長が説明いたしましたけど、全体の人口を一定規模確保するというのももちろん必要なんですけれども。特に中山間地域でこれだけ人口の減少が激しい、その中でいかに地域のコミュニティーを守っていくか。集落活動セ

ンター一つにしましても、やはりそれを運営していく、その中で生活を守る仕組み、産業を起こす仕組みをつくっていくには、やはり外部の人材というのを一定期待したい。まさにそれが人材であろうと思いますし。それから企業の人材ですね。これについても、本年度から事業承継・人材確保センターを立ち上げましたように、商売としては本当にまだまだその価値があるんだけど、後継者がいないばかりに廃業すると。そういった事態が、もう現実にかなり起こってきておりますので。核人材をいかに確保するかというのは、非常に重要だと思っております。先ほどちょっとお話がございましたけど、移住の年齢層で20代、30代、40代、そういう若い方が多いと申し上げました。その理由を聞いてみますと、やはり子育てであったり、その自然環境の中で暮らしたいであったり。やっぱり単なるその経済的利益だけではなくて、その暮らし全体の豊かさみたいなことを求めているというような価値観ですね。一つは。出てくるんだろうと思います。そこにいかにこう、高知県としてアピールをしていけるのかということが一つあると思いますし。そういう具体的な方法論としまして、やっぱりその、いわゆる企業戦士の皆さん方に、私どもも地方創生のこの流れの中で、地方がなければ、地方の中山間というコミュニティーが維持されなければ、その都市の暮らしも、人材の供給、食材の供給という意味で、持ちつ持たれつの関係にあるのだからということで、これからその企業に向けても、これどちらかというところとアクティブシニアに近いほうになろうかと思っておりますけれども、アプローチをぜひしていきたいなと思っております。

◎土森委員 確かに、そういう方向で行かざるを得ん時代が必ず来ます。でも、こうなりますと、どういう誘致活動をしていくのか。さっき言ったように、企業向けのパンフレットをつくる。そういうこと。これ企業相手ですからね。企業に社宅をつくらすんですよ。在宅勤務ができる。木造というのがね、どれだけ都市の人たちに興味を持たれているか。このことなんか本当に、直接もう何十人もの人と話しましたが、やっぱり田舎に住みたい。けど仕事がない。しかし、仕事ごと持ってきたらどうかと。これも会社経営の一つになってきます。能率がね、15%から20%上がるらしいね。専門家に言わせると。環境のいいところに住ませたら。そういうことに、今なりつつありますね。ぜひ力を入れて、やっていただければと思っておりますね。

◎中澤産業振興推進部長 まさに仕事ごと持ってきてもらうという意味では、先ほど説明をいたしました起業を支援していく。これはコールセンターとか、コンテンツ系というのは、もう高知市内に幾つか出てきておりますけども。今までは一定規模以上、人数が20人以上とか、そういうものを支援の対象にしておりましたけども、もっと小規模なものでも、一方で都会は本当に今人手不足になっておりますから。人材を求めて地方にという動きが出てきております。それは結果的に言うと、仕事を持ってきてくれるということになりますので。そういったところへのアプローチも、来年度から強めていきたいと思っております。

す。

◎土森委員　ここでさっき話が出たね、若い世代が来るんですよ。そうなってくると。子ども連れ。子どもに、いかにいい教育をさすか。必ずアンケートの中にも出てきます。ですから、レベルの高い教育はやっていく必要もあるし。その辺は教育委員会とも協議しながらね。教育委員会も一生懸命今やっていますが、必ずそこにぶつかる。これはもう不思議なもので、親としての欲、子どもをしっかり、いい教育をさせて育てたい。これは当然のことですよ。そういう方向なんかも考えてやっていけばね、来ますよ。優秀な企業戦士が。地方で仕事ができるということになるとね。会社の仕事をするわけですからね。頑張る。

◎久保委員　大変なミッションだと思います。その中で、なかなか厳しいハードルだと思いますけども、第2期の産振計画、本年度、最終年度で500組1,000人という、26年度が403組ですかね。今年、今の時点で398組ですね。642名いきましたっけ。まだ20日余りありますけども、ぜひ頑張っていたきたいと。そういう駆け込みみたいなのは、ありそうですか。

◎辻住促進課長　やっぱり人の流れがですね、どうしてもこの年度がわりのタイミングが一番多いので。3月末、あるいはその7月の頭というのが、一気にね上がります、例年の傾向からすると。実際これまで都市部で就職相談会とかもやってきて、一定その内定とかも出ている方なんか、きっと3月末には越して来てくれるはずですので。

◎久保委員　期待をします。また、第3期の最終には、平成31年度は1,000組という、またハードルがドンと上がってますんで、ぜひ御期待をしています。そのとき思ったのが、自分であればと考えたときに、移住を考えて、もう最後に決めるかどうかというときに、もちろんそのいろんな条件、環境の準備をしていただいていますよね。それを見た上で、最終的に決めるときはやっぱり、今の時点で他県から移住をされて、県内に住んでる方なんかのお声にどんなものがあるだろうかと必死で多分調べると思うんです。実際に高知に住んだ方の、移住をした後の声、そういう声を聞けるような仕組み、そういう仕組みはできているんでしょうか。

◎辻住促進課長　ネットで言いますと、私どもの移住ポータルサイト「高知家で暮らす。」というところで、お仕事の情報、お住まいの情報、市町村の情報もろもろありますけど、実は人気の高いコンテンツとしては、先輩移住者のインタビュー記事というのを、もう何十人分もアップしています。そちらをごらんいただく方が相当多くて。我々も相談者の方に対して丁寧に御説明はしますが、一番信頼がおけるのは、先陣を切って入った移住者の方の声が、一番説得力があるということで、皆さん非常に関心が高いです。ネットでそのお声を御紹介するとともに、あと印刷物としてはガイドブックなんかに、必ずそのUターン、Iターンしてきた方を取り上げて御紹介したり。あるいは県外でやる相談会なん

かにも、必ずそのゲストスピーカーという形で、東京から高知にIターンしてきて、今こんな生活しゅうという人を、東京の相談会を行ったときに、スピーカーで呼んで御説明してもらおうとかで、その参加者の満足度というか、いろいろ抱いちゃった不安は、かなり解消されていくというような効果があります。

◎久保委員 そのときにやっぱし、移住されている方が第三者的に発言をできるようなところを確保しているかどうか、実際に考えている方というのは敏感に、多分感じると思うんですね。少しやらされ感で書いているのか、いやいやこれ本当に、第三者的に客観的に述べておられるのかというところがありますんで、そういうところ。我々が例えばネットで物を買うときなんか、まさにそうなんですけども。ぜひ、そこの客観性みたいなところを担保するような、情報の発信の仕方にすごく細心の注意を払うことが、説得力があるんじゃないかと思えますんで。よろしくをお願いします。

◎辻移住促進課長 はい、わかりました。

◎横山委員 言葉の定義の確認なんですけど。移住、定住と言いますが、定住というのは、何年以上たったら定住になるとかということですか。

◎辻移住促進課長 特に定義はありません。というのも、今、実は、我々地方側からちょっと国に提言させてもらったこともあるんですけど。要は、移住者といいながら、移住の定義が、実は各県で明確に定義が共通してないために、若干押さえ方が違っているケースはあります。ちなみに、高知県の場合は、高知県に住み続ける、すなわち定住なんですけど、住み続ける意思を持って、県外から生活の本拠を高知県内に移してくる人、この人を移住者と我々は定義をしています。

◎横山委員 移住してきて、その定住。けど定住せずに帰られた、定着しなかったというケースもやっぱりありますか。

◎辻移住促進課長 現在ちょっと市町村、それから県もそうですけど、今データを整理して、可能な限り後追いの作業をしている最中でして、一定整理ができましたら、また御報告もさせていただきたいと思っています。一昨年、市町村を通じて、要は市町村の窓口で知り得た範囲で構わんで、その出て行った事例があれば教えてくださいとお聞きしました。そのときに全体で11ケース、市町村から御報告をいただきまして。例えばお家の貸し借りで、家主さんとトラブルになって、もめて出て行ったとか。あるいは地域の共同活動になかなかなじんで、やっぱり地域でちょっと孤立して、いたたまれなくなって出て行ったとかというケースが数件ございました。

◎横山委員 やっぱり定住、定着率も100%を目指すみたいなことで、せっかく取ってきたやつを、絶対ずっと住み続けてもらうというところもブラッシュアップしてもらいたいなと思います。よろしくをお願いします。

◎明神副委員長 平成27年度の定住者向け住宅改修の実績は何件。

◎**辻移住促進課長** 平成27年度で、私どもの課と土木部の住宅課で、それぞれ補助制度を持っていて、支援しています。その両方合わせてですけれども、県の補助で132件、移住者向けの住宅改修の事業を入れています。

◎**塚地委員** 高知の大学に来た方ですよね。高知大学、県立大学、工科大学という。その方々が県外から高知に来て、高知に残ってくださるという場合も、それは移住という定義になるんですか。

◎**辻移住促進課長** 進学で入ってきて、大学生として入ってきたタイミングでは、移住としてはよう押さえていません。塚地委員がおっしゃった、その卒業後、高知県内の企業に就職されたという、多分もうその時点で、本来であればやっぱり移住というカウントをしてあげんといかん方やと思います。

◎**塚地委員** そういうアプローチを学生さんに、例えばその小規模な起業の支援とかいうのでできるということですか。活用できるということですか。学生さんたち。

◎**辻移住促進課長** 県内に定着していただくために、小さななりわいとして、その起業ということも視野に入れて、学生さんがいろいろノウハウを身につけたいということであれば、これはもう全く移住とか県民とかというそういう分け隔てなく、サポートはさせていただけると思います。

◎**塚地委員** 結構、私の近くにはそういう方が高知に来ていつきたいと。じゃあ移住でこういうふうなさまざまな補助メニュー、相談窓口ありますという情報は、あんまり行っていないような気がするんです、その学生さんのところに。そこは結構やっぱり人間関係も、もうできているし。こういう応援して、残ってやってもらうということ、もうちょっと強化するというのは。

◎**中澤産業振興推進部長** 今お話のありました、県内大学生の卒業後の進路で県内に残っていただくという取り組みについては、今、高知大学、それから県立大学、工科大学それから短大、高専含めて国の事業COC+という事業が本年度からスタートしております。その目標の中に、やっぱりその地域の大学の地域での就職率、これを高めましょうという目標を共有していただいております。それを進めるための県との連絡会のような案もございますので、今お話のあった起業への支援、それから卒業後の進路。起業に限らず県内の企業に就職すると、そういった情報提供を密にできる場ができております。そういった機会を通じて、新しい来年度の制度についても、情報提供をさせていただきたいと思っております。

◎**塚地委員** 多分住宅とかね、やっぱり若い方々にとって住宅費ってすごい重荷になるんです。そういういいところありますよという情報提供があれば、一定こう心が動くかなというのもあるし。この間高知大学の皆さんと協議させていただいたときに、地域協働学部ができたんですけど、大体みんなここで学んで地元に戻りたいというお話があつて。入学

したときはそうかもしれん。ことしできたばかりなんで。でも、高知に残ってもらおうというオーラを、多分地域にどんどん皆さん出て行って、地域の方からそれは受けていると思うんですけど。この4年後に、ぜひみんなが高知に残ってくれたら、ありがたいかなと思うんで。ちょっと、今からそういうアプローチもしていただけたらなと思います。

◎横山委員 よさこいをやりたくて移住してきたみたいな人、結構いるんじゃないですか、いませんか。

◎辻移住促進課長 数は、ちょっと今手元でよう押さえてないですけど。それこそ高知市が一つの戦略として、要はオンリーワンのこととして、よさこいの聖地であることを前面に出して、よさこい移住を勧めるというのを官民の動きとして展開しています。今後もそういう動きは、かなりふえてくると思います。

◎土森委員 高知で住んでいるけど、住所を移してない人たちがたくさんおります。例えばサーファー。この人たちはあんまり移さんね。さっき話も出たような、よさこいを高知で踊りたいとかね、これはカウントしたら相当おると思うがね。なかなか調べるわけにもいかんろうし。そういう人もやっぱりいるしね。情報として、どんどん収集したほうがええと思う。高知へ住所を移したら、こういう特典がありますよとか、そういうことを教えてあげるということも必要になってくると思いますね。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

以上で、移住促進課を終わります。

これで、産業振興推進部の議案を終わります。

〈計画推進課〉

◎坂本（孝）委員長 続いて、産業振興推進部から、1件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにします。

「第3期産業振興計画の全体像（案）について」、計画推進課の説明を求めます。

◎土居内計画推進課長 計画推進課です。よろしくお願いいたします。

お手元の報告事項の資料、A3のカラー刷りになります。資料タイトル「第3期産業振興計画の全体像（案）について」をお願いしたいと思います。

この資料につきましては、昨年9月議会で報告をさせていただきました、第2期の産業振興計画の実行3年半の取り組みの総括や、その後のフォローアップ委員会などの議論を踏まえまして、取りまとめをしたものでございます。

私からは、第3期計画の全体像について御報告をさせていただき、各分野の取り組みにつきましては、それぞれ所管する委員会に御報告をさせていただくことといたしております。

それでは、1ページをお願いいたします。左上の1、「第3期計画の位置付け等」でございます。第3期の計画期間は、平成28年度から31年度までの4年間とし、目指す将来像で

あります地産外商が進み、地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県、この実現に向けまして、引き続き官民協働、市町村との連携協調のもと取り組んでまいります。

2の、「第3期計画の戦略の方向性」でございますが、地産と外商をそれぞれさらに強化し、その流れを力強い拡大再生産の好循環へとつなげていくための取り組みを、さらに強化してまいります。詳細につきましては、後ほど御説明させていただきます。

右上の3の「第3期計画の構成（主な変更点）」の（1）でございます。第3期計画では、先ほどの戦略の方向性に基づき、基本方向五つに再整理をさせていただいております。こちらも後ほど御説明させていただきます。

（2）の「連携テーマ」につきましては、現行の六つのテーマから、五つのテーマに変更をさせていただきたいと考えております。第3期計画の強化策の一つであります、起業や新事業展開の促進、こちらを新たに追加いたしまして、第2期計画で取り組んでまいりました、②の「新エネルギーを産業振興に生かす」、④の「中山間の暮らしを支える産業づくり」、こちらにつきましては、青の枠の下のようにテーマの整理ということで記載をしておりますが、この考え方により整理をさせていただきたいと考えております。

4の、「第3期計画における目標設定等」でございます。目標年次としましては、第3期計画の最終年度に当たります、4年後の平成31年度末。それと第2期計画で決めました、10年後に当たります、第3期計画からスタートいたします6年後の平成33年度末。それと中期的な視点として、第3期計画スタートの10年後に当たります平成37年度末、この三つの目標をそれぞれ設定することといたしております。

2ページをお願いいたします。左側の「これまで」の下「成果」にございますように、生産年齢人口の減少に連動する形で、長年にわたって減少傾向にありました各分野の産出額などが、平成23年前後をターニングポイントといたしまして、上昇傾向に転じてきたところでございます。

その下に緑とオレンジの円で「地産」、「外商」と書いてございます。この間、地産と外商がそれぞれ拡大してまいりましたが、さらにより確実に拡大再生産につなげられるかがこれからのポイントになってまいります。この流れがまだまだ十分でないということで、下の図のほうでは矢印が点線ということで、書かせていただいているところでございます。

右の図は第3期計画の戦略でございます。この地産外商の流れを、さらなる地産の強化に向かわせ、地産が強化されることによって、外商がさらに拡大をしていくという、地産外商の好循環を、より力強く生み出していくための取り組みを強力に行っていく、これが第3期計画の戦略の大きな方向性でございます。

この拡大再生産に向けました強化策といたしまして、一番下の三つの強化ポイント、「担い手の育成・確保」、「地域産業クラスターの形成」、「起業や新事業展開の促進」この施策

群を抜本強化してまいりたいと考えております。

3 ページをお願いいたします。こちらは五つの基本方向ごとに、主要な施策を整理したものでございます。左上からでございます。基本方向1のほうでは、地産の強化。基本方向2のほうでは、外商の拡大。基本方向3では、地産外商の成果を拡大再生産につなげることを掲げております。

この拡大再生産では、先ほど御説明をいたしましたとおり、強化策といたしまして担い手を育成・確保する、地域産業クラスターを形成する、起業や新事業展開を促進する、この三つの柱を掲げさせていただいております。

またその下でございますが、全体を下支え・活性化する取り組みといたしまして、基本方向4では産業人材の育成、基本方向5では移住促進を掲げております。

3期計画につきましては、この五つの基本方向により進めてまいりたいと考えております。

4 ページをお願いいたします。上の三つのボックスでございますが、計画全体を貫く目標といたしまして、第3期計画で三つの目標を掲げることといたしております。左の目標①、それから右端の目標③、こちらにつきましては第2期計画からの継続でございますが、今回新たに、若者が志を持って打ち込める魅力ある仕事をつくるための目標といたしまして、真ん中の目標②、雇用の創出目標を掲げることといたしております。

その右端に、少し小さい青枠で記載をいたしております、「県民所得の向上」につきましては、統計結果の公表がおくれること、また、外部要因の影響を大きく受けることから、目標として掲げておりませんが、非常に重要な指標でございますので、各分野の取り組みによって着実な伸びを目指してまいりたいと考えております。

一番下のボックスでございます。各分野を代表する目標を、七つの分野で4年後、6年後、10年後の目標をそれぞれ設定いたしております。

右端の移住促進につきましては、先ほど御説明をいたしましたが、4年後の目標のみ設定をしており、6年後、10年後の目標につきましては、第3期の取り組みの成果を踏まえて設定をしていくということにさせていただいております。

今回、掲げております数値目標について、一部まだ数字が入ってない黒丸の表記もございますが、この後、改めて産業振興推進本部などで議論をいたしまして、各産業団体や県民の皆さん、市町村の皆さんと一緒に取り組まれる、納得のある目標としてまいりたいと考えております。

5 ページをお願いいたします。第3期計画の主な展開を、図にまとめさせていただいております。左側に第一次、第二次、第三次ということで、さらにそれぞれの産業を整理しています。

第一次産業につきましては、新たな技術を導入し、それぞれの形態の皆様の所得向上に

つなげてまいりたいと考えてます。

第二次産業につきましては、食品加工の生産管理の高度化支援や、機械系のものづくり力や、商品力のさらなる強化に向けました一貫サポートなど、地産の取り組みを一層強化いたしてまいります。また、地産外商公社や、ものづくり地産地消・外商センターのサポート体制をさらに強化いたしまして、外商の拡大を図ってまいりたいと考えております。

また、第三次産業につきましては、歴史と食を一体的に連動させた戦略的な観光地づくりなどを進めますとともに、コンテンツ関連企業や事務系職場の集積拡大を図ってまいります。

これらの取り組みに加えまして、外商の欄でございますが、海外への売り込みも大幅に強化してまいります。新たに土佐材や養殖魚、農産物、防災関連製品などの輸出促進に取り組みますとともに、観光面でも外国人向けの旅行商品づくりを抜本強化いたしまして、積極的なセールスを行ってまいります。

さらに右上の拡大再生産におきましては、第一次産業から第三次産業に共通する取り組みといたしまして、先ほどの担い手の育成・確保、地域産業クラスターの形成、起業や新事業展開の促進、この三つの取り組みを抜本強化して取り組んでまいります。

6 ページをお願いいたします。拡大再生産に向けた強化策の一つ目のポイントであります、担い手の育成・確保でございます。

新しい地産外商の取り組みをスタートいたしましても、後継者がいなければ一過性の取り組みに終わってしまいます。さらには外商によって得た成果をもとに新たな事業展開し始めても、それを力強く進めていくためには、例えば営業人材や研究人材が欲しいといったことも起こってこようと思われれます。このため、担い手の育成確保により、新しい取り組みを次の世代につないでいくという、時間軸的な拡大再生産を目指してまいりたいと考えております。

具体的には箱の左上にございます、担い手となる人を県内で育てますため、土佐まるごとビジネスアカデミーや、地域主体の人材育成の支援などに取り組みますとともに、第一次産業の担い手育成につきましても、林業学校の取り組みなどを強化してまいります。

あわせて、県内だけでは人材が不足している状況にございますことから、担い手となる人を県外で探す、そしてさまざまな施策によって人と仕事をマッチングさせる、の取り組みを進めてまいります。

具体的には、移住促進と各分野の担い手確保対策とを連動させ、取り組みをさらに推進してまいりますとともに、県内企業の中核人材や事業承継者を確保するため、事業承継・人材確保センターに配置をいたしました求職コーディネーターも最大限活用しながら、マッチングの拡大を図ってまいりたいと考えてます。

こうした取り組みを進める上では、下に前向きの矢印がございましたが、雇用の受け皿を

つくっていくということが何よりも重要でございますので、地産外商の取り組みの強化や、地域産業クラスターの形成などにより、地域地域に多様な仕事をつくってまいりたいと考えております。

7ページをお願いいたします。拡大再生産に向けました強化策、二つ目の強化のポイントであります、地域産業クラスターの形成でございます。この地域産業クラスターの形成は、本県の強みでもあり、また地域に根差した産業でもあります第一次産業などを核に、それぞれの地域でスタートをいたします。

地産外商の取り組みを、点から面にしていくようなイメージで、量的な拡大再生産を図りまして、地域地域に第一次産業から第三次産業までの多様な仕事を生み出す、これを目指してまいります。

この産業クラスターを意図的に生み出す仕組みといたしましては、まず、加工事業者や小売業者などの市場のニーズと、これとマッチした地域の素材、事業者の皆様の取り組みを結びつけることが非常に重要になってまいります。

このため、第1段階と書いてございますが、庁内にワンストップ窓口を設置し、情報収集に努めますとともに、その集約をした情報の中から、クラスター情報共有会議におきまして、実現可能性の高いクラスター案件を抽出をし、参加意欲のある事業者を募ってまいりたいと考えております。

クラスターの形が一定決まってまいりましたら、第2段階のほうでは、個別案件ごとに県でクラスター育成チームを設置しまして、クラスタープランの策定の支援を行い、さらに第3段階では、そのプランの実行を、さまざまな支援策を活用しまして、支援してまいります。

現時点では下の図にございますように、16のクラスタープロジェクト。内訳としましては、産業成長戦略の取り組みを土台といたしました九つのプロジェクト。また、地域アクションプランの取り組みを土台といたしました、やや小規模な七つのプロジェクトを予定しているところでございます。

今後、さらに先ほどの仕組みを通じまして、新たなプロジェクトを掘り起こし、各地域で展開をしてまいりたいと考えております。

8ページをお願いいたします。拡大再生産に向けました強化策の三つ目のポイントであります、起業や新事業展開の促進でございます。新しく地産外商の取り組みを進めても、これを持続し続けていくためには、商品の改良を続ける、新商品を開発するといった形で、常に質を進化し続けていくことが必要となります。このため、起業や新事業展開の促進により、この質的な拡大再生産を目指してまいります。

具体的には、四つの強化ポイントで強化をしてまいりたいと考えております。強化ポイント①では、県内外からの相談機能の強化としまして、新たに計画推進課内に相談総合窓

口を設置いたしまして、どこに相談すればよいかわからないといった声に対応いたしますとともに、相談内容に対応することができる機関につなぐ、また、相談内容に応じましては、関係機関が連携してサポートをしていく、そういったことに取り組んでまいりたいと考えています。

強化ポイントの②のほうでは、「学びからビジネスにつなげるまでの支援を強化！」といたしまして、土佐まるごとビジネスアカデミーをベースといたしました、起業化プロセスの強化を図ってまいります。

その中にございます、1の「学びのステージ」では、土佐まるごとビジネスアカデミーに起業に関連する講座を新設いたしますとともに、2の「トレーニングのステージ」では、アイデアソンなど、アイデアを生み出し磨き上げる機能強化をしてまいります。さらに3の「事業化につなげるステージ」では、ビジネスプランコンテストの開催や、事業化に向けた事業計画の磨き上げ支援などを行ってまいります。

次に、強化ポイントの③では、起業時において特に課題となります、資金の確保について、融資制度の拡充や、ビジネスプランコンテストの入賞者に対する支援制度の創設などを行うとともに、金融機関の皆様と連携をしまして取り組みをサポートしてまいりたいと考えております。

強化ポイント④では、関係機関の皆様と連携を図りながら、県庁内に設置をします新たな総合窓口において、起業した方々のフォローアップを実施してまいります。

以上が、第3期の全体像でございますが、今回、1カ月間パブリックコメントを実施し、29名、70件の御意見をいただいているところでございます。こうしたさまざまな御意見も踏まえまして、最終の計画の案を取りまとめ、3月28日のフォローアップ委員会で御審議をいただき、年度内に第3期の策定というスケジュールに持っていきたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく願いをいたします。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

（「なし」と言う者あり）

◎坂本（孝）委員長 はい、質疑を終わります。

以上で、産業振興推進部を終わります。

《中山間対策・運輸担当理事所管》

◎坂本（孝）委員長 次に、中山間対策・運輸担当理事所管について行います。

最初に、理事の総括説明を求めます。

◎金谷中山間対策・運輸担当理事 それでは、所管の提出議案につきまして、総括説明をさせていただきます。お手元にお配りしております、別とじの産業振興土木委員会の資料の1ページの予算（案）の総括表をごらんいただきたいと思います。

平成28年度の当初予算、27年度の2月補正の総括表でございます。まず中央部の2月補正でございますけれども、通常分と経済対策分の二つに分けて記載をさせていただいております。通常分は、給与条例の改正などによります人件費を含めて、全体で3,620万2,000円の減額となっております。

主な要因といたしましては、鳥獣対策の鳥獣被害防止総合対策推進交付金、いわゆる捕獲報償金の上乗せ補助でございます。この国からの追加配分があったものの、交通運輸政策課のバス運行対策費の補助金と、国の直轄空港の整備事業費の負担金などが、当初の見込みを下回ったことによります。

また、人件費につきましては、職員の新陳代謝や年金制度の変更に伴う共済費の負担費の変更によるものでございます。

経済対策分の2億7,263万5,000円は、集落活動センターの推進に国の地方創生加速化交付金を活用するために、当初予算から前倒しを行うものでございます。平成28年度の当初予算額は、3課合計で20億7,968万9,000円を計上しております。経済対策分を加えた平成28年度の実質の当初予算は、前年比106.9%の増となっております。

資料の下の段は繰り越しでございます。2月補正の経済対策分がそのまま未契約の繰り越しとなるものがございます。

続きまして、資料の2ページをごらんいただきたいと思います。まず、中山間対策についてでございます。集落活動センターの取り組みの、さらなる普及拡大に向けて取り組んでまいります。センターの設置に向けまして、アドバイザー制度や研修内容の拡充に加えまして、新たな取り組みといたしまして、集落活動センターの連絡協議会を立ち上げて、センター間の連携を強化していきます。

鳥獣対策につきましては、被害軽減に向けての取り組みを重点的に進めておりまして、平成29年度までの間に被害の深刻な地域、およそ1,000集落ございますけれども、これを半減することを目標に取り組めますほか、大型の囲いわなや、くくりわなを使用して、新たな手法によるサルや群れごと捕獲にも取り組んでまいります。

最後に、公共交通の維持確保・活性化についてでございますが、路線バスなどの地域公共交通の維持や利便性向上のための支援のほか、土佐くろしお鉄道や阿佐海岸鉄道については維持支援とともに、将来を見据えた対応の検討を進めてまいります。

航空路線につきましては、今月27日から名古屋線が1日2往復に増便されておりますが、今後も航空ネットワークの維持と拡充のための支援、利用促進活動の実施などを行います。LCCの新規路線の誘致についても引き続き取り組んでまいります。

このほかに報告事項といたしまして、とさでん交通の取り組みの状況について1件ございます。

私からの説明は以上でございます。それぞれの事業の詳細につきましては、担当課長か

ら説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

〈中山間地域対策課〉

◎坂本（孝）委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

まず、中山間地域対策課の説明を求めます。

◎中村中山間地域対策課長 中山間地域対策課でございます。よろしくお願いいたします。

まずは、平成28年度当初予算案について御説明いたします。青い②のインデックスを張ってございます、議案説明書の258ページをお開きください。

歳入でございます。諸収入としまして、9,000円を計上しております。これは臨時的任用職員に係る労働保険料の本人負担分を毎月の賃金から徴収し、労働局に保険料を支払う際の財源の一部とするものでございます。

歳出について御説明いたします。次の259ページをお開きください。当課の歳出予算は、中山間地域対策費としまして、人件費を含めまして総額4億3,179万3,000円を計上しております。前年度予算と比較しまして、2億9,853万8,000円の増額となっておりますが、主な理由は、昨年度、国補正予算に対応するために、平成26年度の2月補正に前倒しで計上した、中山間地域生活支援総合事業費を平成28年度は当初予算として計上しているためでございます。

それでは、右側の説明欄で順に主な事業の内容を御説明させていただきます。まず1の人件費でございます。一般職給与費として当課職員の11名分の給与、そして理事と副部長2名分の給与も合わせまして、計14名分を計上しております。

次に、2、中山間地域振興費でございます。まず二つ目、集落調査委託料でございます。これは5年ごとに行われております国勢調査の翌年に実施させていただいているもので、国勢調査のデータをもとに、県内の集落単位での人口や世帯数などの動向を取りまとめ、人口減少や高齢化の進行などを把握することで、中山間対策の基礎資料とするものでございます。

次に、全国過疎地域自立促進連盟負担金ですが、これは過疎対策を推進する全国組織でございまして、神奈川県を除く全国の都道府県と過疎市町村が加盟している、全国過疎地域自立促進連盟への負担金でございます。

その下、三つの負担金、離島振興、全国山村振興、半島地域振興でございますが、同様に、本県の市町村が地域指定を受けております地域振興5法に基づきまして、それぞれ振興策を推進するために設立された全国組織への負担金でございます。

その下、事務費でございます。この中には、中山間対策に精通した大学教授等専門家3名の方をお願いしております、中山間地域活性化アドバイザーに係る経費も含まれております。3名のアドバイザーの方には、中山間地域の活性化や集落の維持、再生に向けました県の施策に対しての御助言をいただくほか、集落活動センターの取り組みを行っている

住民に向けた講演会なども行っていただいているところでございます。

3、集落活動センター推進事業費でございます。予算説明の前に、集落活動センターの取り組みの概要につきまして、簡単に御説明させていただけたらと思います。委員会資料、赤のインデックス、中山間地域対策課の3ページをごらんいただけますでしょうか。

中山間対策につきましては、知事が本会議でも答弁しておりましたように、3層構造による取り組みを全力で進めておるところでございます。資料の下のほう、紫のところでございますが、一層目に当たります産業振興計画の成長戦略の取り組みを通じまして、中山間地域の基幹産業である第一次産業を中心とした産業の育成を図り、真ん中緑のところでございます、2層目に当たります地域アクションプランの取り組みを通じまして、地域地域での取り組みがビジネスとして確立できるよう支援してまいります。さらに、一番上になります、成長戦略や地域アクションプランの取り組みが届きにくい、小規模な集落などにつきましては、3層目に当たります集落活動センターの取り組みを通じて、1層目2層目の取り組みとの連動を意識しながら支援してまいります。

この集落活動センターの取り組みも、開始から丸4年がたとうとしております。

4ページ、集落活動センターの開所地区の状況でございますが、この一覧表にございますように、この3月には、表の20番から26番まで七つの地区でセンターが開所いたしました。4月1日開所の4カ所を含めると、間もなく県内22市町村で30カ所の集落活動センターが開所する見込みとなっております。また、他の地域におきましても、センターの立ち上げに向けた準備、あるいは計画づくりが着実に進んでいるところでございます。

しかしながら、人口減少や高齢化の進行によりまして、待ったなしの状況が続く中山間地域の実情を考えますと、今後さらにこうした集落活動センターの取り組みを加速化し、県内全域に普及定着させ、活動が継続していきますよう取り組みを進めていくことが重要になります。

次、5ページ、集落活動センターの取り組みの支援策でございます。まず一つ目の、集落活動センター推進事業費補助金でございますが、これは拠点施設の整備でございましたり、活動に係るソフトの取り組みなど、センターの土台づくりに係る経費と、センターの活動の推進役となる人材を導入する場合の人件費に係る経費に対して支援を行うものでございます。それぞれの地域では、この補助金を活用して特産品づくり、交流事業、農産物の集出荷といった活性化の取り組み、あるいは高齢者の見守りや交流サロンといった、地域の支え合いの取り組みなど、地域のニーズ、実情に応じたさまざまな活動を展開しておるところでございます。

来年度につきましては、現在開所しておりますセンターを含めまして、37の地区で当該補助金を活用して、センターの経済活動の拡充や立ち上げに向けた取り組みを進める予定となっております。

(2)「アドバイザーの派遣」でございます。こちらにつきましては、集落活動センターの立ち上げの支援や活動を充実させるために、集落維持や地域活性化の取り組みに造詣の深い専門家や、あるいは地域での話し合いを円滑に進めるためのファシリテーター、加えまして、経済活動の拡充に向けまして、より実務的実践的な助言ができる実践活動アドバイザーの派遣を行うところでございます。

(3)の「研修会等の開催」でございます。これにつきましては、地域住民や市町村の担当者等を対象にいたしまして、集落活動センターの取り組みの意義や、事例等を学ぶ研修のほか、事業計画の作成、経営管理、資金調達といたしました、センターの経営管理力の強化を目的とした内容を充実させ、経済活動の拡充に向けた人材育成にも取り組んでまいります。

集落活動センターの円滑な立ち上げに向けた支援につきましては、各地域本部に配置しております集落支援担当を中心に、関係出先機関等で構成する(4)の支援チームにより、全庁を挙げて支援してまいります。

最後(5)でございますが、「情報提供による支援」でございます。まず、今年度開設しました集落活動センターポータルサイト「えいとここうち」によりまして情報発信を行っていくとともに、支援ハンドブックやパンフレットの作成配布によりまして、センターの取り組みを広く周知してまいります。

また、来年度の新たな取り組みとしまして、集落活動センター運営組織や市町村で構成する連絡協議会を設立し、センター間の連携強化、相互の学び合いによる活動の充実化を図るとともに、推進フォーラムを開催いたしまして、センターの取り組みについて広く県民の皆様へ情報発信するなど、センターの普及拡大に努めてまいります。

以上の支援策によりまして、集落活動センターの取り組みを進めてまいります。なお、後ほど改めて御説明させていただきますが、この集落活動センター推進事業費補助金及びふるさと応援隊研修等委託料につきましては、国の補正予算、地方創生加速化交付金を活用いたしまして、28年当初の前倒しとして27年度補正予算に計上させていただいております。

もう一度議案書の259ページ、お戻りいただけますでしょうか。改めまして、3の集落活動センター推進事業費でございますが、計上させていただいている集落活動センターポータルサイト運用保守委託料150万6,000円でございます。これは先ほど御説明させていただきましたポータルサイト、「えいとここうち」の運用保守につきまして、民間事業者へ外部委託するものでございます。

次の、260ページに記載しております、事務費でございます。こちらは、先ほどやはりお話しさせていただきました、推進フォーラムの開催、アドバイザーの派遣、研修会等を行うための経費でございます。

次に、4、中山間地域生活支援総合事業費でございます。一つ目の、中山間地域生活支援総合補助金でございますが、この事業は、過疎化や高齢化に伴い生活環境などが大きな課題となっております中山間地域におきまして、生活用水や日用品の確保に向けた仕組みづくり、あるいは移動手段の確保対策などに取り組む市町村に対しまして、助成を行うものでございます。

先ほどごらんになっていただきました、委員会資料6ページに概要をお示しさせていただいておりますが、平成28年度につきましても、市町村からの御要望もとに2億9,088万1,000円の補助金を計上させていただいております。

また、補助事業だけでなく、市町村担当職員に向けた研修会や情報交換会のほか、市町村ごとの課題を洗い出すための実態調査を行うことで、生活環境の維持向上に向けた取り組みをふやし、地域の実情に応じた生活環境づくりをさらに進めてまいりたいと考えております。

続きまして、補正予算案について御説明させていただきます。青のインデックス④を張っております、補正予算議案説明書、146ページをお開けいただけますでしょうか。中山間地域対策費として、総額2億7,585万4,000円の増額となっております。

中山間地域振興費としまして、国庫支出金精算返納金180万6,000円計上いたしました。

こちら、委員会資料7ページをお願いできますでしょうか。概要をつけさせていただいております。これは四万十町、旧大正町のときでございますが、平成12年度に旧国土庁、現在は農林水産省に移管しておりますが、旧国土庁の山村地域環境保全機能向上実験モデル事業費補助金を活用しまして、旧大正町が太陽光発電施設を整備したものでございますが、その処分に伴う国庫補助金の返納金でございます。具体的に申しますと、旧大正町役場庁舎、現在は四万十町大正地域振興局庁舎でございますが、ここには四万十町の災害対策本部として位置づけられておりますが、現在の設備では、停電時の必要な電気量を賄うことができないため、当該施設を撤去し、新たに環境省の事業を活用いたしまして、より性能のすぐれた発電設備及び蓄電機を併設した施設を整備するというものでございます。

この新しい設備の設置場所を確保するには、現在あります庁舎屋上のスペースのほぼ全面に設置しております既存施設の撤去が必要であるため、このたび財産処分を行うことになったものでございます。

処分に当たりましては、農林水産省の財産処分承認基準によりまして、対象財産の残存価格に対する国庫補助率相当額の返還が必要となっております。この山村地域環境保全機能向上実験モデル事業費補助金は、国から県を通じて町に補助を行う間接補助の形式をとっていたため、このたびの処分に際しましても、町からの返還金を一旦県を経由して、受け入れた上で県から国に返還する形をとることから、このたび予算措置をお願いさせていただいたものでございます。

続きまして、集落活動センター推進事業費でございます。インデックス、青の④補正予算議案書146ページにお戻りいただけますでしょうか。

先ほど申し上げましたとおり、高知ふるさと応援隊の研修等に係る委託料及び集落活動センターの取り組みに必要な経費に対して支援を行う、集落活動センター推進事業費補助金につきまして、合わせて2億7,263万5,000円を計上しております。

高知ふるさと応援隊研修等委託料につきましては、地域おこし協力隊や集落支援員など、地域活動の推進役となる高知ふるさと応援隊が、活動に必要な知識やスキルを習得し、隊員同士のネットワークを構築する研修会の開催等を委託により行うものです。二つとも括弧つきで地方創生と書かしていただいておりますが、これは国の地方創生加速化交付金を、財源の一部として活用させていただく予定となっているためでございます。こうした国の地方創生の流れを追い風にいたしまして、さらに取り組みを強めてまいりたいと考えております。

最後に、次の147ページ、繰越明許費明細書でございます。先ほど御説明いたしました、集落活動センター推進事業費につきまして、財源の一部に国補正予算であります地方創生加速化交付金を活用するため、平成27年度2月補正に計上しておりますが、事業は28年度実施ということで、繰り越しさせていただくものでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎中内委員 この集落センターですけど、これは黒字になりますか。

◎中村中山間地域対策課長 黒字といたしますか、現状、補助金、人件費の補助等が続いておるところにつきましては、人件費を市町村が一義的に負担した上で、実際に活動されている方が作業、交流であったり、農産品加工であったり、食事をつくったりする賃金は支払っている形と聞いております。そういう意味で、赤字が出ているという状況ではないと認識しております。

◎中内委員 この資料を見てもほら、補助金の種類が多いでしょう。これ、3年間済んだらどうなるろうね。これは。

◎中村中山間地域対策課長 3年間済みました場合に、人件費、事務局を担います地域おこし協力隊の方、集落支援員の方は、引き続き継続して市町村が非常勤職員として雇い、事務局を回すということで、一義的には事務局機能は回っていくものだと考えております。各交流事業、経済事業につきまします、賃金につきましても、その交流事業の収益の範囲内でお支払いしてるという意味では、続いていくものでございますので。さらに、恐らく委員がおっしゃってるのは、拡大して、経済活動を拡大していく場合かと思うんですが。その場合の支援につきましては、3年の補助金終了後さらに3年、経済活動拡充につきましては、立ち上げ支援をしていこうと考えております。

◎中内委員 その事業を拡大するというは無理じゃと思う。市長の所信表明でも、えいような話をずらずら述べているけどね。やっぱり僕は、ああいうふうにはいかんと思うが、部長どうぞね。

◎金谷中山間対策・運輸担当理事 センターの規模というか、色合いがありますので。生活の支え合いのような小さな部分で言えば、中内委員言われるように、それだけを規模拡大しようと思っても、やっぱり無理なところがあります。でも今回、今年度末ぐらいから立ち上がりますけれども、例えば、三原の今の農業の複合経営拠点とセットになる取り組みなんかがあります。これなんかはセンターが、もうシントウのハウスを、2反、4反という形で、それを経営するようになりますので。その活動者がそういった労働力を提供して、賃金を得て、若い者も雇って。今の農業公社のユズの取り組みと、労働力を融通するような形で、しっかり自前の収益が確保できるような仕組みはできております。そういった本当に地元で雇用を生むようなものも、幾つか出てきております。これから先5年間で、県内で30数カ所、広げていくような形が、今農業のほうで考えております。そういったものとセットになり、かなり経済的な基盤も強いものができてくるんじゃないかなとは思っております。

◎中内委員 きょうもお昼に、お客さんが来て、話したんですけど、集落センターというのは成り立ちますかと素朴な問いがあったわけですね。僕もちょっと首かしげて、はっきりした返事はようしませんでした。やはりもうちょっと力を入れちゃらないかん。現場へ行っても、それは知事が1回行って、後は知らんという話にはならんと思うんです。やっぱり立ち上げたら、何回か暇を見つけて行っちゃらないかんし。知事が行けなかったら、部局の担当者も行っちゃらないかん。この間も、ある所へ行って、しゅっと見たら、張り紙が書いちゃある。県会議員さんの御支援が大変ありがたいいうて、そういうことをメモして書いて、写真も張っていたんですけどね。僕が黙って出てきよったら、ああ、この人は県会議員じゃきいうて、押さえられて話も聞きました。ここへ勤めている人も、日当1,000円で私らはやりよりますということですね。1,000円の利益を上げるのは、難しいことはいですかと言うたら、まさにそのとおりじゃと言っておりました。やはりそういう目に見えん、形にあらわれない、その苦労も大変あるわけですから。やっぱりそういう実情を押さえた上で、物事の判断を決定してやらんと。やはり僕は、これは悲観的な話になるかもわからんけど、活動センターは大変厳しいし、財政的な支援もなければやっていけないと思うが。どうですかね、それは。

◎金谷中山間対策・運輸担当理事 その生活の支え合いの色合いの強い小さなセンターは、やはりそのセンターの目的が集落の維持再生であるわけですから、基礎自治体である市町村がどこまで、どういった支援をするかという部分があります。ですから、その事務局の機能を維持するために、例えば、地域協力隊員のような形で非常勤職員で雇って、それを

継続してサポートをしてあげれば、あとは地域の活動自体は地域の皆さんで、多少なりとも手間賃を得ながら活動することはできます。そういった部分でいえば、その集落を維持するための最低の機能というものは、私は維持できると思っています。ただ、それ自体が目的じゃありませんので。維持再生という部分が目的です。そういったものを、広がりを持たせるためには、やはり成長戦略とか地域アクションプランとか、ああいったものとひっついた形で、もう少し経済的な規模も大きくするようなものがないといかんということで、今そちらのほう、うんと力を入れておるといことですので。立ち上がったところについてはもう、今、地域本部の支援員にしても、農業改良普及センターにしても、しっかりサポートするような形で、仕組みはできています。地域の要望には、しっかり応えられるような体制はとっておると思っております。

◎中内委員　そういう捉え方やったら、楽じゃと思うがですわ。実際にそこへ入ったら厳しい。ほんで各市町村の中でも、山奥を抱えちゅうところは、もうこれ以上は自治体がよく面倒見んと。何年かしたら手を引かないかんという考え方の首長さんらもおるわけですから。やはりそれともう一つ、これ率先してやってくれる人が高齢者ばかりですわね。だから、新しい、次代を担う人がこれへついてやってくれたら、僕は何も言わないけれども。やっぱりそういうところに、かいま見る厳しさもあるわけですから。もうちょっと、手助けをしちゃってもらいたいと思いますので。よろしくお願いします。

◎前田委員　この平成12年度、7ページですけども。この四万十町の太陽光発電、よりよいものに変わるというのはわかるんですけど。これ、もともとあったものを処分する部分ですよ。要は、今のやつ撤去するわけですので。これ、この撤去されたものは、どうなるんでしょうか。

◎中村中山間地域対策課長　撤去されたものは、もうそのまま、残念ですが廃棄をいたします。

◎前田委員　廃棄処分になる。まだ機能としては耐用年数前であって、故障しているわけではなく、かつ発電もできる状況下であるものを、お金をかけて要は処分をするという状況になるということですか。

◎中村中山間地域対策課長　はい、そういうことになります。

◎前田委員　非常にもったいない気がしてならないんですけども。まだ使えるので、それだったら欲しいという人が、ひょっとしたらいるんじゃないかと思うんですけども。その点はどうでしょう。

◎中村中山間地域対策課長　機器レベルではございますが、若干古いもので、熱変換効率等はかなり低いものだと市町村からは聞いております。もったいないという趣旨はそうかもしれないですが、御判断をされたということかと思えます。

◎塚地委員　先ほどの中内委員の関連ですけど。理事がおっしゃったように、集落の維持、

そういう規模のものを私も最初はずっと想定をされていて。いわゆる山間地域の集落維持のために活動センターが必要だと思ってたんですけど、だんだんそこにいろんな経済的要素が入ってきて。こうやって見ると、4ページの最近の26、25とかは、奈半利町全域とか芸西村全域とかということで、集落活動センターが置かれることになると、本来的に目的として、集落維持という活動に資するといったのと、何か方向性がちょっとこう、どこに行きゆうがかなと、そんな感じがやっぱりするんですよ。この規模の違いをどんなふうにかえたらいいかということ。

◎中村中山間地域対策課長 集落の維持再生の仕組みづくりというのが、集落活動センターの最大の特徴でございまして、地域の課題を住民の方が主体的に見つけて解決していく。その中で11ほど活動を例示しておりまして、生活を支える仕組みから経済活動、経済活動も当初からほぼ半分ぐらい、例示としては掲げさせていただいておりました。実際はそのお金が回る仕組み、経済活動、交流、加工品販売をやってない集落活動センターは、今年度前半までの18でもない。逆に言うと、全てが何らかの経済活動は回しているという状況にはございました。地域の課題ということで、地域外と交流したい、あるいは特産品を売っていきたいということでありましたら、経済活動を課題解決の手法として進めていくのであろうと。逆に維持とか再生をするための経済基盤が、仮に市町村が一義的に構えていくものにプラスして必要ということであれば、その経済基盤を強化するための経済活動というのも活動の一つになるかとは思いますが。まずそういう状況の中で、先行の集落活動センターの取り組み等をごらんになって、今年度新たにつくられていった住民の方、市町村の方の中で、経済基盤、経済活動をメインに据えた集落活動センターで、基盤をしっかりしていくと。イニシャルから。スタートからですね。そういう考え方に立たれて、恐らく奈半利町などは町内全域、ふるさと寄附金の活用という手法をとられたのではないかと思います。

◎塚地委員 本来、スタート時点ですよ。その本当に消滅しそうな集落を、どう支えていくかという。その機能を維持するのは、今のお話やと市町村が基本にやりなさいよと言ったように聞こえたんですけど。そういう意味。

◎中村中山間地域対策課長 高知県みたいに、県全体で中山間対策に取り組んでいるところは全国でも例がない、逆に言うと県が出過ぎぐらい出ているそうでございます。一時的には恐らく市町村が各地域の振興を担うのだとは思いますが、実際、地方財政措置なんかでも、市町村の普通交付税に措置されているという実態はございます。そういう意味で、市町村がやるべきと言ったのは、今、デマケーションをお話しているつもりはないんですけど、市町村と地域住民の方が主体となって進めていく、それを県が全力で進めていくと。そういうたてりにしているつもりでございます。

◎塚地委員 それだと、県が出ていく部分というのは、いわゆる経済的な活動に拡大して

いくというところには県は頑張っ手助けします、そういう意味ですか。ちょっと、そこから辺整理して。

◎中村中山間地域対策課長 いや、そういうことではございません。説明が悪くて申しわけございません。立ち上げの3年間につきましては、経済活動であれ、生活を支える仕組みであれ、人件費、事務局の経費であれ、県が支援していくということでございます。途中で申しあげましたのは、4年目以降につきましては、経済活動をさらに拡充していこうとするものにつきまして、3年間さらに補助金を延長したということでございます。

◎塚地委員 ただ、そうなると、また話が元へ返っちゃうんですけど。要するに集落を消滅させないように、そこで何とか集落活動センターつくって維持しますよというところを、県が大きく声をかけて、市町村もそれでやろうと、この間つくってきたと。そこで既にもう、なくなったところもあると、そういう意味ですか。維持できなくなったところもあるということはないんですか、今。

◎中村中山間地域対策課長 集落数自体は5年落ちの数字でございます。先日の国調の数字は、まだ詳細把握してないんですけれど。

◎塚地委員 集落じゃなくて、活動センター。

◎中村中山間地域対策課長 それは冒頭申しあげました、赤字に陥って云々というところは承知しておりません。

◎金谷中山間対策・運輸担当理事 そういところはありません。スタートから立ち消えたところはありません。

◎塚地委員 こうい、その経済活動の部分に力を入れんと、なかなかこの活動センターがつかれないということになったときに、小規模の集落が本当にこう立ち上がっていくのかというところを、ちょっと不安視を私はしているんですけど。そののところはどうなんですか。この間、規模が拡大されているという流れも含めて、ちょっと危惧するものがある。

◎金谷中山間対策・運輸担当理事 そういった成長戦略なんかと連動するような、経済的な活動の強い部分は、やはりある程度地域の条件が整わないと難しゅうございます。ですからそういったものが、百何十できるとはなかなか我々も思っていません。ただ、そういった形の条件が整うところは、産業成長戦略なんかと一緒にあって、できるだけその地域にそういった雇用とか、お金が落ちる仕組みを構えるようにします。もう一つは、やっぱり生活の支え合いの移動手手段、飲料水の確保、生活物資のそういった仕組みですね。そういった生活を支える機能というものが、やはり小さな集落では厳しくなっています。そういったものをまず維持して、住み続けたいという人が住み続けられるような仕組みが、この集落活動センターです。ですから、この集落活動センターを立ち上げる前はずっと十数年、飲料水の確保とか、県独自でそういった単独事業で支援もしてきています。そういっ

たものの集大成として、生活を支える仕組みをつくるのが、この集落活動センターとっております。ですから、性格的には小規模で生活を支えるような色合いの強い集落活動センターと、もう一つは地域にも雇用を生み出すような集落活動センター。そういったものがこれから先ちょっと、二つの系統が出てくるのではないかなと思っております。

◎横山委員 氷室の里とって、本川地域に立ち上がります。この前私、行ってましたけど、すごいこう元気、勇気づけられてるんですね。マイタケをやるということで。いろんな県の農業センターとかにも連れて行って、一緒に共同で研究してというのをやって、本当に勇気づけられてます。すごい、私は集落活動センターの取り組みというのは、お金にかえれないものがあるんじゃないかなということ、付言しておきたいと思っております。それと同時に、集落活動センターができない地域ですね、やろうにも。ある程度は、集落活動センターを立ち上げられる地域って、もともとまとまりがあつて。氷室の里自体も、氷室祭りをやってるところなんですね。人は少ないんですけど、そのときになったら、すごいまとまりがある地域なんで。それ以外の少数、本当に少数のところの支援というのは、これから本当にきめ細かにやっていかないかと思ひます。その中で、売り回っている行商みたいな、トラックにほろつけて、そんな人も結構山の中で走っているんですね。そういう人たちへの、何かこう、支援いうたらおかしいですけど、生活用品を買いに行こうにも買いに行けないけど、ずっとこう定期的に軽トラックに積んで行商に来ているというような人たちはどうか。そういうのって、その中に入っていますか。

◎中村中山間地域対策課長 生活支援総合補助金の中で、買い物支援のメニューがございまして、民間の方も含めて、市町村の間接補助ではございますが、移動販売車両等の購入につきましても、補助させていただいております。

◎横山委員 購入ですか。新たにやる人の、車両の購入ということですか。

◎中村中山間地域対策課長 あるいは更新でも結構でございます。

◎横山委員 更新でも。

◎中村中山間地域対策課長 はい。今、例えばやっていて、車両の耐用年数が来ましたと。それをさらに買うという場合でございます。

◎横山委員 本当、結構山奥行ったら、そういう人と僕も出会うんですね。いろんな野菜を積んで売り回ったり。本当にああいう人たちがいなくなると、本当に住むことすらできなくなると思う。民間の商売なんで、いろいろあろうかと思ひますけど。そこら辺もまた御支援のほど、よろしくお願ひいたします。

◎土森委員 今、横山委員から氷室の里の話が出ましたね。これは奥の奥。けどね、やっぱり目標を持ってね、集落活動センターをやろうという人たちは、目が輝きよるね。いろんな業種の人に来て、いろんな話聞いたんですけどね。そういうところに集落活動センターをつくる。集落の維持。こういうところに、この集落活動センターの大きな目的がある

と思うんです。それと亡くなった川井議員さん、彼の御指導で、汗見川というところに行ってきました。ここは、早く集落活動センターをやったところで。これはもう耕作放棄地がたくさんあって、鳥獣被害はある。人はぼつぼつ高齢者の方もおるけども、そこに集うところがない。しかし、この集落活動センターができたことによって、地域の人が集まる場ができた。そこで、耕作放棄地を耕作地にしてソバを植えて、ソバ祭りだとかやっている。宿泊施設もつくって。やっぱり活気がありますよ。そういう放っておけばこの集落はなくなる、そしてそこに住んでいる人たち、例えば、何の目的もなしにそこで最期を迎える。そういうことでは、やっぱりいかんと思うんですよね。この集落活動センターという政策は、特に高知県中山間が多い、消滅していくという集落もたくさんある、そういうところの歯どめ、ダムという言葉をよく使うんですけど、そのためには非常にいい施策であったのかなと。ただ、経営的な問題は確かにありますよ。あるが、それをどうサポートしていくかというのが行政の仕事であるし、そしてまた自主経営ができるための努力をしていく、新しいものをつくる。例えば、週に汗見川なんかは2回か3回ぐらいモーニングをする。町から来るらしい。そこで例えば、イノシシ、シカの肉を利用する。山菜を利用する。そこでつくったものを食材として使って、本当に田舎でないとできんような、そういう料理をつくって出してくれる。非常においしかった。それとそういうところにはふるさとの味がありますよ、昔風の。それが里山のいい文化であると思いました。ですから、この集落活動センターを核にして、さっき言ったように行政の支援もそう、地域で生活する人たちの意気込み、やりがい、そういうものを共同でやっていけるような体制をつくっていけば物すごいいいものができてくると思う。鳥獣被害だとか、人がおらんだったら、これはもう絶対にシカ、イノシシ、ハクビシン、タヌキ、その他のものの里になります。そういうことも含めて、サポート体制をいかに強化していくかということですよ。どうですかね、その辺。

◎中村中山間地域対策課長 お話の汗見川、氷室の里、どちらも内発型と申しますか、地域の資源を生かした立派なビジネスになっていると思います。外形的な売り上げであったり、雇用計画であったり。あるいは特に氷室なんか感心したのは、立ち上げ前からマイタケの売り先を確保して、一定の収入のめどを立てて、そこにまた集落支援員、若い方を入れて、時間軸の継続も持ちながら規模の拡大も図るという、非常に後発ならではのお勉強された取り組みです。汗見川も、委員おっしゃったように、恐らく高齢化率も高く人口も少ない中で、たくさんの方が交流され、宿泊者数も1,000人単のような状況でございます。こういう成功事例を市町村のほかの地域、可能性のある地域、やってみようかと思っている地域に、ネットワークであったりフォーラムで広げていくことで、成功事例を先にお見せして、やる気も上げるしミスもなくしていく、そういう支援も進めていきたいと思いません。あとは改めまして補助金、財政支援も必要でございますし、市町村の人的支援を補助

する支援も必要でございます。補助金が終わったら終わりではなくて、継続的にアドバイザーの派遣、あるいは研修事業も、これはずっとやってまいりますので、そういう意味でしっかり支援してまいりたいと考えております。

◎土森委員 確かにね、ここに若い女性がいてね。地域支援応援隊の。もう3年過ぎただけだね。

◎横山委員 本山、どこからでしたかね。千葉かどこから。

◎土森委員 そうそう。来てね。やっぱりその仕事がおもしろいというのよ。ここでお世話したいという、そういう意識を持ってやっていますね。そういう人がいるということは元気が出てくるし。ひょっとして、その地域にまた若い人たちが来る可能性もある。これ、よそから来ている人ですからね。ぜひ決意を新たに、しっかり目標に向けてやっていってください。

◎久保委員 御苦労さまです。本当に集活センターというのは、最後のとりでやないかなと率直に思います。そのときに思いますのは、明神副委員長なんか御提案もされた例の連絡協議会、これで、さっき塚地委員もおっしゃいましたけど、いろんなバリエーションの集活センターも出てきていますので、一堂に会して自分とこの強みですとか弱みを協議するということは、多分、各集活センターの皆さん試行錯誤をしながら、わからない中で進んでいっている。そういうのが、他の集活センターでは、こういうことをやっているんだということで、アイデアもいただくでしょうし、強い気持ちにもなる。また思うのは、4月1日合わせて34カ所ですけども、そういうところが集まると同時に、まだ立ち上げてないところ、そういうところにも積極的に働きかけて、一緒になってやっていくということをするれば、最終的に130カ所、そういうふうなことを目指していますので、34プラス10でも20でも、そういう候補のところ集まっていいただいて、実際の生の声を聞いて、自分のところを再度見直すということもできると思います。それをやられたらどうかと思いますけども。そこのところはどうでしょうか。

◎中村中山間地域対策課長 おっしゃるとおりだと思います。協議会の立ち上げは立ち上げとして、さらに来年度以降立ち上げようと思っている地区の方、あるいは広く、まだそこまではいってないけど、集落で暮らしている地域の方に興味を持っていただきたいと考えておまして、運営協議会の設立に合わせまして、フォーラムの開催、記念シンポジウムの開催など、委員おっしゃいましたような、より広い参画を目指してまいりたいと考えております。

◎久保委員 そうすれば、いろんなバリエーションが出てくると思うんですよ。さっき部長もおっしゃったような、その地域を継続していくという小さな最低限の取り組み、もっとプラス経済的なもの、ひょっとしたらもっと別のものが出てくるかもわかりません。そういうことで、すごくオープンにしてやられることが大事だと思いますので。よろしくお

願います。

◎**金谷中山間対策・運輸担当理事** 最近、特に県立大学も含めた3大学が、その地域にずっと入っていています。その取り組みが集落活動センターなんかの間に入っていて、いろいろ刺激をいただいている。そういった部分がこれから先、どんどんどんどん根づいていくような形になってくると、今まで集落だけでやっておったというのが、若い者の刺激なんかもあって、少しまた違うような展開も出てくるんじゃないかなと大いに期待していますので。できるだけいろんな形で広がるよう支援していきたいと思います。

◎**坂本（孝）委員長** この移動手段の確保ということで、ちょっとお聞きしたい。多分きょう結論が出ませんので、提案ということで、また検討していただきたいと思うわけですが。この自家用有償旅客運送の件です。これ、確か平成19年ごろに道路運送車両法の改正があって、それで自家用車などを使って、この研修を受けたら、自家用車でお客さんを乗せていけると。そういうふうに法律が変わっているわけですが。ところがそれをやるには、市町村で地域協議会をつくる必要があるわけです。その地域協議会をつくるに当たって、バス会社とかタクシー会社が県内各所で大反対していると。そういうことで市町村の地域協議会は、ほとんどできてないと思う。高知市内ではNPO団体が、1カ所かぐらいでやっていますけど、高知市以外では全く広まってないわけですね。そこをやっぱり各市町村で地域協議会をつくるんじゃなくて、こういう時代になったら高知県が音頭をとって協議会を県でつくっていく。もちろんNPOとかボランティア団体が、それへ入ってくるわけですから、そのバス会社、タクシー会社とも、県が中に入って協議をしながら、すみ分けをしていく形をつくっていく必要があると思います。最近、観光客の輸送について、国交省でしたか、NPO団体などに、そういったお客さんを運ばせるシステムをつくっていくと、最近、決まったですね。その場合でも、やっぱりそういう地域協議会の話が出てくると思うがですよ。市町村でつくれというても、これは絶対無理です。高知県が音頭をとって、高知県でつくる。県下全城市町村で、NPOボランティア団体がバス会社、タクシー会社とすみ分けをしながら動ける仕組み、これをしっかりと議論してもらいたいと思います。これは、きょう要請ということで、お願いしておきたいと思います。

◎**中村中山間地域対策課長** 委員長御指摘の話は、早速情報収集いたしまして、観光のほうですけど、やはり国のほうは地域協議会とは言わないまでも、おっしゃるとおりの話でタクシー業者との営業のさび分けがあるので、やはり協議会的なものを市町村間で立ち上げて、合意を得る前提の制度設計にしている状況ではございます。

あともう1点、実際の協議会の中には、実は私ども、オブザーバーあるいは正式の委員として常に入らせていただいております。タクシー業者の方に、例えば委託であったり、実際、梶原町なんか、上手にさび分けができていて、NPOとタクシー業者の例があるんですけど。そうした例も紹介しながら、仕事を取る取らないじゃなくって、きれいに分け

合って、よりきめの細かい移動手段確保ができる方法ということで、助言はさせていただいているところではございます。

◎坂本（孝）委員長 バス会社、タクシー会社、もちろん入ってもらわんとはいけませんけど、協働という立場から、やっぱりNPOボランティア団体、これが活躍をしていく場をつくっていくと。そういうことで、ひとつ議論をよろしくお願いします。

はい。それではここで10分ほど休憩したいと思います。

再開は、午後3時35分ということでお願いします。

（休憩 15時23分～15時35分）

◎坂本（孝）委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

〈鳥獣対策課〉

◎坂本（孝）委員長 鳥獣対策課の説明を求めます。

◎松村鳥獣対策課長 鳥獣対策課でございます。どうかよろしく願いをいたします。鳥獣対策課からは、平成28年度一般会計当初予算案と、平成27年度補正予算案について説明をさせていただきます。

最初に、平成28年度当初予算案から説明をいたします。お手元の資料ナンバー2、議案説明書、当初予算の261ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、平成28年度は、狩猟免許の更新者数の減少によります手数料の減、またこれまで補正予算として対応させていただいておりました、国庫支出金の鳥獣被害防止総合対策交付金を当初予算に計上することによる増。わな配布事業の終了に伴う、森林環境保全基金繰入の減などによりまして、次の262ページにありますように、歳入として3億7,488万3,000円を計上しております。

次に、歳出につきまして、次の263ページをお願いいたします。263ページから265ページに掲載をしておりますが、平成28年度は、総額6億5,168万5,000円を計上しております。

具体的な内容につきましては、委員会資料で説明をさせていただきます。委員会資料の赤のインデックスの鳥獣対策課、8ページをお願いいたします。この資料では、平成28年度当初予算の編成に当たりまして、基本的な考え方また強化のポイントを説明させていただきます。

まず、このページの一番上に赤字でお示しをしておりますように、鳥獣被害の半減とシカ捕獲3万頭の達成に向け、鳥獣対策を加速化して進めてまいります。

この資料の一番左をごらんいただきたいと思います。鳥獣対策につきましては、防護を中心とした「野生鳥獣に強い高知県づくり」と、下の段の「捕獲」、いわゆる守りと攻め、両面から対策をとってまいります。

資料上段の「野生鳥獣に強い高知県づくり」にお示しをしておりますように、これまで、平成24年度から鳥獣被害対策を抜本強化いたしまして、野生鳥獣に強い集落づくりに取り組んでまいりました。おかげさまで、31のモデル集落を支援いたしまして、多くの集落で被害ゼロを実現してまいりました。この取り組みを県内全域に普及拡大させるために、平成27年度からはこの取り組みをバージョンアップいたしまして、平成29年度までの3年間で、県内に被害のある、被害の深刻な約1,000の集落の半分、500集落を支援することで、鳥獣被害の半減を目標に取り組んでいるところでございます。

平成27年度は175集落を支援集落といたしまして、集落の合意形成を図り、国の交付金、県の鳥獣被害対策市町村支援総合補助金を活用いたしまして、防護柵の設置などを行ってきたところでございます。

その右の課題の欄にもありますように、平成28年度につきましても170集落を支援する予定でございます。このため、資料の一番右の欄になりますが、平成28年度の取り組みの欄にありますように、この対策の現場の推進役、エンジンとなります、鳥獣被害対策専門員を15名体制に拡充いたしまして、県内全域での取り組みを加速化し、集落の合意によりまして、野生鳥獣の進入防護柵の設置などの被害対策を推進してまいります。

また、このページの下段の「捕獲」の欄にお示ししております、攻めの対策につきましては、これまで新規狩猟者の確保や集落ぐるみでの捕獲を推進するために、狩猟免許取得への助成、また狩猟フォーラムの開催、くくりわなの無償配布などを行ってまいりました。

シカ、イノシシの捕獲数につきましては、一番下の棒グラフにもありますように、順調には伸びてはまいりましたが、目標としておりますシカ3万頭、イノシシ2万頭までには至っておらないという状況でございます。

右の「課題」の欄にもありますように、狩猟者の確保と捕獲技術の向上、また山岳地など捕獲が通常では困難な地域でのシカ捕獲、また被害がふえておりますサル対策、そして捕獲した野生鳥獣の肉などの有効活用などの対策が必要となっております。

このため平成28年度は、一番右のところの欄にあります、新たにNEWとお示ししておりますように、国の指定管理鳥獣捕獲等事業を活用いたしまして、山岳地などの捕獲困難地域でのシカ捕獲を強化しますとともに、サルの群れごと捕獲に向けた新たな手法での実証などに取り組んでまいります。

こうした全体方針に基づきまして、平成28年度の歳出予算の具体的内容について説明をさせていただきます。議案書では、263ページから265ページになっておりますが、鳥獣被害対策の事業費について、事業間の関係性も説明をした資料を、次の委員会資料の9ページに準備をしておりますので、こちらで説明させていただきます。

鳥獣対策課の業務を、防除、環境整備、捕獲の三つに分けて整理しております。まず、資料の真ん中の欄、環境整備につきましては、先ほど説明させていただきました「野生鳥

獣に強い高知県づくり」で、鳥獣被害の半減を目指しまして、3年間で500集落を支援するために、専門機関に委託しまして、支援集落の環境点検や、被害鳥獣の夜間撮影などを実施をいたしまして、集落の住民の方の合意形成を支援するものでございます。

鳥獣被害対策専門員配置事業は、「野生鳥獣に強い高知県づくり」の推進、また県民の方、住民の方からの相談や、被害対策に関する技術面での指導を行う鳥獣被害対策専門員を、県内14名から15名へと拡充をいたしまして、その人件費や活動費を委託いたしますJAにお支払いするものでございます。

その下の、鳥獣被害対策地域リーダー育成事業につきましては、市町村や農協、森林組合、県の職員など、いわゆる指導機関の職員に、鳥獣被害対策についての専門的な知識や技術を習得していただくための研修を実施するものでございます。

次の、鳥獣被害対策普及啓発事業でございます。これは各関係団体との共催によりまして、狩猟の社会的な役割でありますとか、若者や女性をターゲットとした狩猟者確保などを目的に、本年度に引き続き狩猟フォーラムを開催するものでございます。

次に資料の左、守りの対策、防除の欄をごらんいただきたいと思います。鳥獣被害防止総合対策交付金は国の助成事業でございまして、市町村の鳥獣被害対策協議会などが実施主体となって、住民の方の自力施工によって設置する防護柵の資材費の全額助成や、捕獲おりの貸し出しなどと、シカ、イノシシに対する市町村の有害捕獲の捕獲報償金に1頭8,000円、幼獣の場合は1,000円を上乗せして、お支払いするものなどがございます。

ただ、この国の交付金の防護柵の設置につきましては、受益戸数が3戸以上、費用対効果が1.0以上という要件がございます。この要件に満たない農地などににつきましては、その下の県の鳥獣被害対策市町村支援総合補助金で、きめ細かく対応するようにしております。

なおその下に、「組替」と矢印がありますが、この補助金には狩猟者を確保するために、狩猟免許取得のための講習会の受講料7,000円、銃を所持するための射撃教習受講料3万7,000円の全額を、県が市町村を通じまして支援するメニューもありますが、狩猟者の方の補助金の申請でありますとか、市町村の支払いの事務などを簡素化するために、平成28年度分をまず市町村にお支払いしていただいて、翌29年度に県が市町村に交付金として交付するように組み替えするようにしております。

次に、この資料の右の、攻めの対策、捕獲の欄をごらんいただきたいと思います。まず新規事業のサル捕獲技術研究事業です。大型の囲いわなによる、サルの群れごと捕獲や、県内で開発されましたサル用のくくりわなの普及を目指しまして、技術の実証や展示、またその成果の報告会などを、専門機関に委託して実施するものでございます。

サル対策につきましては、これまでICTの技術を活用いたしました捕獲おりの普及に取り組んでまいりましたが、サルが生息するエリアでの通信環境、いわゆる電波がつなが

らないでありますとか、通信コストが非常に高いという課題がありました。それで今回は、より簡便で安価な方法での技術実証に取り組んでまいります。

次の、指定管理鳥獣捕獲等事業は、通常狩猟者が入れない山岳地などの捕獲困難地域で、国費と森林環境税を活用いたしまして、県が計画を作成し、計画的にシカ捕獲に取り組む事業でございます。

次の、三嶺シカ捕獲事業は、シカによる自然植生の被害が深刻な三嶺で、地元の猟友会、山岳団体などの関係機関と団体が連携協力をいたしまして、シカの捕獲を今年度に引き続き実施するものでございます。具体的な捕獲の方法につきましては、これまでの結果を検証いたしまして、特に狩猟団体の皆様、登山団体の方の御意見をお伺いしながら、検討してまいりたいと思っております。

次の、第二種特定鳥獣管理計画策定は、これは鳥獣保護管理法に基づきまして、シカとイノシシの管理計画の策定に必要となります、生息状況調査などを専門機関に委託して実施するものでございます。

下の、次の、シカ個体数調整事業は、狩猟期のシカ捕獲に対して、1頭8,000円の捕獲報償金を、県が市町村を通じまして、狩猟者の方にお支払いする事業でございます。

次に、枠の下になりますが、ジビエ活用推進事業は、捕獲したシカやイノシシの肉を、地域の資源として有効活用する取り組みでございます。現在実施しておりますジビエフェアなどによる、消費の拡大キャンペーンを継続して実施するほか、来年度につきましては、解体事業者や調理加工業者を対象といたしました研究会を立ち上げまして、特に民間活力を活用して、安心安全な供給体制づくりにも取り組んでまいりたいと考えております。なおこの財源の一部に、こうちふるさと寄附金基金を繰り入れております。

以上が、鳥獣被害対策事業費の説明でございます。

次に、鳥獣保護対策費を説明させていただきますが、議案書②の264ページをお願いいたします。

中ほどの下に、3、鳥獣保護対策費とありますが、この中で主なものを説明させていただきます。まず上から二つ目の、鳥獣保護管理員報酬でございますが、県内に53名を配置しております、鳥獣保護管理員の活動報酬となります。これは、鳥獣保護管理法に基づきまして、狩猟者への指導、違法わなの取り締まり、また野鳥の密漁パトロールなどの活動に従事していただいております。

一つ飛ばしまして、一番下になりますが、狩猟免許業務等委託料でございます。これは狩猟免許の関係業務、また適正な狩猟対策、キジの放鳥などの業務の一部を一般社団法人高知県猟友会に委託するものでございます。

次の、265ページに鳥獣保護区等標識設置委託料や各種の調査を掲載しておりますが、いずれも鳥獣保護管理法に基づきました制度や、環境省、また関係団体が実施いたします法

令委託事業などとなっております。

続きまして、補正予算について説明をさせていただきます。お手元の、同じドッジファイルの議案書④の148ページをお願いいたします。

まず歳入につきましては、表の補正額、説明の欄にありますように、国の鳥獣被害防止総合対策推進交付金の6,800万6,000円の増、こうちふるさと寄附金基金繰入の125万8,000円の減などによりまして、6,676万2,000円の増となっております。

このうち、国の鳥獣被害防止総合対策交付金につきましては、お手元の委員会の資料で説明をさせていただきます。委員会資料、赤のインデックス、鳥獣対策課の10ページをお願いいたします。

この交付金につきましては、当初予算でも説明をさせていただきましたが、上の1の推進事業の緊急捕獲にもありますように、捕獲活動経費への直接支援といたしまして、市町村のシカ、イノシシの有害捕獲の捕獲報償金に、成獣1頭当たり8,000円、幼獣1,000円を上乗せする事業でございますとか、2の欄にあります、ハード事業で侵入防止柵の設置を支援するものなどがございます。

今回の補正予算につきましては資料の中ほど、緑の2、歳出補正予算額（案）の概要の（1）の緊急捕獲の段にありますように、国の配分が本年度に入りまして、6,924万7,000円ありました。6月議会の本委員会でも御審議をいただきまして、補正予算を組まさせていただきました。ただ、この額につきましては、各都道府県からの要望額に対しまして、全国一律57%という配分内容でありましたために、本県では当初から不足が見込まれておりました。国のほうからは、補正予算で対応するという説明を受けておりました。本年1月に国の補正予算が成立したことから、追加必要分、6,800万6,000円について補正予算として今回計上させていただいたところでございます。

この補正の額につきましては、下の表にありますように、（2）の表にありますように、シカ1万379頭、イノシシ8,231頭の捕獲報償金の総額、1億3,725万3,000円のうち、6月補正の6,924万7,000円を除いた6,800万6,000円となっております。

この間、県といたしましては、理事初め国のほうに要請活動を行ってまいりましたが、委員の皆様にお心配をおかけもいたしましたし、何より狩猟者の方、皆様へのお支払いが大変おくれたということで、御迷惑をおかけいたしております。議会の議決後はスムーズな支払いができますよう、市町村とも連携を密にいたしまして、迅速な事務の執行に努めてまいりたいと思っております。

次に、補正予算の歳出について説明をさせていただきます。議案書の青のインデックス④の149ページをお願いいたします。

人件費の減のほか、2の鳥獣被害対策事業費で、鳥獣被害対策専門員配置事業委託料につきましては、JAへの専門員の配置がおくれたことによりまして減。鳥獣被害対策普及啓

発事業委託料は、狩猟フォーラムの実施に伴う入札による減。鳥獣被害対策市町村支援総合補助金では、市町村の侵入防止柵の設置に要する経費の補助金額の減少に伴う減。先ほど歳入で説明しました、鳥獣被害防止総合対策交付金の増。鳥獣被害対策市町村支援総合交付金では、平成26年度に実施をいたしました、市町村が独自に実施する事業費の実績に伴う減など、次の150ページの補正の額の項にありますように、合計4,224万7,000円を計上させていただきます。

以上、鳥獣対策課からの説明を以上させていただきます。何とぞ御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎野町委員 モデル事業をやって、被害もゼロになった集落もあるということですけど、具体的には、被害の全体的な部分でいうと、どれだけ減ってきたのか教えていただきたいのですが。

◎松村鳥獣対策課長 県が市町村を通じまして、約2,500の集落に対しまして、市町村、それから鳥獣被害対策専門員を通じまして調査をしております。その中で本年度、シカ、イノシシの被害の割合が大きい集落が966集落。サルを加えますと1,028の集落がございます。この数については、実際事業をやった場所については、被害がゼロになってきたところもたくさん出てきているんです。県内のシカ、イノシシ、特にシカですが、生息状況の分布図を見ておきますと、従来多かった東部、西部から、仁淀川筋を中心とする中部地域への生息域が拡大していることもありまして。なかなかプラマイがそういうことで、約1,000集落という形は、ほとんど変わっていないのが実態でございます。そこで、これを早急に対策していこうということで、モデル集落から、半減を目指して27、28、29の3年間で500集落を目標に、積極的に集落に入って対策を進めていきたいということで、現在の「野生鳥獣に強い高知県づくり」を進めているところでございます。

◎野町委員 写真にもありますように、防護柵とかいろんなことで囲うことによって、その集落は減るだろうということですけど、隣の集落でふえるという懸念が大分あって、そういうお声も聞いたりもします。ほんで、それはもうその集落にとっては、背に腹はかえられんところがありますので、どんどん広げていただくことは構わんですけど、やはり先ほど質問させていただいたように、全体が減らなければこれは意味がないと思います。前にもこの委員会で発言させていただきましたが、要するに山村の風景が、その集落が、自分たちがおりに囲われているということになってしまうと、これはその観光のことも含めて、よくないんじゃないかなと思います。もうこれしかないとか、あるいはその、これが有効だということでやっておるのでしょうか。でも、将来的にはぜひやっぱり違う対策を、頭をひねって考えていただく、そういうこともまた研究いただきたいなど。

それと関連してその林業振興・環境部のほうでも、今山が動くということで、産振で、

もうごんごん木を切っているわけです。あわせて造林も進めていると。その造林が、実は30数%ぐらいしか、実はいってないということも含めて、県のほうではその再造林計画というのを一定示して、それを参考にしてもろうて、市町村で頑張ってもらおうという話をしておりますけれども。そういったところと、その鳥獣被害対策で、その実のなる木を山に植えていくということも、ぜひ連携をしていただきたいと思います。科学的には証明されてないとはいえますけれども、そういった部分での取り組みはどうか。

◎松村鳥獣対策課長 まず、御質問の前段にありました、モデル集落、隣の集落へ被害が進んでいくんじゃないかということもありまして。これ500集落を目標に進めるに当たりましては、やはりモデル集落であった成功事例を、周辺集落に勧めていこうということで取り組みを進めております。隣がやったら、うちもできるんじゃないかと。特に住民の方の自力施工が原則で広めておりますので、そういうのをぜひ県内全域に進めていきたいと思っております。

あと、山村の風景につきましても、一応これ山村の風景に害しないというのが環境省の通達でありますので。例えば柵を張るときも、通常生活していて見えないようなところ、山林の中とかに張るような、景観にも配慮したということで、配慮して柵を張っていこうということ念頭に置いて、住民の方と柵の設置場所を検討しているところです。ただ川沿いとか、ずっと見えるところもありますので、山村風景を壊すということも一部ではございます。

そして林業ですが、平成27年度ですが、県内で皆伐した後に、再造林するときの周辺部にわなを仕掛けて、そこでシカを捕獲していこうという実験を、現在取り組んでいるところでございます。香美市、四万十町とか、取り組んでいるところでございます。特に夏場はどうしても、林地に餌となる草があります。特に冬場、今の時期に集中的にそういうモデル事業、実験事業をやっているところでございます。ちょっと結果が出るのは、もう少しかかるんですが。現在のところ、10頭以上がとれているということもありまして。ちょっとまたその結果、御報告させていただきたいと思えます。

◎野町委員 期待しております。それと個体数をとにかく減らすということが、物すごい大事なことだと思います。この狩猟の数は大変ふえているわけですがけれども。先ほど話がありましたように、生息地がちょっと変わっておるとかということも含めて、実はその、とる数が追いついてないという気もするのですが。そこは把握できてないのでしょうか。

◎松村鳥獣対策課長 環境省が全都道府県で実施をいたしました、シカの生息数につきましては、高知県で7万5,820頭という数字が発表されました。シカの生息数、自然状態の増加率が20%から、本県の場合30%近いということがあります。7万5,000頭の20%というところと1万5,000頭で、ほぼ均衡状態と。今現在26年度には2万1,000頭とっておりますので、最大の30%、7万5,000の30%と見込んでも、現在でようやく増加率に対して捕獲数がやっと

追いついてきたのかなと。これを、本年度2万3,000頭をグラフでお示しを、目標として掲げさせていただいておりますが、順調にこの増加率が継続していきますと、減少に転じてくるということで、捕獲対策を今後とも継続して強化していきたいと思っているところでございます。

◎野町委員 8ページの右下にも書かれておるように、狩猟フォーラム等をやって、狩猟者の数もふえてきているとお聞きしています。狩猟者の方も、友達結構いるんですけど、やっぱり御高齢の方が結構多いので、若い者に入ってもらいたいという話は、よくしています。ぜひ、またそれもお願いしたいと思っておりますけれども。要するに、それを利用するというのが、ジビエの料理を普及していくということで、取り組みもされておられるのですが、去年、私の友達のフランス料理評論家に来ていただいたときにはお世話になりました。高知の本当にジビエ料理、もう大絶賛して帰りました。それだけ多分、レベルが高いんだろーと思っておりますけれども、その肉の利用はふえているのでしょうか。

◎松村鳥獣対策課長 現在、今月の13日、日曜日までジビエフェアを、ちょうど開催をしているところでございますが、シカの捕獲2万1,000頭に対しまして、人間が食べるために解体した処理数は約300頭ということで。昨年度までは1.4%でございました。ことし、何とかジビエフェアの期間も延長し、参加店舗数も34店舗と伸ばしております。ちょっとその集計結果をまた今年度終了時点で報告させていただきたいと思っております。空氣的には、各お店の反応としては、非常に伸びたお店、それからちょっと郡部のほうで、余りお客さんがいなかったところもございまして。昨年が2,200食ぐらいでしたので、ことしは何とか3,000とかいけばいいなと願っているところでございます。

◎野町委員 要するにジビエの肉を処理して食に持ってくるための、処理の時間とか規定とかってというのは結構厳しいという話を、その猟師の方によく聞いて。いや、これ現実的には、そりゃ無理ぞと。山からとってきて、30分以内に処理せえという話は、そりゃないろう、ということもよく聞くんです。これは衛生上の問題も含めて、そういう決まりがあるのかもしれませんが、ここら辺への対応といたしますか、もう少し緩和するとか、あるいはその健康上、問題になったら困りますけれども。そこら辺の取り組みは、どんなになっているのでしょうか。

◎松村鳥獣対策課長 まず、食肉に与える捕獲後の対応で、一番大きなのが血抜き作業。またあと体温を早急に下げるということで、肉質の向上。あともう一つが、安全安心の部分で、寄生虫などがいないような対応が必要になってまいります。現在、食肉として流通しているものにつきましては、一般の狩猟と別に、これはジビエとして活用するという、食肉専用の捕獲をしている方がほとんど。また、捕獲してから1時間とか、最低2時間以内での解体処理に入るという原則がある。それ以上になってくると肉質が大分落ちてくるとか、腐敗が始まるとか。県では安全安心なジビエの肉の流通ということで、ジビエのガ

イドラインを作成して、解体処理事業者、また狩猟者の方にも、そういう肉質のカラーアトラスという写真集をお配りいたしまして、安全な肉の流通に努めているところでございます。そうしてすぐ現場段階で、これはもういかん肉やと、これは使える肉やということがさび分けをできるような形で、何とか取り組んでいきたいと思っているところでございます。

◎野町委員 大変すばらしい取り組みだと思いますので、実際その肉がどんどん出回って、普及につながるような取り組みを、ぜひお願いしたいなと思います。

◎横山委員 その集落活動センターとの関係性とかは、どういうものがありますか。

◎松村鳥獣対策課長 集落活動センター、最初に立ち上げる時には地域での課題、問題点等、集落の方と一緒に話をさせていただく場合がありますが。その中で特に鳥獣被害対策が、集落の中で一番の課題というところが非常に多くあります。そこを次の集落活動センターの活動につなげていくときに、やはりそこでとれた肉を、何とか出していきたい。解体処理施設が必要であるとか、狩猟者の方との協力が必要であるということで、それぞれ計画段階、また活動段階でお話をさせていただいております。特に汗見川のほうでも、お話いただいたように、肉の料理を出していただいたりとか、具体的な取り組みにつながっているところもございます。

◎横山委員 この集落活動センターの開設とか、成長に恐らく欠かせないものだろうと思います。本川もサル結構多いんで、ぜひまたよろしく願いいたします。

それと、シカとサルとイノシシ、よくきめ細かにやられるんですけど。ハクビシンとアナグマに結構やられたいうて聞くんですが、その辺も重点に取り上げてやっていただけないかなと思うんですが。その辺どういう対策をされていますか。

◎松村鳥獣対策課長 いわゆる中型から小型獣。個別に非常に農地を荒らすということで、被害が大きい、またその生息が非常に多いということで、県内の市町村では、34市町村中、多くの市町村が捕獲おりの貸出方式、そういうものを制度として取り入れておりますので。そういうものを事業として、国の交付金で活用できます。鳥獣被害対策協議会が事業主体となって、そういう方式を未実施の市町村に順次進めていきたいと思っております。

◎横山委員 そういうのを皆さん知らないんで。ほんで誰に言うたらええろ、どこへ言うて行ったらええろみたいなので、回り回って自分のところに来ているというのはあるんで、またそこを周知徹底していただければ、もっといいのかなと思います。またよろしく願いします。

◎塚地委員 そのアナグマとかハクビシンとかに、市町村で独自に捕獲報償金を出してる場所があるじゃないですか。そこへの県の助成は、今の段階ではまだないんですか。

◎松村鳥獣対策課長 捕獲報奨金、市町村が独自に実施する鳥獣被害対策の事業につきましては、国の特別交付税措置が8割ございますので、そちらのほうでやっております。

◎塚地委員 ということは、全然シカとかイノシシとか関係なく、鳥獣被害の対象になる、それを捕獲した場合は出るということですか。

◎松村鳥獣対策課長 はい。ただ、市町村によりまして対象獣、シカ、イノシシ、それからサルを出すところ出さないところ。いろいろ被害の実態に応じて獣種、獣の種類を決めております。そこで市町村によって、差が出てきているのが実態となっております。県としてはそれ以外に独自に、市町村への助成は今現在のところやっておりません。

◎塚地委員 交付金が出る場合は、市町村負担は要らないですか。その、例えばハクビシンに広げちゃいましたと規定して、補助金出すときは。報奨金も。

◎松村鳥獣対策課長 国の特別交付税の算定基礎の中に算入されますので、支出したものが交付税として、国のほうから措置されることになります。

◎塚地委員 案外そう思ってない、新たに何か市町村が負担せんといかんのじゃないかと思ってるところも、ひとつはあるような気がするんで。そこはぜひ、対象獣を広げても大丈夫ですよという情報は、入れていただいたらいいじゃないかなと思いますので。それをよろしくお願いします。

それと、四国全体の連携です。こちらでやれば向こうへ逃げるみたいな。その状態は、今どういう。

◎松村鳥獣対策課長 獣種によっては中四国全体で取り組んでいるもの、各種団体がございます。高知県も参加しているもので、例えば中国四国農政局が主体となって、カワウの対策を中国四国全体でやっていこうというもの。それからエリアを限って、例えば三嶺地域、それから石鎚地域でやっていこうと。それぞれの関係する機関、市町村が集まって対策会議を実施するもの。それからあと高知県と隣接します愛媛県、徳島県、これで集中捕獲の日、集中月間というのを定めまして、地元の狩猟者の方に御協力いただきまして、なるべくこの日を限って、集中して捕獲していこうという取り組みをしているところでございます。

◎塚地委員 ぜひ集中的な取り組みを広げられるものなら広げていただくよう、お願いしておきたい。

それとちょっと余分なことですけど、サルを捕獲するのは結構猟師さんたちも嫌がっていたんですけど。今回新しい囲いわなによる群れごと捕獲というのは、群れごとってどれぐらいとれる。

◎松村鳥獣対策課長 県内には平成24年の調査で、74群れの数が確認をされております。1群れ20頭ぐらいから、大きいものは100頭ぐらいまで。100頭を超えると群れが分裂するという傾向があるようでございます。大体20頭から、高知県の場合中型群れが多いですので、40、50頭ぐらいが多いんじゃないかと思っております。

◎塚地委員 1回とったときに、どれぐらいとれるもんなんですかね。

◎松村鳥獣対策課長 今回、県が取り組みを28年度にやろうとしておりますおりにつきましては、大きさで言うと10m、10mぐらい。県外での実績では、一番多いとき一度に40頭とれた。そのエリアとか、時期もあります。そういうものを高知県でも実証していきたいと思っております。

◎塚地委員 結構最近、本当にすぐ近くでもサル被害、鏡の地域なんかでも大分深刻なんです。ぜひ広げていただきたい。その40頭というのは、捕獲した後、どういう処理になっていくんですかね。

◎松村鳥獣対策課長 県の事業では、獣医により麻酔によります安楽死をするようにしております。ただこれには、獣医の資格がないとだめとか、いろんな規制がありますので。一般の方につきましては、従来のシカの捕獲と同じような捕獲をお願いします。例えば銃でありますとか、むしろガスで安楽死とか、そういう形になろうかと思えます。

◎塚地委員 あんまりストレスがかからない形で、ぜひお願いします。

◎坂本（孝）委員長 ほかに。

質疑を終わります。

以上で、鳥獣対策課を終わります。

〈交通運輸政策課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、交通運輸政策課の説明を求めます。

◎矢野交通運輸政策課長 はい。交通運輸政策課でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

まず初めに28年度当初予算につきまして、御説明をさせていただきます。お手元の資料の、右肩②のインデックスの、当初予算の議案説明書の266ページをお願いいたします。

一番上の9、国庫支出金の交通運輸政策費補助金、まず歳入でございますけれども、補助金は、鉄道とバスの両方の機能を持ちますDMVの、阿佐海岸鉄道への導入に関する調査等に必要経費の一部について、社会資本整備総合交付金を活用するものでございます。

その下の10の、財産収入の証券利子収入は、高知空港ビル株式会社からの配当金でございます。

その下の14の、諸収入の交通運輸政策課収入は、高知龍馬空港の航空路線利用促進事業に充当します、一般財団法人空港環境整備協会からの助成金と、臨時職員の労働保険料の自己負担分でございます。

その下の15の、県債の欄の（3）、交通運輸政策推進債は、土佐くろしお鉄道や、とさでん交通の路面電車のレールや枕木交換などの、鉄道軌道の安全性の確保のための事業に係る起債でございます。

その下の（4）の、国直轄空港整備事業費負担金債は、高知龍馬空港のエプロン改良や南海地震対策等に要する法定負担金に係る起債でございます。

続きまして、歳出について御説明をさせていただきます。次ページの267ページをお開きください。来年度の歳出予算見積額は、総額で9億9,621万1,000円となっておりまして、対前年度比で1億1,700万円余りの増額となっております。この主な増額の内容は、後ほど説明をさせていただきますが、中村・宿毛線の基金の積み増し及びF D Aの複便化に関するものでございます。

それでは、主要な項目について御説明をさせていただきますので、右側の説明の欄をごらんください。1の人件費を飛ばしまして、2の交通運輸政策推進費の2番目の公共交通利用促進啓発事業委託料は、公共交通の利用促進について普及啓発を図るための経費でございます。

これまでは、主にテレビCMを中心にして実施してまいりましたが、来年度はよりきめ細やかな啓発を実施するために、このテレビCMに加えまして、県下各地で開催されますテレビ番組の地方大会などのイベントにブース等を出展いたしまして、交通事業者と連携して啓発をするなどの、新たな取り組みも行ってまいりたいと考えております。

一つ飛ばしまして、四国鉄道活性化促進期成会負担金は、四国の鉄道の抜本的な高速化を図ることなどを目的としまして、四国4県の知事や県議会議長及び経済団体等で構成いたします四国鉄道活性化促進期成会に対して、四国4県等が負担を行うものでございます。

今年度の取り組みに引き続きまして、来年度も四国の新幹線計画の整備計画への格上げに向けまして、必要な調査の実施などについての国への要望活動や、国政レベル及び四国内の機運の醸成を図るための広報活動などの実施を予定してございます。

なお、具体的な取り組みといたしまして、この5月中旬には4県の県民の皆様を対象としたシンポジウムを、高知市内で開催をすることとしております。また、このシンポジウムの開催にあわせまして、高知県内の機運醸成を図ることを目的とした組織も設立をしたいと考えております。

一つ飛ばしまして、バス事業振興費補助金と、268ページの一番上の運輸事業振興費補助金は、いずれも運輸事業の振興の助成に関する法律に基づく事業でございまして、高知県バス協会及び高知県トラック協会が実施します、安全対策や環境対策などの事業に対して補助いたしますことにより、バスやトラックの安全運行の確保や利用者サービスの向上を図るものでございます。

事務費を飛ばしまして、3の地域公共交通対策事業費について御説明をいたします。まず、県有車管理業務委託料は、県職員が東部や西部に出張をする際に、土佐くろしお鉄道を積極的に利用できますように、同鉄道の主要駅に合計10台の県有車を配置しております。それらの管理を同社へ委託しようとするものでございます。

その下の広報推進事業委託料は、県のいろんな取り組みをPRするラッピング広告を、バスの車体に行うことを条件に、平成21年度に県が購入を補助いたしました、高速バス、

貸し切りバス車両、13両を対象といたしまして、ラッピング広告の更新をバス事業者に委託するものでございます。前回は平成25年度の予算で、高知家のラッピングをお願いしてございます。

その下の、公共交通乗換検索システム運営協議会負担金は、県が開発いたしました、交通事業者や行政等で構成いたします、アクセスこうち運営協議会が管理いたします、インターネット上のサービス、アクセスこうちの保守管理などに要する経費について負担を行うものでございます。

その下の、四万十市鉄道経営助成基金負担金は、中村・宿毛線の経営を支援するために、県と関係7市町村で造成をしている基金への県の負担金です。現在は25年度から29年の5カ年間で積立期間とする第4次造成として、単年度2億円、総額10億円を造成している中でございますが、この4次造成を決定した24年度時点で、高速道路の四万十町中央インターまでの延伸への影響なども想定いたしまして、この造成期間中に積立額の見直しを行うということを確認してございました。

この見直しの結果、28年度と29年度の2カ年については、1億円を積み増して、単年度3億円の造成を行う必要があるということを確認いたしました。この結果、県の負担割合は2分の1でございますので、来年度当初予算には5,000万円を上積みさせていただいた、1億5,000万円を予算計上させていただいております。

なお、中村・宿毛線は、今後とも利用者の減少等により、厳しい経営状況が続くものと予想されておりますことから、地域内の潜在的な利用者の掘り起こしはもちろんでございますが、観光客の誘致などの検討に当たりましては、来年度はこれまでの協議会独自の取り組みに加えまして、外部の専門家の活用なども含めて、今まで以上に利用者の増加対策に取り組んでまいりたいと考えております。

その下の、海陽町鉄道経営安定基金負担金と、さらに三つ下がっていただきまして、DMV導入事業費補助金は、関連いたしますので、合わせて御説明させていただきます。

まず基金負担金でございますが、これは阿佐東線の経営安定を支援するものでございまして、徳島県及び徳島県側の3町と本県及び高知県側の11の市町村が共同して、24年度から28年までの5カ年間で、総額4.2億円を造成しておるものでございます。県の負担は10分の1の4,200万円でございますので、28年度まで毎年10分の1の840万円を負担することとしております。

次にDMV導入事業費補助金でございます。DMVの導入につきましては、これまでJR北海道が中心となりまして、車両の開発や運行システムの開発に取り組むとともに、国のDMV技術評価委員会で検討を行ってまいりました。しかしながら、JR北海道が昨年8月に、安全対策や北海道新幹線開業の優先のためということで、DMVの実用化を断念するという報道がございました。一方で、国の技術評価委員会においては、昨年10月に

一定の前提条件のもとであれば、実用化に向けた技術については特に問題はないという内容の、中間取りまとめが出されたところでございます。

この国の中間取りまとめを受けまして、阿佐海岸鉄道及び徳島県では、来年度は輸送需要量の算出や運行計画の設定といった、導入に向けた具体的な検討を行うこととしておりますので、これらに必要な経費を徳島県等と連携をして、阿佐海岸鉄道に負担するものでございまして、高知県の負担割合は同じく10分の1でございまして。

二つ上に戻っていただきまして、鉄道等協議会負担金は、ごめん・なはり線活性化協議会など鉄道等の利用促進に向けた取り組みを行っている団体に対して、市町村とともに負担をするものでございます。

その下の、公共交通基盤整備事業費補助金は、ICカード「ですか」を新たに導入するバス事業者に対して、導入に要する経費について補助を行うものとするものでございます。本年度27年度は4事業者、51台に対して補助を行っておりまして、来年度28年度は3事業者、予定では計44台に補助の予定をしております。

この取り組みによりまして「ですか」の利用可能なエリアが、市町村が、拡大することから、まず利用者にとりましては、既存の「ですか」の割引サービスなどを受けられるエリアが広がること。あるいは車内でどうしても両替をするということで、その手間が省けることや、走行中に席を立つということによる、車内の転倒防止にもつながるといようなメリットがございまして。

一方の事業者にとりましては、ICデータを活用して利用動向を分析することができまので、その範囲が広がるということで、適切かつ効率的な、路線やダイヤの実現につながることができま。このように、利用者の利便性の向上や安全性の向上、事業者の経営改善にもつながるものと考えております。

その下の、地域の交通維持支援事業費補助金は、地域の生活を支える移動手段を確保しますために、市町村が行います広報事業や、バス車両の更新、バス停の整備等に要する経費につきまして、市町村が負担する額の2分の1を補助するものでございまして。来年度は、高知市のほか11市町村が行います、バス路線見直しのための実証運行や、車両やバス停の整備に対して補助する予定でございまして。

その下の、バス運行対策費補助金は、地域住民の日常生活に必要な、広域的なバス路線の維持確保を目的としまして、国や県、関係市町村等で組織します、県内の地域公共交通会議の六つのブロック会で、生活路線として必要と認められたバス路線のうち、まず、国の補助基準を満たす広域的かつ幹線的な21路線、及び市町村間を結ぶ広域的かつ幹線的な路線でありながら、国の補助基準を満たさない10路線の維持に向けた運行経費の補助を行います。

また、主に生活交通路線を運行するために必要な車両の購入に係る経費の補助、また、

市町村や事業者が行う、広域的路線の利用促進に関する事業に対する経費の補助などがございます。28年度はこの事業を活用いたしまして、とさでん交通の路線再編に関連をいたしました、ハブアンドスポークの実証運行や、乗り継ぎ割引の実証実験などを実施する予定でございます。

その下の、安全安心の施設整備事業費補助金は、鉄道や路面電車の安全性の維持や向上、バリアフリー化、耐震工事等に要する経費の一部を補助いたしまして、公共交通の安全性の確保や利便性の向上を図るものでございます。

その下の、公共交通再編整備資金利子補給金は、県内のバス事業の再編により、平成9年と10年に設立をされました、バス事業者3社を支援するために、当該事業者が設立時に金融機関から受けた融資に係る利子分を対象として補助しているものでございまして、当該事業は、平成32年度までの債務負担行為を御承認いただいております。

次に269ページをお願いいたします。続きまして、4の広域公共交通対策事業費について御説明をいたします。

一つ目の、航空路線利用促進事業委託料は、羽田線以外の伊丹、福岡、名古屋の各3路線を対象といたしまして、マスメディア等の活用や、就航先でのイベントの開催などによりまして、高知県の観光情報や当該路線のPRを行いまして、それぞれの路線の認知度を高めるとともに利用促進を図るものでございます。

この事業は、二つございます。まず県から広告代理店等に直接委託する事業と、県から航空会社に委託をして、航空会社が実施する事業の二つでございますけれども。いずれの場合も航空会社と連携をいたしまして、効率的、効果的な利用促進の取り組みを行うことによりまして、利用者の増加を図ってまいりたいと考えております。

なお、この27日から復便化されることになりました、名古屋線の復便化に関する支援予算については、別途に計上させていただいておりますので、後ほど御説明させていただきます。

その下の、航空利用促進協議会分担金は、県や高知空港ビルなど18団体で構成いたします、高知県航空利用促進協議会の利用促進の取り組みを支援することとし、同協議会に対して分担金を支出するものでございます。

この協議会では、航空機を利用した旅行商品を造成する旅行会社の助成や、国際チャーター便への着陸料の助成、龍馬空港と、ごめん・なはり線の、のいち駅間の空港タクシーの運行支援、あるいは就航先への利用促進ミッション団の派遣などを実施する予定でございます。

その下の、空港連携推進事業分担金は、来年度の奥四万十博と南予博などに、高知龍馬空港と松山空港を利用して訪れる、観光客の増加を図ることを目的といたしまして、高知県及び愛媛県の両県の航空利用促進協議会が実施する事業について、経費について、愛媛

県と連携をして分担金を負担するものでございます。

この事業は、一般財団法人空港環境整備協会の空港利用促進事業、コンテスト方式でございますけれども、その採択を受けて行う事業でありまして、全国で7件の応募がございまして、当該事業のみが採択されたものでございます。

事業の実施期間は28年、29年の2カ年で、財源は、同協議会からの80%の助成を受けまして、残りの20%を高知、愛媛両県で折半いたします。28年度の事業費は3,000万を予定しております、本県の負担額は300万円で、合計で6,000万円、本県の負担額は600万円でございます。

高知龍馬空港の相互の空港利用したインアウトの利用者に対する助成といたしまして、鉄道やバスなどの特別割引切符の造成や販売、レンタカー利用者への助成、旅行商品の造成、販売支援などを予定しております、これらの取り組みによりまして、高知龍馬空港の路線の活性化とともに、利用者の増加を図ってまいりたいと考えております。

一つ飛ばしまして、住宅騒音防止対策費補助金は、航空騒音の防音工事で、高知龍馬空港周辺の民家に設置されましたエアコン等を対象にいたしまして、一定期間が経過し、機能が失われている機器の更新工事等に対しまして、経費の一部を南国市に補助するものでございます。

その下の、航空路線維持対策事業費補助金は、F D A名古屋線の運行経費の一部を補助するものでございます。名古屋線の運行に対する支援は、本年度までは1便を対象として、着陸料相当額の補助を行ってまいりましたが、今度27日からの複便を受けまして、28年度は、着陸料相当額の補助を1便目に加えまして2便目も対象としたいと考えております。加えまして、2便目のみを対象といたしまして、航行援助施設利用料の補助を行うこととしたいということで、その予算を計上させていただいております。

なお、この新しい航行援助施設利用料といたしますのは、飛行機が飛行する際の無線通信や、管制施設の使用料などとして国が定める料金でございまして、機材の重量により金額が決まっているものでございます。

なお、名古屋線は現在利用率が約65%前後、年間の利用者が年間約4万人程度でございますけれども、同社から複便化後の利用率も65%相当を確保し、利用者数は約7万人を確保したいと目標を示されてございます。

したがって、先ほど御説明させていただきました、航空路線利用促進事業委託料などの有効活用などによりまして、会社とF D Aとも連携をして、利用促進を図ってまいりたいと、利用者の確保を図ってまいりたいと考えております。

その下の、フェリー利用促進特別対策事業費補助金は、宿毛佐伯フェリー航路の利用促進に向けまして、高知県及び愛媛県のトラック事業者に対しまして、当該航路の利用に係る経費の一部を補助するものでございます。

最後の、国直轄空港整備事業費負担金は、国の直轄空港でございます高知龍馬空港の駐機場の改良工事や、耐震対策などに要する経費の法定負担金でございます。

以上が、当初予算に関する御説明でございます。

続きまして、27年度の補正予算につきまして、御説明をさせていただきます。右肩に④のインデックスでお示ししてます、補正予算資料の151ページをごらんください。

まず歳入でございます。国庫支出金の交通運輸政策費補助金は、公共交通乗換検索システム、アクセスこうちのシステム改修事業に充当を予定していた社会資本整備総合交付金について、当初要望してございました額から、国の内示額が減額となったことに対する財源調整を行うものでございます。

交通運輸政策推進債及び国直轄空港整備事業費負担金債は、充当事業の予算削減に伴う財源調整でございます。

次に、歳出について御説明をさせていただきます。152ページをごらんください。補正額は、8,200万円の減額で、6件、人件費を含む6件でございます。個別については、人件費を除く事業について、順に御説明をさせていただきます。

まず2の、地域公共交通対策事業費の、公共交通乗換検索システム改修委託料の減額は、入札減によるものでございます。

その下の、地域の交通維持支援事業費補助金の減額は、市町村の事業の見送りや入札減などによりまして、実績見込みが当初見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、バス運行対策費補助金の減額につきまして、主な要因は、国及び県補助路線におきまして、原油安の影響により燃料費が減少したことによる経費の減少、あるいは、とさでん交通におきましては、統合効果により経費が減少したことなどによりまして、県の補助対象経費が減少し、実績見込み額が当初見込みを下回ったことによる減額でございます。

その下の、安全安心の施設整備事業費補助金の減額は、入札減による減額でございます。

最後の、国直轄空港整備事業費負担金の減額も、入札減や事業内容の変更による減額でございます。

以上で、交通運輸政策課所管の当初予算並びに補正予算についての御説明を終わらせていただきます。御審議のほど、どうぞよろしく願いをいたします。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 268ページの当初予算で、安全安心の施設整備事業費補助金というのが含まれているんですけど。私の勘違いかもしれないんですけど、JR四国の車両に、障害者用のトイレをつくっていただけるような補助金がこの中に含まれてるんですか。

◎矢野交通運輸政策課長 その予算についても従前から含んでおりまして。28年度につきましても、3両分の予定をしてございます。

◎野町委員 議案書の268ページにある、県有車の管理業務委託料ということで、先ほど御

説明の中で、駅に10台県有車を置いて、出張に活用してもらおうというお話がありましたけれども。私も過去に利用したことがあるようなないような。実績としてはどれぐらいで、近年ふえているかどうか、ちょっと教えてください。

◎矢野交通運輸政策課長 まず26年度の実績でございますけれども、中村・宿毛線の営業日、中村・宿毛線に7台ございますけれども、中村・宿毛線での営業日の実績につきましては、約45%の利用率でございます。ごめん・なはり線は若干低くございますが、21.5%でございます。27年度、今期につきましても、これは4月から9月までの実績でございますが、中村・宿毛線につきましては、ほぼ同様の45.3%。ごめん・なはり線につきましては12.6%という実績でございます。

◎野町委員 パーセントというのは、どういう意味ですかね。

◎矢野交通運輸政策課長 まず、営業日がどれぐらいかということでございまして、26年度におきますと、土日を除いた、いわゆる県職員が通常、土日を除いた日を一応営業日と算定いたしまして、244日という数字がございます。それに対して、稼働日数が何日かということと分類をしております。

◎野町委員 来年度の予算に影響するような話でないのかもしれませんが、土森委員がよくおっしゃられるように、やっぱり乗って残すという話で。この後とさでん交通の話もあろうかと思っておりますけれども、県が大変な出資をしてつくっている会社でもあります。いろんな意味で、県の職員の、ちょっとこう一定強制力を持ったような形で公共交通の利用が、今後、何らかできないものか。とにかくその東部のバスとかの乗車率、乗車数、様子を見て、物すごく思うきょうこのごろでありまして。例えばその、所属長による面談とかいろんなことがあるときに、君はここから通っているよねと、公共交通機関も使ったらどうだとかいうようなこと。あるいは最近といいますか、午前中も含めて産振部の話もありましたけれども、いろんなそのコンテスト、コンクールとかがはやっているようだけれども、例えばその、職場で公共交通機関を利用した優秀な事例のコンテストをやってみるとか。そんな話ではないのかもしれませんが、要は、県の職員として、乗って残すという姿勢を、何かこう実際見せていく。それが先ほどの話であるかもしれませんが。これの利用を高めていくということもそうですけれども、毎日の通勤にかかわって、もう少し一歩踏み込んだ取り組みについてはいかがなものでしょうか。

◎矢野交通運輸政策課長 委員のおっしゃるとおり、乗って残そうということは、まず、鉄道、土佐くろ鉄道を支える県、あるいは市町村の職員みずからが、積極的に利用することが大事だと思います。そういうことで、それぞれの協議会の中でも、各市町村に対してもそういう呼びかけをしてございまして、公務出張では積極的に利用していただきたいというお願いをしております。具体的に私ども県の取り組みでございますけれども、当然ながらそういう要請を行っておりますが、今年度につきましては、通勤ということに

はならないかもしれませんが、県が主催をする高知市内での会議、あるいは反対に中村でしたりする会議等々につきましては、列車のそれぞれ高知駅、中村駅の到達時間を考慮した時間設定にさせていただきたいということ、政策調整会議の場で全庁レベルでの要請をして。なかなか時間設定は、難しい部分もございますが、そういうことで全庁的にも利用させていただきたいとお願いしてございます。そういうことを含めて、県の職員みずからも、今後、積極的に利用するという機運もお互いに高めていきたいと思っております。

◎野町委員 私も現役のときに、今やっているかどうかあれですけども、公共交通機関を利用する日というのを館内放送して、確か取り組んでおったように思いますけれども。これの効果も、どうかなという感じもしております。一定どこまでいけるかわかりませんが、強制力を持ったような形の取り組みというのが、要は実際のその実績が上がる取り組みを、ぜひお願いしたいと思っております。

はい。それともう1点。理事、12月議会でお話をさせていただいた、MR Jの就航の取り組みは、何か進展がありますでしょうか。次の日に高知に大変な記事が載ってしまっていて、びっくりしまして。

◎金谷中山間対策・運輸担当理事 答弁させていただいた翌日の記事に、ちょっとああいいう状況ですので。その後、各航空事業者、全日空支店長なんかにも、いろいろ情報としていろいろお聞きはするんですけども。新聞記事等以外の情報が入ってない状況で。今の段階では、ANAに納入する第1号機がいつになるのかということについては、はっきりわからないと。御趣旨はイベント便も、その定期便も、何とかそういった形で高知に着くように、運動はしていきたいと思っております。

◎野町委員 よろしくお願ひします。

◎前田委員 DMVは今現状、東洋町どまりのイメージなんでしょうか。

◎矢野交通運輸政策課長 運行をどこまでするか、導入を含めまして、そのあたりの具体のものはまだ決まっておられません。そういういろんな考え方につきまして、今後議論に入っていくことになろうかと思っております。

◎前田委員 ぜひともお願いいたします。

◎坂本（孝）委員長 はい、質疑を終わります。

以上で、交通運輸政策課を終わります。

これで、中山間対策・運輸担当理事所管の議案を終わります。

〈交通運輸政策課〉

◎坂本（孝）委員長 続いて中山間対策・運輸担当理事所管から、1件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにします。

「とさでん交通」の取り組み状況等について、交通運輸政策課の説明を求めます。

◎矢野交通運輸政策課長 それでは、3月7日に開催されました、とさでん交通の第5回

モニタリング会議で会社から説明がございました、平成27年4月から12月の実績について御報告させていただきます。

お手元の委員会資料をごらんください。次のページ上半分の右下の番号が3のスライドをごらんください。

この表は、27年度4月から12月までの、9カ月間の全事業の実績を年間計画と対比したものでございます。

第3四半期までの実績でございますので、進捗率につきましては、売り上げは75%以上、費用は75%以下であれば、計画どおり、または計画により順調に進捗していると評価できるものと考えております。

資料の左側の表の一番上の売上高をごらんください。累計実績②と書かれた列でございますが、9カ月間の実績が45億円余りであり、進捗率は80%と、計画を上回る進捗となっております。

次に中段の営業利益は、計画値マイナス約3.9億円に対しまして、マイナス5,800万円の実績、経常利益はマイナス4.1億円の計画に対しまして、マイナス4,900万円となっております、いずれも計画を上回る順調な推移となっております。

一番下の当期純利益は、計画値マイナス8,000万円に対しまして、マイナス1億4,200万円となっております。これは4行上の、特別利益の進捗率が9%となっていることが影響しております。

次の第4四半期には、国や県市町村からおおよそ4億2,000万円の路線バス運行補助金が支払われ、特別利益に計上される予定ですので、結果的に年間を通じた見込みとしては順調に推移をしていると捉えられるとの説明がございました。

次は、路線バス部門の専属営業損益です。右下の番号が4のスライドの、ページの下半分の、路線バスの事業の専属営業損益の、一番上の行の売上高をごらんください。

累計実績②の列でございますが、9カ月間の実績が約8.8億円、進捗率78%となっております。なお、資料には記載をしてございませんが、前年同期の実績を見ますと、第4四半期が、第3四半期の98%の売り上げとなっておりますので、月ごと、あるいは季節ごとの変動要因を考慮いたしましても、この78%の進捗率は、計画を上回る進捗であると評価できます。

表の下から3行目の営業費計も、進捗率76%とほぼ計画どおりの進捗となっており、この結果、専属営業損益は、計画値マイナス約3.1億円に対しましてマイナス2.1億円と、上半期に続きまして順調に推移しております。

次は軌道部門でございます。右下の番号が5のスライドのページの、上半分の軌道事業の専属営業損益の、一番上の行の売上高をごらんください。9カ月の実績が7.8億円、進捗率は78%となっております。

同じく、資料に記載はございませんが、バスと同様に、前年同期の実績を見ますと、第3四半期と第4四半期がほぼ同等でございますので、路線バス事業と同様に、78%の進捗率は、計画を上回る進捗であるという評価ができます。

表の下から3行目の営業費計は、計画値に見込んでいなかった修繕を実施したことによりまして、79%の進捗となっておりますが、専属営業損益は計画約1億円に対しまして、実績7,600万円、75%の進捗と、ほぼ計画どおりに推移をしてございます。

次は、公共交通の運送収入と利用客数の推移を示しました、公共交通利用状況でございます。下半分の、右下の番号が6のスライドをごらんください。

まず路線バスの状況でございますが、表の一番上の運送収入は、9カ月の実績で8億5,600万円と、ほぼ前年同期並みの99%となっております。

また、左下のグラフの利用者数の推移につきましては、これはICカード「ですか」の利用データをお示ししているものでございます。青い折れ線グラフが、新会社設立後の26年10月から、ことしの12月までの推移でございまして、緑色の折れ線グラフは、前年同月をあらわしております。

この右側のコメントに記載をしておりますとおり、4月から9カ月間の累計では前年同月比98%の微減となっておりますが、6月と11月は前年を上回っておりまして、12月は前年と同じ水準となるなど、これまで続いてきた利用者の減少傾向に一定の歯どめがかかっているのではないかと説明がございました。

右下の、スライド番号が7のスライドをごらんください。軌道の利用状況でございます。一番上の運送収入は、9カ月の実績で7億1,600万円。対前年同期比で104%と前年度を上回っております。

利用者の推移につきましても、右側に記載のとおり、4月から9カ月間の累計では、前年同期比101%となっております。上半期に続きまして前年を上回る順調な推移となっております。

このように路線バス、軌道ともに売り上げが計画を上回り、利用者数も順調に推移してございますけれども、要因といたしましては、雨天の日が多かったことや、前回も御説明をさせていただきましたが、会社に取り組んでおります接遇の改善効果、あるいは系統番号化の具体的な浸透や効果、新会社への応援といったことのほかに、利用促進施策の実施によりまして効果も、大きく寄与しているのではないかと説明がございました。

続きまして、ページの下半分でございますが、8のスライドのところの公共交通事業における取り組み状況でございます。昨年4月以降と、ことしの1月以降に分けて記載をしてございます。

前回の御報告以降に実施した取り組みは、表の17番にございますように、新春初詣きっぷや、16年1月1日以降の1番にございます、毎月第3金曜日に社長を初めとする社員が、

直接利用者の自宅に出向きまして、サービスの紹介や要望の聞き取りを行うローラー活動や、4番目の、電車・バスサービス一覧のホームページへの掲載などがございまして、このような取り組みにより、引き続き積極的に利用促進策に取り組んでまいりたい思いでございます。

さらに、この表には記載をしてございませんけれども、今回の予算をお認めいただけましたなら、県の広域的路線利用促進事業費補助金を活用いたしまして、ことしの4月1日から、はりまや橋での乗り継ぎ割引制度の拡充によります、実証実験を行うこととしておりまして、さらなる公共交通の利用促進に向けた取り組みを進めていく予定でございます。

次に、右側の路線バスの路線別収支の取り組みでございます。ごらんください。会社から前回の説明では、半期分のデータを使って、路線別収支の把握に取り組んでいるということでしたが、今回は新会社設立後1年間のデータで路線別収支を算出し、ことし10月に実施予定の路線再編の検討材料として活用しているという説明がございました。

なお、ことしの10月に予定をしておりました、バス路線の抜本的再編につきましては、先日開催されました第5回中央地域公共交通改善協議会で、新聞でも報道されましたが、平成30年10月までに段階的に路線再編を実施するということに変更するということが承認をされてございます。

その理由につきましては、関係市町村や沿線市町村との合意形成に時間を要すること。あるいは、路線の見直しを行った場合に、補助要件を満たさなくなる路線がございまして、そういうことの、運行補助金上のデメリットが発生すること。あるいは、現在も続いております、乗員不足が深刻であることなどの課題が挙げられてございます。

これらの課題の解決につきましては、やはり一定の時間を要するというところでございまして、2年後の平成30年10月に向けて、段階的に路線再編を行うこととされたものでございます。

なおことしの10月には、高知内を中心とした一部の路線再編が予定をされておまして。具体的な案につきましては、今後、関係市町村等との調整等を行いまして、5月ごろまでに、具体的なものをまとめる予定となっておりますので、6月議会の当委員会では、その内容について御報告できるものと考えております。

次に、次のページの右下の番号9のスライドをごらんください。4月から12月に実施した、公共交通にかかわる設備投資の内容となっておりますが、前回に御報告をさせていただきましたとおり、投資実績は変わっておらず、残りの計画はこの第4四半期に計上される予定となっております。

以上が、モニタリング会議で報告のあった内容でございまして、まとめますと、損益ベースでは売り上げの健闘や費用の低減によりまして、事業再生計画に対して上振れして推

移をしてございます。路線バスや路面電車の利用者数も順調に推移しておりまして、会社を挙げ、あるいは市町村の皆様の協力を得た、さまざまな取り組みが成果として数字にあらわれてきているものだと考えております。今後もさらなる経営努力や、利用促進への取り組みを期待をしまいたいと思っております。

モニタリング会議の概要については、以上でございますけれども、資料にはおつけしてございませんが、前回の委員会で塚地委員から御質問のございました、ノーガード電停に関する会社の取り組みについて、御報告をさせていただきます。

前回、塚地委員から、これは朝倉駅周辺のことだと思いますけれども、電車の安全地帯が乗り降りする際に、出口が左側にあることから、障害を持たれた方が非常に不安がっていると。その対策が何とかならないかというお問い合わせがございました。

これについて会社に確認をした結果でございますが、まず現状でございます。電車の構造上、進行方向に向かって、入り口出口は左側でございます。したがって、左側しかあかないという現状に対しまして、仮に右側の扉をあけることができるようにするという事になりますと、二つの方法が考えられます。1点は、現状のまま、運転手が後方の反対側の運転席に移動をして、前後のスイッチを切りかえて、右側の扉をあけるという方法がございます。ただこれは、車両の運行安全対策上、あまり適当でないというふうなことが考えられます。

2点目は、現状のまま右側の扉をあけるようにするためには、車両の改造をする必要がございます。ただ、この車両の改造につきましては、会社の試算では一両当たり2,000万円前後のお金が必要なるということでございます。

現在運行してる車両が50数両ございますので、相当数の費用になるということで、これもちょっと現実的でないというふうなことを考えております。

会社としては、こういう御要望のあったノーガード電停の危険性については、十分当然ながら認識をしておりまして。これまでも道路上に反射板を設置する、あるいは島状の電停を設置するなどの対策を考えておりますが、やはり物理的な制約もございまして、なかなか解決に至ってないということで、今後についても検討してまいりたいという報告がっております。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

（「なし」と言う者あり）

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

以上で、中山間対策・運輸担当理事所管を終わります。

《閉会》

◎坂本（孝）委員長 お諮りいたします。

以上をもって、本日の委員会は終了とし、この後の審査については、明日行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

◎坂本(孝)委員長 それでは、以後の日程については、明日の午前10時から行いますので、よろしくをお願いします。

本日の委員会はこれで閉会します。

(17時06分閉会)